

(仮称)

いたばし子育て支援・社会的養育推進プラン2029

素案

令和6年10月

板 橋 区

目次

第1章 総論

1	計画の趣旨	2
2	計画の性格・位置づけ・構成	3
3	計画期間	3
4	児童人口の動態と推計	4
5	主要課題とプラン策定の基本的な視点	6
6	計画の策定体制	6

第2章 「子ども・子育て支援事業計画（第3期）」編

1	就学前人口の動態と推計	10
2	「子ども・子育て支援事業計画（第2期）」の検証	12
3	制度を取り巻く法改正等	16
4	基本理念・共通事項	18
5	幼児期の教育・保育施設	21
6	地域子ども・子育て支援事業	27
7	幼児教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組	45
8	計画の推進	47

第3章 「社会的養育推進計画」編

1	基本的な考え方	49
2	社会的養育を取り巻く区の現況と子ども数等の推計	51
3	基本理念・目標	75
4	子どもの権利擁護の取組の充実	76
5	すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの切れ目のない包括的な支援体制の強化	81
6	一時保護児童への支援体制の強化	86
7	代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組	89
8	里親・ファミリーホームへの委託の推進	92
9	児童養護施設等の機能強化	96
10	社会的養護自立支援の推進	100
11	児童相談所における人材育成・人材確保に向けた取組	103

参考資料

1	板橋区子ども未来応援宣言 2025「実施計画 2025」の概要	107
2	策定経過	108
3	板橋区子ども・子育て会議委員名簿	109
4	板橋区子ども・子育て会議条例	110
5	板橋区子ども・子育て支援本部設置要綱	111
6	板橋区子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果概要	114
7	いたばし子どもワークショップ結果概要	116
8	板橋区児童福祉審議会及び臨時部会委員名簿	117
9	板橋区児童福祉審議会条例	119
10	児童福祉法第8条第2項の規定に基づく諮問書（写）	120
11	社会的養育に関するアンケート及びヒアリング結果概要（調整中）	121

第1章

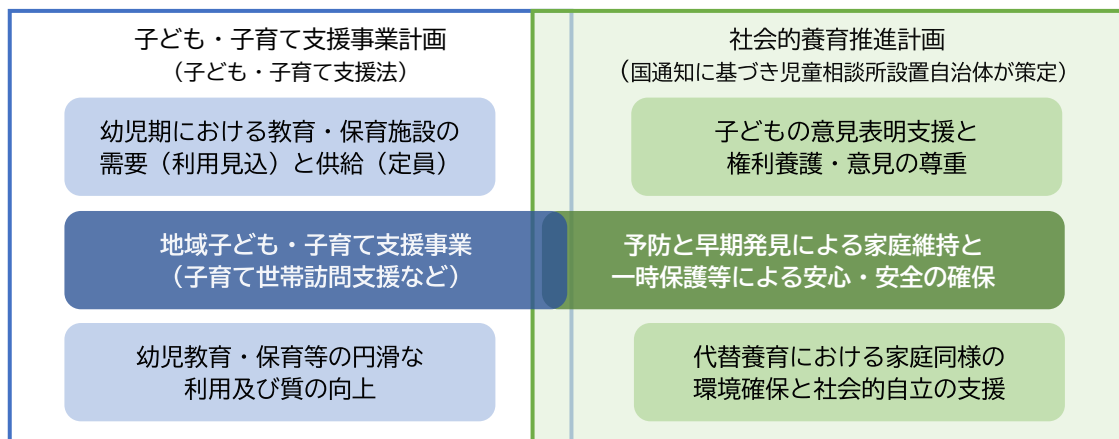


総論

- 1 計画の趣旨
- 2 計画の性格・位置づけ・構成
- 3 計画期間
- 4 児童人口の動態と推計
- 5 主要課題とプラン策定の基本的な視点
- 6 計画の策定体制

1 計画の趣旨

- 「子ども・子育て支援事業計画」（以下、事業計画）は、子ども・子育て支援法（以下、支援法）第61条に基づき、区市町村に策定が義務付けられており、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、提供体制の確保及び実施時期や業務の円滑な実施に関する内容などを定めるものです。区では、国が定める基本指針に即し、平成27（2015）年度から1期を5年として策定してきました。
- 今般、第2期事業計画の計画期間が令和6（2024）年度末をもって終了するにあたり、第3期事業計画を策定し、区の子育て分野における基本計画である「いたばし子ども未来応援宣言2025（以下、応援宣言）」に掲げる目標の達成に向けてさらに取り組んでいく必要があります。
- また、子ども・子育て支援事業の拡充の必要性などを踏まえ改正された児童福祉法に則り、国の技術的助言のもと、都道府県には新たな「社会的養育推進計画」の策定が求められており、令和4年7月に児童相談所設置市となった板橋区においても、東京都の計画と整合を図りながら、区独自に「社会的養育推進計画」を策定し、推進していく方針としたところです。
- 国が示している「社会的養育推進計画の策定要領」では、家庭養育優先原則に基づく、子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組は、事業計画に追加すべき新たな法定事業等と関連性が深いため、内容の整合を図り、両計画の計画期間を合わせることでされています。
- 以上から、区では、「子ども・子育て支援事業計画（第3期）」と「社会的養育推進計画」を一つの「(仮称)いたばし子育て支援・社会的養育推進プラン」として策定し、整合・連携を図りながら推進していきます。

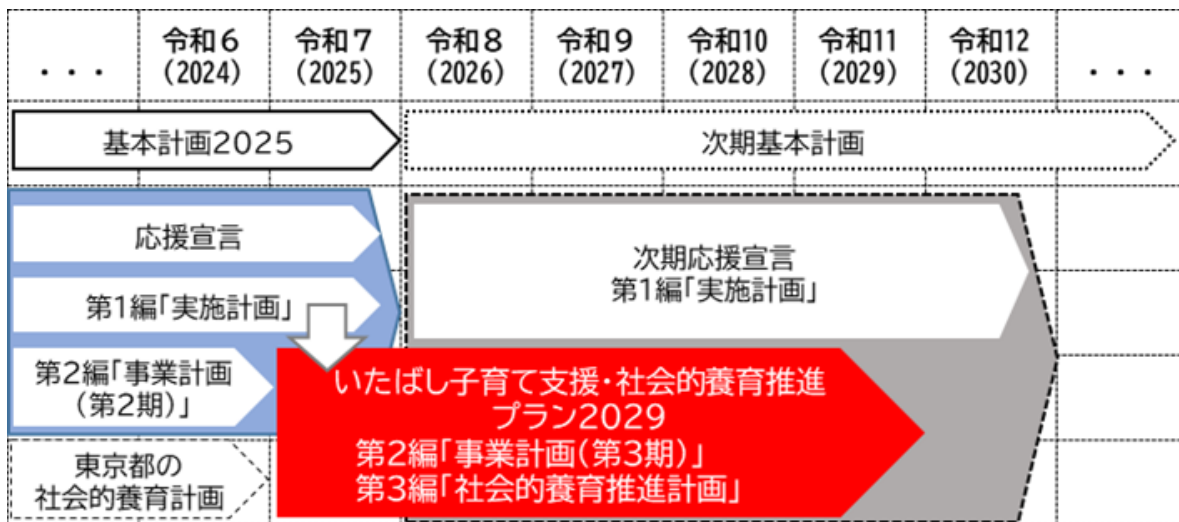


2 計画の性格・位置づけ・構成

- このプランは、支援法に基づく事業計画、及び令和6年3月12日付けこ支家第125号こども家庭庁支援局長通知に基づく「社会的養育推進計画」としての性格を有します。
- 第1章「総論」のほか、第2章「子ども・子育て支援事業計画（第3期）」編と第3章「社会的養育推進計画」編から構成し、それぞれ、板橋区の子育て分野における基本計画「いたばし子ども未来応援宣言2025」の第2編、第3編として位置づけます。
- なお、事業計画に盛り込む内容は、支援法で定められている事業の提供・実施にかかるもののみであり、子育て施策の事業全般の計画は、応援宣言の第1編である「実施計画2025」（令和4年2月策定）として策定し、推進しています。

3 計画期間

- 計画期間は、事業計画の法定期間である令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間です。
- 子育て分野における上位の基本計画にあたる応援宣言は令和7（2025）年度までの計画であるため、令和8年度以降の事業内容については、令和7（2025）年度に策定する次期応援宣言に基づき、必要に応じて見直していきます。

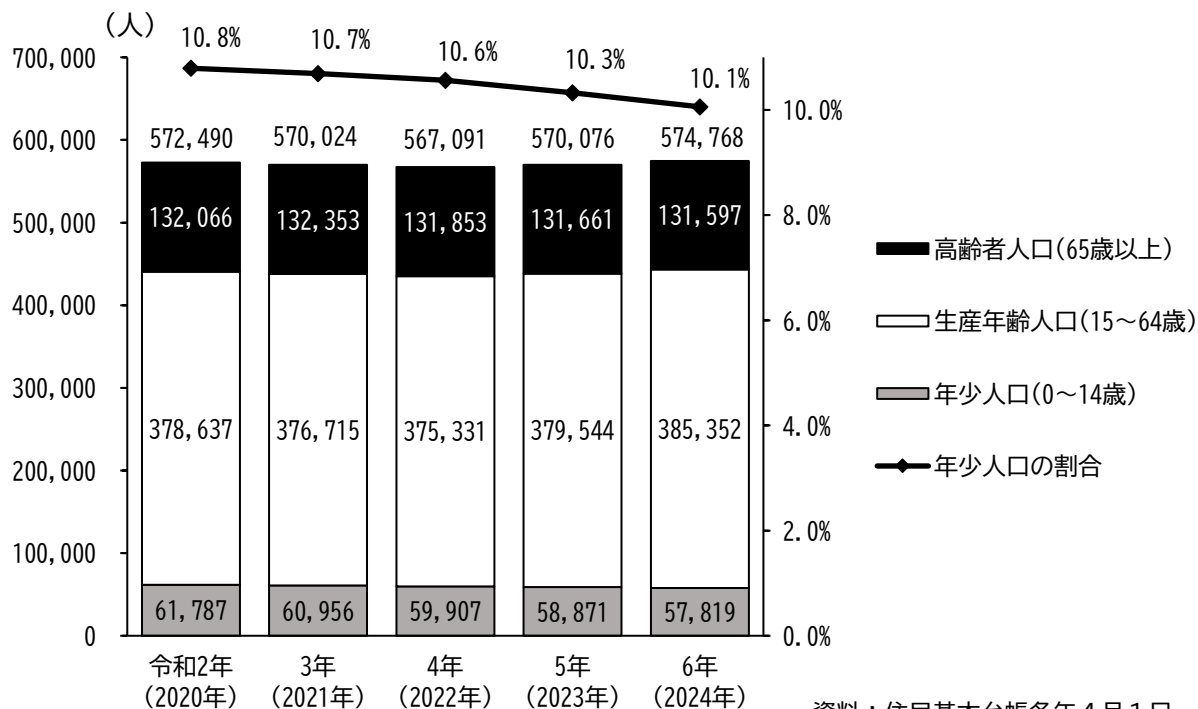


4 児童人口の動態と推計

(1) 年齢3区分別人口の推移と年少人口の割合

住民基本台帳によると、令和2（2020）年度以降の区の年少人口（0～14歳）は減少傾向が続いています。また、総人口に占める割合も低下傾向にあり、令和6（2024）年4月には10.1%となっています。（図表1）

【図表1】総人口の推移



資料：住民基本台帳各年4月1日

(2) 出生数の推移

区内での日本における日本人出生数は令和2（2020）年以降4,000人を下回り、令和5（2023）年の住民基本台帳出生数3,412人は、平成28（2016）年対比で約29%減少しています。（図表2）

【図表2】出生数の推移（単位：人）

区内	平成28年(2016)	...	令和元年(2019)	令和2年(2020)	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)
日本における日本人出生数	4,593	...	4,029	3,862	3,675	3,392	調整中
住民基本台帳出生数	4,810	...	4,247	4,089	3,835	3,605	3,412

資料：上段は厚生労働省「人口動態統計」、下段は総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

(3) 30～49歳人口の増減等推移

30～49歳人口は、実数及び総人口に占める割合、5年前人口（25～44歳人口）との比較、いずれも減少傾向にあり、転出超過の傾向が続いています。（図表3）

【図表3】30～49歳人口の増減等推移（単位：人 ※%表記を除く、各年1月1日現在）

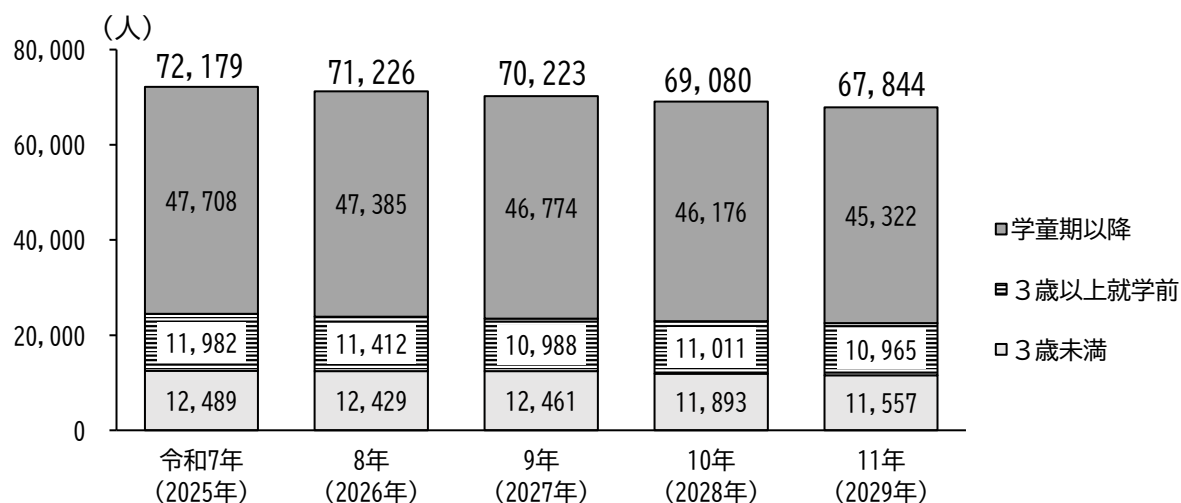
	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
30～49歳人口(A)	172,438	170,292	167,194	164,731	163,346
総人口(B)	571,357	570,213	567,214	568,241	572,927
構成割合(A/B)	30.2%	29.9%	29.5%	29.0%	28.5%
5年前人口比増減	△275	△2,754	△5,649	△6,736	△6,937
5年前人口比増減率	△0.2%	△1.6%	△3.3%	△3.9%	△4.1%
転入者(C)	11,168	11,246	10,922	11,744	
転出者(D)	12,418	13,088	12,626	12,328	
転入超過数(C-D)	△1,250	△1,842	△1,704	△584	

(4) 児童人口の推計

○令和6（2024）年9月に改定した板橋区人口ビジョン（2025年～2050年）における令和7（2025）年の人口を起点とし、住民基本台帳人口の変化率（実績値と各年齢が1歳増になる時の増減率平均値）を用いて、計画期間における児童人口（0～17歳）を推計しました。（図表4）

○なお、住民基本台帳人口の変化率については、直近5年間の大半がコロナ禍にあって、緊急事態宣言等による移動の制限・自粛等の影響を受けた可能性が高い人口動態であることから、過去10年間の変化率を平均した値を用いています。

【図表4】児童人口の推計



- 推計の結果、児童人口は減少傾向が続き、5年間で4,335人減少する見込みです。
- 区では、今回の推計結果をもとに、本プランにおいて子ども・子育て支援事業及び社会的養育にかかる様々な施策を推進し、その他、まちづくりや少子化対策・ブランド戦略など「いたばしNo.1 実現プラン 2025 改訂版」に基づく重点戦略のバージョンアップへ果敢にチャレンジすることによって、その効果が表れた場合の目標人口を人口ビジョン(2025年～2050年)に掲げ、総合的に政策を展開していきます。

5 主要課題とプラン策定の基本的な視点

- 「こどもまんなか社会」をめざす国の「こども大綱」及び少子化トレンドの反転に向けた「こども未来戦略」における「こども・子育て支援加速化プラン」や、東京都の「こども未来アクション」などと連携を図ります。
- 保育所の待機児童ゼロを達成した一方で、新たな課題として生じている欠員対策や、プレ幼稚園・こども誰でも通園制度の導入に向けた調整を図ります。
- 「こども家庭センター機能」の開始に伴い、産前・産後から育児まで切れ目のない子育て支援のさらなる充実を図るなど、次期板橋区基本計画及び応援宣言を見据えた、区独自のビジョンや目標を設定します。
- 社会的養育推進計画については、専門的かつ広範的な見地から検討する必要があることから、区の付属機関である「板橋区児童福祉審議会」に諮問し、答申を受けてプランに反映させます。

6 計画の策定体制

(1) 庁内検討組織「板橋区子ども・子育て支援本部」(庁議)

- 区長を本部長とする「板橋区子ども・子育て支援本部」(庁議)において、プランを審議・決定します。
- 「板橋区子ども・子育て支援本部」(庁議)の下に、関係課長級職員で構成する「子ども・子育て支援連絡調整会議」を設置し、施策・組織横断的に連携して検討し、プラン案を作成します。

(2) 外部検討組織

- 「子ども・子育て支援事業計画（第3期）」編については、学識経験者や関係団体代表者及び区民公募委員等で構成される区の附属機関「板橋区子ども・子育て会議」において意見を聴取し、プランに反映させます。
- 「社会的養育推進計画」編については、「板橋区児童福祉審議会」に諮問し、答申を受け、その内容をプランに反映させます。

(3) 区民の意見等の聴取

① 板橋区子ども・子育て支援に関するニーズ調査

- 調査期間：令和5年10月5日から10月31日
- 調査方法：無作為抽出・郵送による配付及びインターネットによる回収
- 対象・回収の状況

対象	配布数	回収数	回収率
就学前児童保護者	2,500	914	36.6%
小学生児童保護者	1,500	448	29.9%
小学生児童	1,500	347	23.1%

② 「いたばし子どもワークショップ」の試行

- 実施日：令和6年8月28日
- 会場：板橋区役所本庁舎
- 参加者：小学4～6年生21人、中学生11人、高校生3人

③ 社会的養育に関するアンケート調査

	里親※ファミリーホーム含む	児童養護施設	自立援助ホーム	一時保護施設	社会的養護経験者等
調査対象	区が措置している小学生以上の子ども及び里親	区内児童養護施設に入所している小学生以上の子ども及び施設職員	区が措置している15歳以上の子ども	区一時保護施設に入所中の子ども	社会的養護経験者等支援事業対象者
調査期間	8月から9月	8月から9月	8月から9月	9月	8月から9月
配布数	小中学生12名 高校生以上5名 里親20名	小中学生99名 高校生以上43名 施設職員133名	6名	小学生13名 中高生13名	33名
回収数	小中学生6名 高校生以上4名 里親12名	小中学生84名 高校生以上40名 施設職員133名	4名	小学生13名 中高生13名	10名
回収率	小中学生50% 高校生以上80% 里親60%	小中学生84.8% 高校生以上93% 施設職員100%	66.6%	小学生100% 中高生100%	30.3%

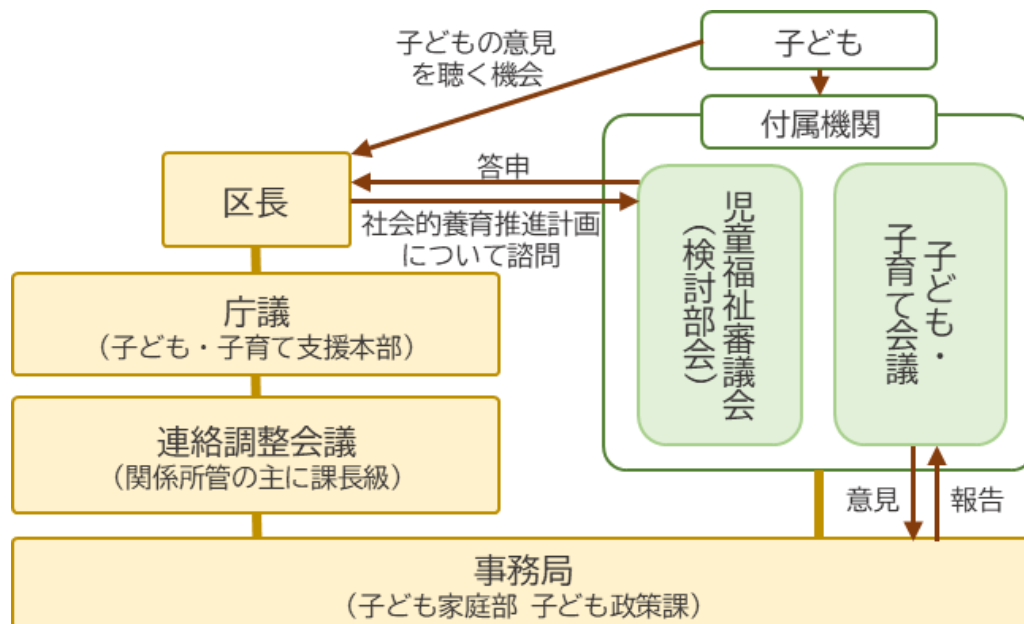
④ 社会的養育に関するヒアリング調査

	里親	児童養護施設	自立援助ホーム	一時保護施設	社会的養護経験者等
調査対象	区が措置している小学生以上の子ども	区内児童養護施設に入所している小学生以上の子ども	区が措置している15歳以上の子ども	区一時保護施設に入所中の子ども	社会的養護経験者等支援事業対象者
対象者	1名 ※アンケート調査において希望した者	15名程度 ※アンケート調査において希望した者	1名 ※アンケート調査において希望した者	5名 ※アンケート調査において希望した者	3名程度 ※社会的養護経験者等居場所支援事業を活用
実施時期	9月	10月	10月	9月	10月

⑤ パブリックコメントの募集

○実施期間：11月9日～11月29日

○募集方法：広報いたばし、区ホームページ、区公式LINE、子育てアプリ、チラシ配布（保育園、児童館CAP'S）など



第2章



「子ども・子育て支援事業計画 (第3期)」編

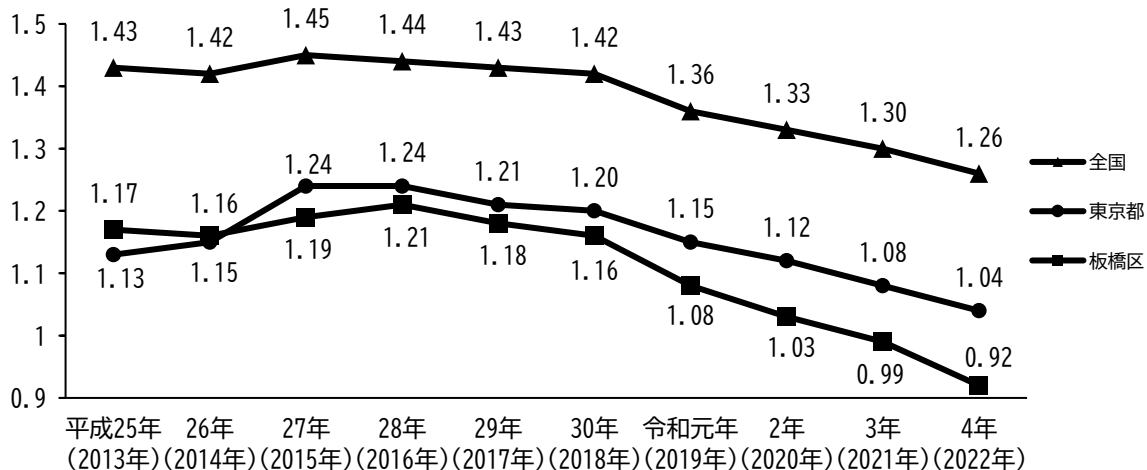
- 1 就学前人口の動態と推計
- 2 「子ども・子育て支援事業計画(第2期)」の検証
- 3 制度を取り巻く法改正等
- 4 基本理念・共通事項
- 5 幼児期の教育・保育施設
- 6 地域子ども・子育て支援事業
- 7 幼児教育・保育等の円滑な利用及び
質の向上に係る取組
- 8 計画の推進

1 就学前人口の動態と推計

(1) 合計特殊出生率の推移

東京都の合計特殊出生率¹は全国の水準を下回って推移しています。板橋区においては、平成29(2017)年以降減少傾向にあり、令和3(2021)年には1を下回りました。(図表5)

【図表5】合計特殊出生率の推移

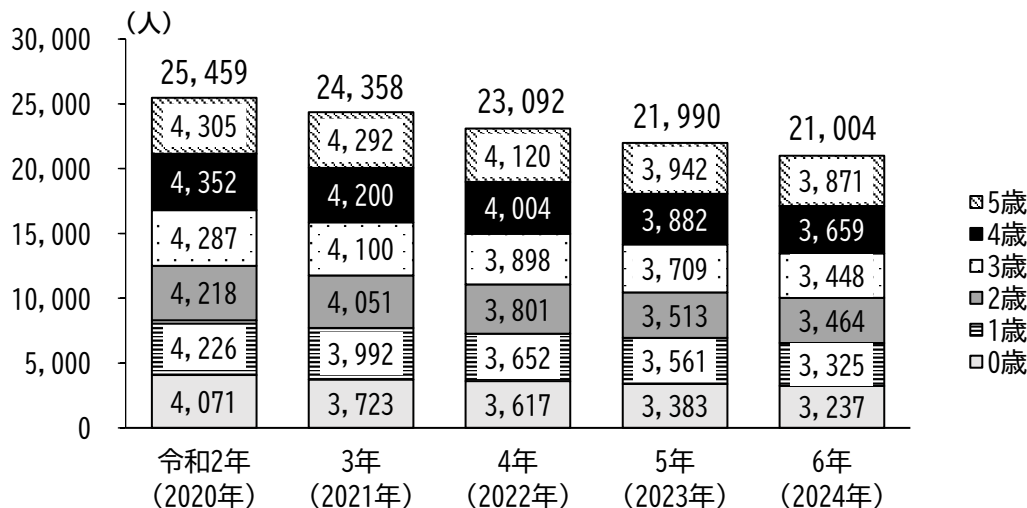


資料：人口動態統計

(2) 就学前人口の年齢別推移

区の就学前人口の年齢別推移をみると、令和2(2020)年以降大幅に減少しています。令和2(2020)年には約4,000人だった出生数も、令和6(2024)年には、3,300人を下回りました。(図表6)

【図表6】就学前人口の年齢別推移



資料：住民基本台帳各年4月1日

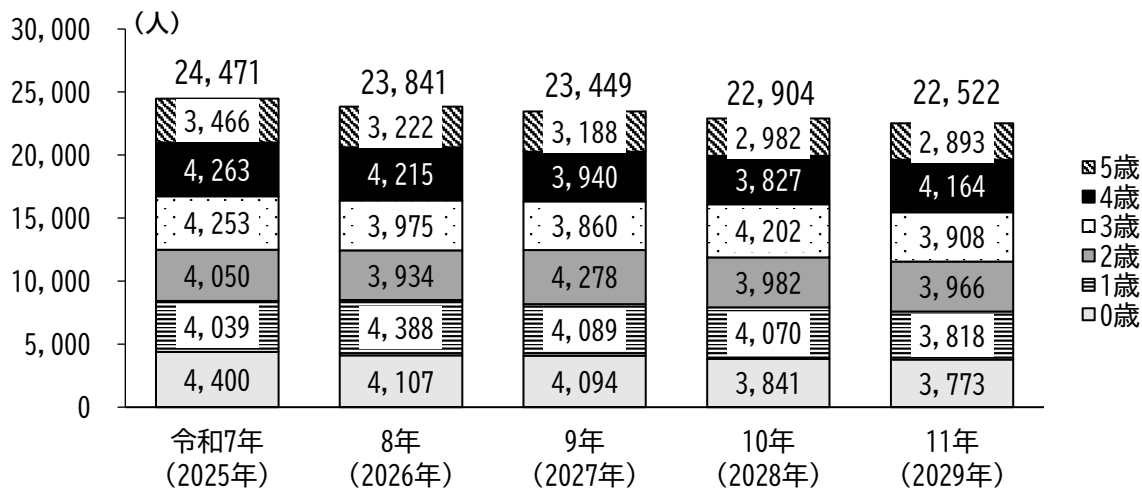
¹合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子ども数に相当します。

(3) 就学前人口の年齢別推計

板橋区人口ビジョンを基準に推計した就学前人口では、計画期間中はやや減少傾向となり、最終年の令和11(2029)年には、22,522人になる見込みです。(図表7)

【図表7】就学前人口の年齢別推計

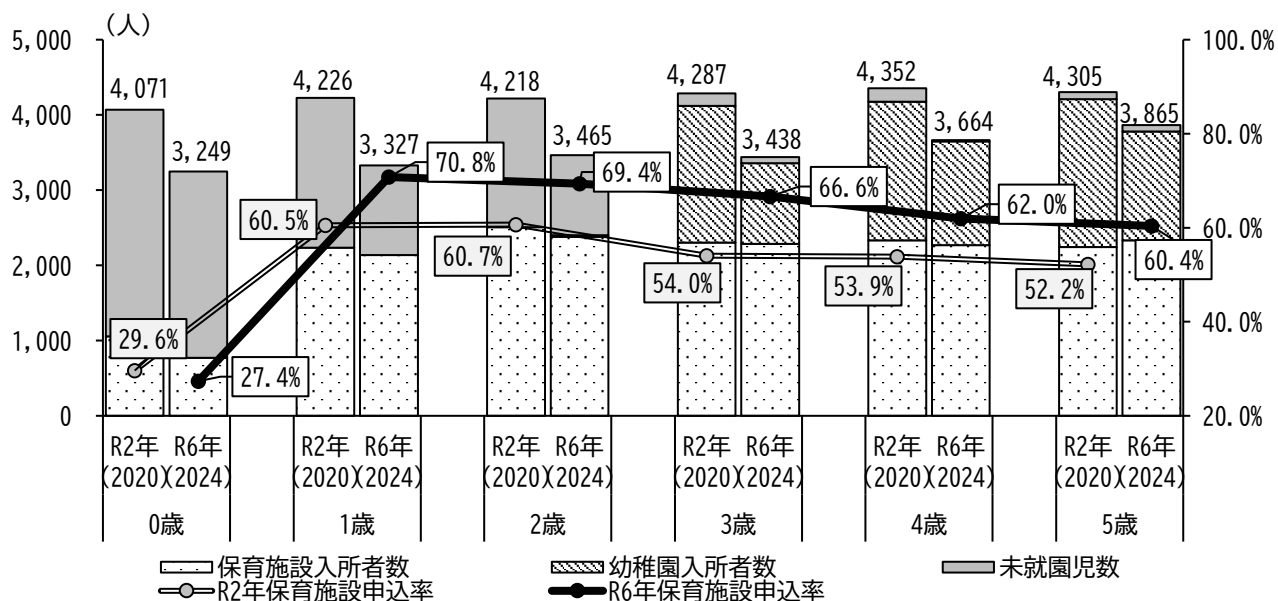


※令和7(2025)年は、板橋区人口ビジョンで算出した人口を用いました。令和8(2026)年～11(2029)年は、令和6(2024)年4月1日現在の住民基本台帳登録人口を基準に、過去10年間のコーホート変化率法を用いて推計し、令和7(2025)年を基準とした各年度の人口増減率を令和7(2025)年の推計人口に乗じて推計しました。なお、コーホート変化率法とは実績値と各年齢が1歳増になる時の増減率平均値から算出する方法です。

(4) 計画当初(令和2(2020)年)と現在(令和6(2024)年)の就学前人口の比較

就学前人口について、1歳以降は全体に対する未就園児数の割合が低く、令和2(2020)年と令和6(2024)年を比較すると、保育施設申込率が高くなっており、計画策定当初よりも保育施設の需要が高まっています。(図表8)

【図表8】計画当初(令和2(2020)年)と現在(令和6(2024)年)の就学前人口の比較



※保育施設及び幼稚園入所者数は、区外から通う児童の人数も含まれるため多少誤差が生じます。

2 子ども・子育て支援事業計画（第2期）の検証

事業計画（第2期）では、以下の3つの基本目標を掲げ、施策を展開してきました。

- 基本目標1 幼児期の教育・保育の量的拡充と質の改善
- 基本目標2 安心して子育てができる体制づくり
- 基本目標3 子育て中の保護者の様々な状況に応じた支援

(1) 幼児期の教育・保育施設にかかる需要と供給実績

【認定区分】

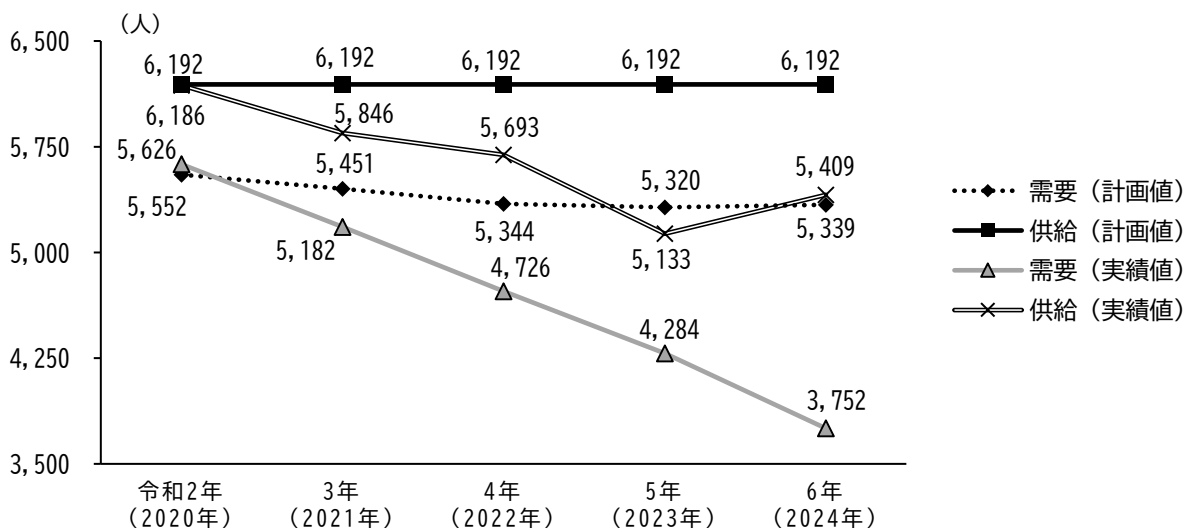
認定区分	対 象	該当する施設
1号認定	お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合	幼稚園・認定こども園
2号認定	お子さんが満3歳以上で、「保育の必要性」の事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育園・認定こども園
3号認定	お子さんが満3歳未満で、「保育の必要性」の事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育園・認定こども園・地域型保育事業

【教育・保育に関する施設・事業】

区 分	施設・事業名	内容
教育・保育施設	幼稚園	小学校就学前の子どもを預かり、幼児教育を行います。また、延長して預かり保育を行うこともあります。
	認定こども園	幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況に関わらず、子どもを受け入れ、教育・保育を一体的に行います。
	保育園	保護者が就労等のため、日中家庭で保育できない子どもの保育を行います。
地域型保育事業	小規模保育事業	少人数（定員6～19人）を対象に、きめ細かな保育を行います。
	家庭的保育事業	少人数（定員5人以下）を対象に、きめ細かな保育を行います。
	居宅訪問型保育事業	個別のケア（障がい・疾病等）が必要な場合等に、居宅において1対1の保育を行います。
	事業所内保育事業	企業等が、従業員の子どもに加え、地域の子どもを受け入れて保育を行います。

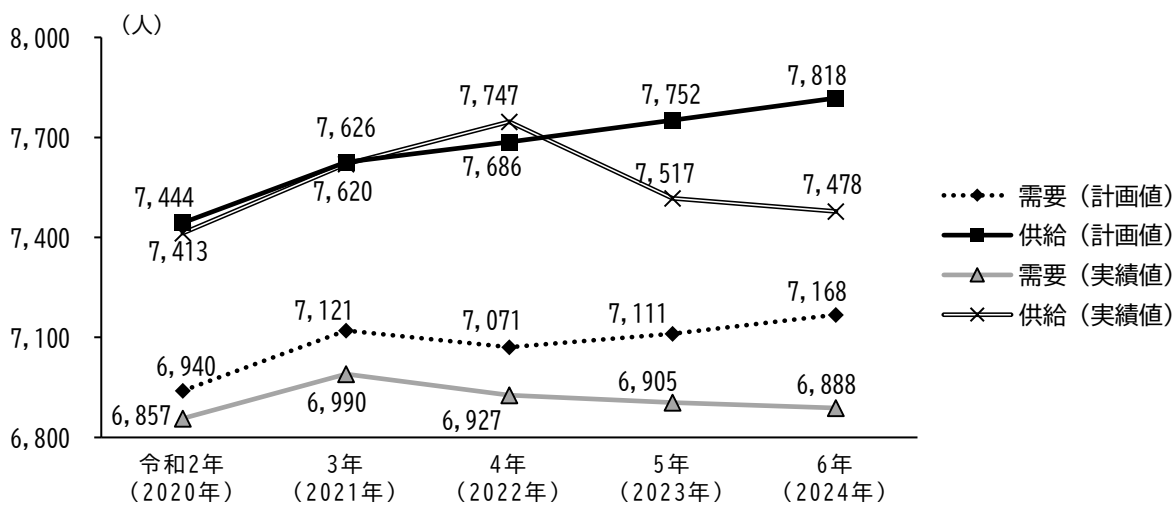
① 1号認定（3歳以上、幼稚園・認定こども園）

【図表9】計画値と実績値の比較



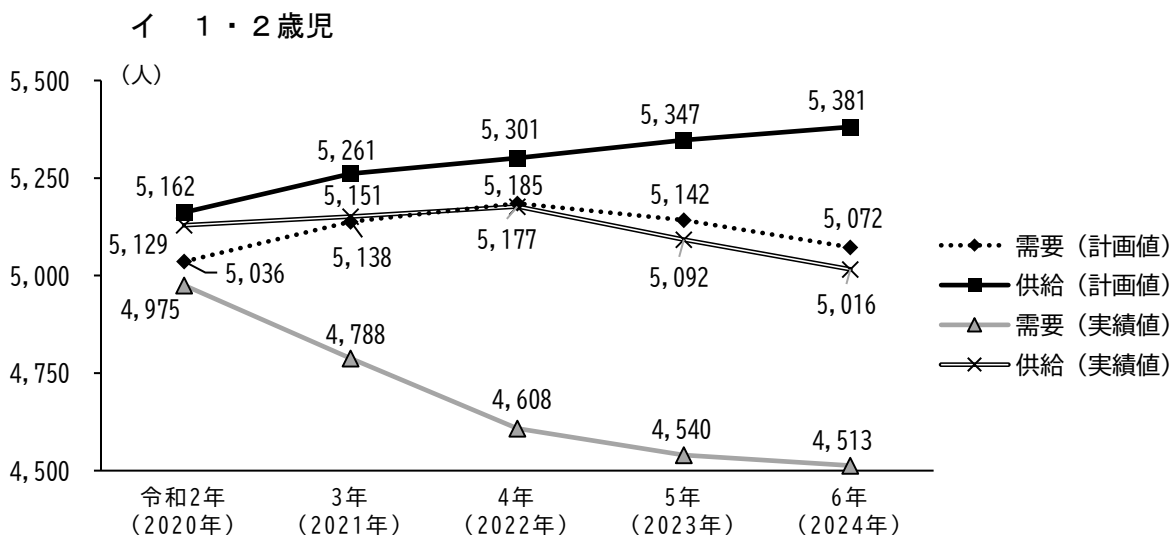
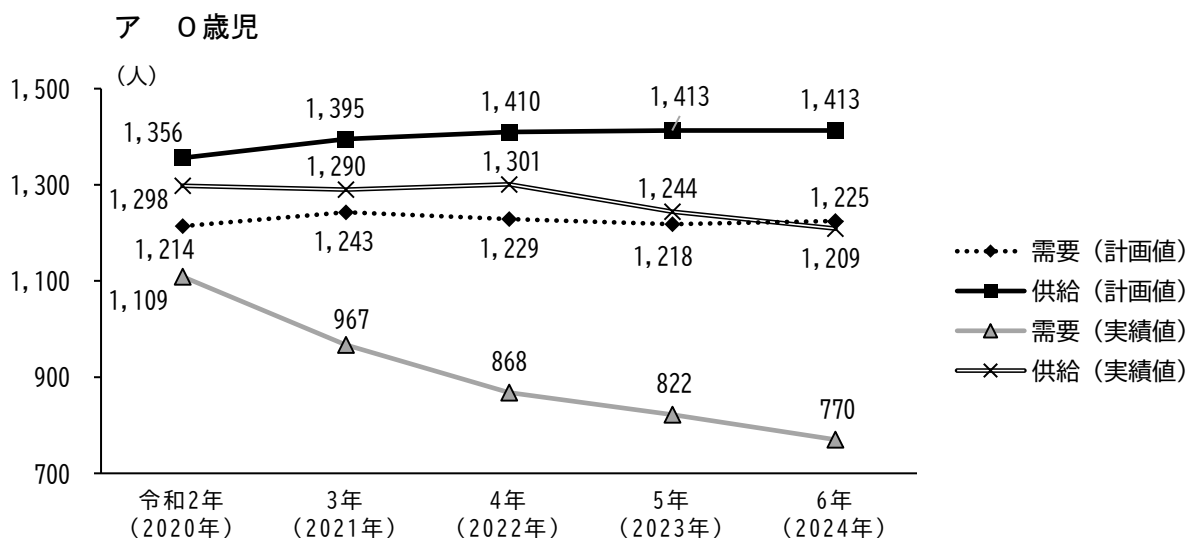
② 2号認定（3歳以上、保育園・認定こども園）

【図表10】計画値と実績値の比較

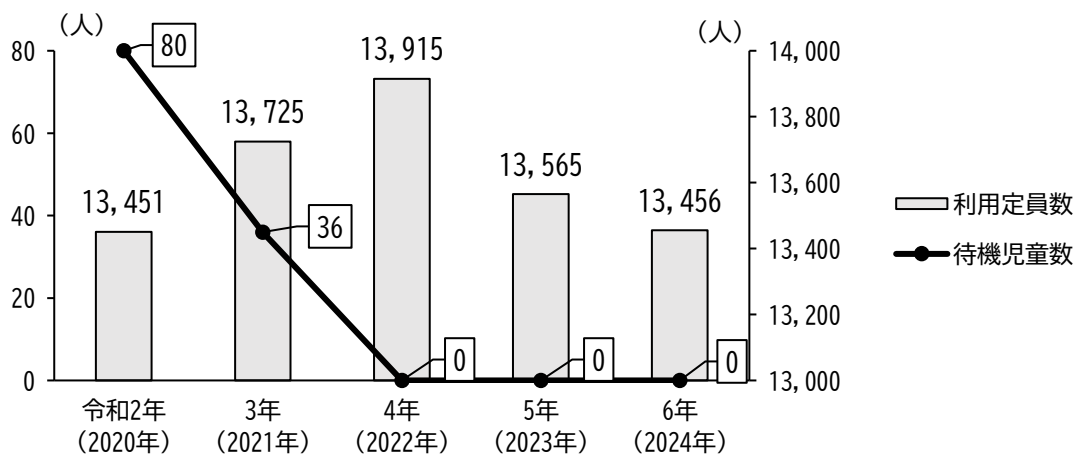


③ 3号認定(3歳未満、保育園・認定こども園、地域型保育事業)

【図表11】計画値と実績値の比較



【図表12】待機児童数と利用定員数の推移



(2) 地域子ども・子育て支援事業(子ども・子育て支援法第59条に定める13事業)

事業名	令和5(2023)年度の主な実績
①利用者支援事業	いたばし子育て NAVI 相談件数 11,723 件 他
②延長保育事業	公立 32 園・私立 102 園、延 3,532 人
③実費徴収に係る補足給付を行う事業	低所得世帯への副食費補助 645 件 他
④多様な主体が本制度に参入することを促進する事業	新規開設園への説明・研修等 1園
⑤放課後児童健全育成事業	あいキッズ 1～3年:5,775 人、4～6年:2,131人
⑥子育て短期支援事業	ショートステイ 2か所、延 619 人、協力家庭 110 人
⑦乳児家庭全戸訪問事業	訪問 3,373 件(面会率 100%)
⑧養育支援訪問事業	要支援児童を対象とした訪問 延 517 回
⑨地域子育て支援拠点事業	児童館・森のサロン延利用 延 586,492 人
⑩一時預かり事業	幼稚園型 213,986 人、幼稚園型以外 延 6,801 人
⑪病児保育事業	病児・病後児3か所、病後児1か所 延 2,218 人
⑫子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター 延 1,326 人
⑬妊婦健康診査	1回目受診 3,341 件

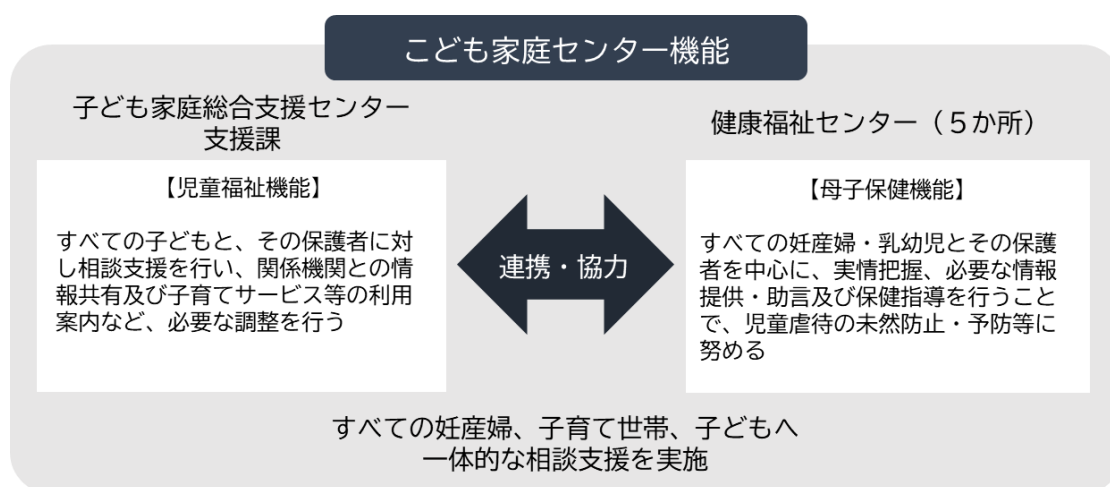
(3) 総括

- 第2期事業計画を策定した令和元(2019)年度においては、保育所の待機児童が108名の状況でしたが、令和3(2021)年度までに私立認可保育所14園(定員967名増)を整備するなど量の拡充を図った結果、令和4(2022)年4月に待機児童ゼロを達成し、それ以降は、1号から3号認定すべてにおいて、保育需要に応えられる供給量を確保できています。また、計画期間中に、公立保育所2園の民営化を実施し、定員28名増のほか、延長保育や0歳児(生後57日から)保育などのサービス拡充を図りました。
- さらに、医療的ケア児の受け入れについて、令和5年度から小学校3校において看護師を配置したほか、令和6年度からは、公立保育所での受け入れをこれまでの2園から5園へ拡大するなど、体制を強化してきました。
- 一方で、コロナ禍における就学前人口の減少傾向などによって、保育需要は減少傾向となり、幼稚園・保育所等において、定員に対する欠員が増加し、新たな課題が生じています。
- したがって、今後の保育施設の新規開設については、大規模集合住宅の建築等による行政指導が必要な場合を除き、慎重に検討していきます。
- また、保護者のニーズを踏まえた一時預かり事業や幼稚園における2歳児預かりをはじめ、東京都による「多様な他者との関わりの機会の創出事業」や、令和8(2026)年度から全国で開始される国の「こども誰でも通園制度」など、各種事業を活用し、多様なサービスの充実と欠員対策を検討していく必要があります。
- 地域子ども・子育て支援事業では、すべての妊婦に対して保健師・助産師が面接を実施し、「オンライン面接」や「出産・子育て応援事業」の開始も相俟って高い面接率を維持するなど、概ね順調に進捗していますが、児童人口が減少する一方で、支援を必要とする子どもや家庭が増えており、子ども家庭総合支援センターを中心に、切れ目のない子育て支援のさらなる充実を図っていく必要があります。

3 制度を取り巻く法改正等

(1) こども家庭センター

- 令和4(2022)年の児童福祉法改正によって、市区町村は、児童福祉分野と母子保健分野に関し一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」を設置することが努力義務となりました。
- 区では、令和6(2024)年4月から、従前の子ども家庭総合支援拠点であった子ども家庭総合支援センターの支援課長を「こども家庭センター」機能の長とし、統括支援員を配置のうえ、区内5か所の健康福祉センター(従前の子育て世代包括支援センター)と連携・協力しながら、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対する一体的な相談支援を実施する体制を構築し、運用を開始しています。



(2) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)・多様な他者との関わりの機会の創出事業

- こども誰でも通園制度は、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に保育所等を利用できる制度です。令和8(2026)年度から全国の自治体において、支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として実施することとなっています。
- また東京都では、国に先行して、多様な他者との関わりの機会の創出事業を令和5(2023)年度より開始しています。こども誰でも通園制度と同様に、就労の有無に関わらず、幼稚園や保育所等を利用できる制度になります(幼稚園16か所、保育所1か所)。

こども誰でも通園制度	
概要	月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付。
対象者(予定)	保育所等に通所していない0歳6か月~2歳の未就園児
利用可能時間(予定)	月10時間が上限

(3) 地域子ども・子育て支援事業における新規事業

① 児童福祉法関係

- 令和4(2022)年の児童福祉法改正によって、地域子ども・子育て支援事業として、「子育て世帯訪問支援事業」(訪問による家事支援)、「児童育成支援拠点事業」(児童の居場所づくりの支援)、「親子関係形成支援事業」(親子関係の形成の支援等を行う事業)がそれぞれ新設されました。
- 市区町村においては、子育てに困難を抱える世帯を包括的に支援するため、計画的な事業の実施に努め、必要に応じ、利用勧奨・措置を講じることとされています。

子育て世帯訪問支援事業

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦などを対象とする(支援を要するヤングケアラー含む)
- 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助などを行う

児童育成支援拠点事業

- 養育環境などの課題(虐待リスクが高い、不登校など)を抱える主に学齢期の児童を対象とする
- 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えとともに児童や保護者への相談などを行う

親子関係形成支援事業

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者などを対象とする
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況などに応じた支援を行う

② 支援法関係

- 令和6(2024)年の支援法改正によって、地域子ども・子育て支援事業として、「妊婦等包括相談支援事業」(妊婦・子育て家庭に対する相談支援)、「乳児等通園支援事業」(こども誰でも通園制度)、「産後ケア事業」(出産後の母子に対する心身のケアや育児支援)がそれぞれ新設されました。

(2) 教育・保育提供区域の設定

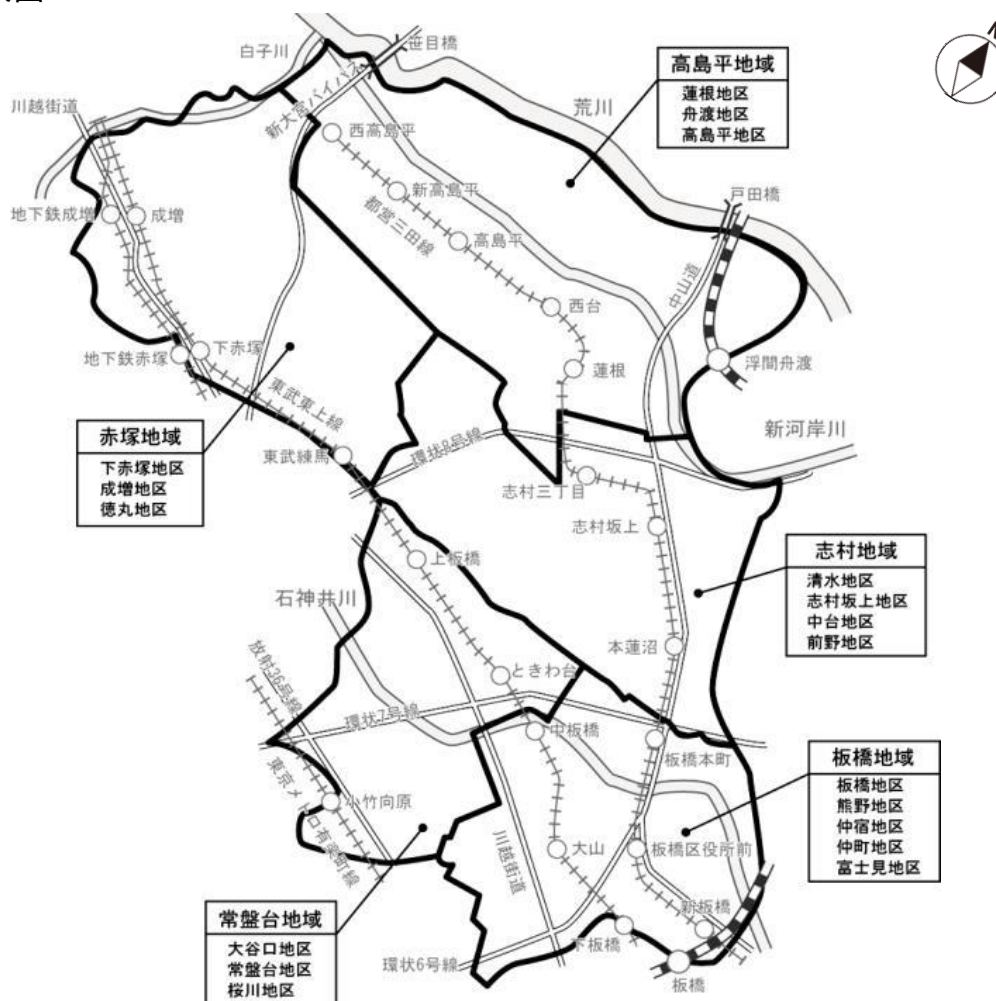
○事業計画では、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」である「教育・保育提供区域」を設定し、その区域ごとの「量の見込み」及び「確保の方策」を定めるものとされています。

○区の教育・保育提供区域については、第1期事業計画において、子どもと保護者の移動範囲を考慮しつつ、18の地域センター担当区域から成る5地域（板橋・常盤台・志村・赤塚・高島平）に設定し、これまで計画を推進してきました。第3期事業計画においても、この区域設定を継続し、基本目標の実現に向けて取り組んでいきます。

【5地域と18地域センターとの関係】

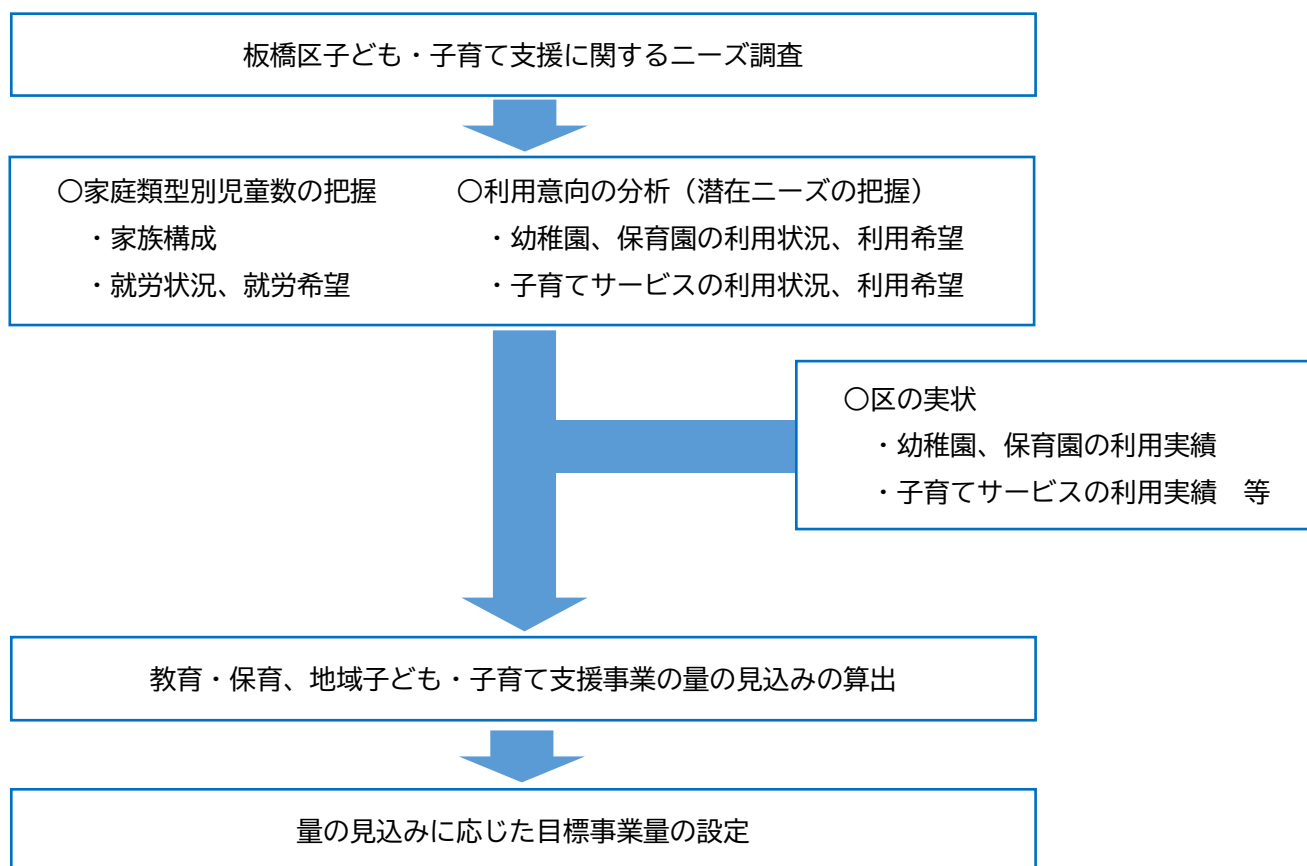
地域	18の地域センター
板橋地域	板橋・熊野・仲宿・仲町・富士見
常盤台地域	大谷口・常盤台・桜川
志村地域	清水・志村坂上・中台・前野
赤塚地域	下赤塚・成増・徳丸
高島平地域	蓮根・舟渡・高島平

■地域図



(3) 量の見込みの基本的な算出方法

幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（需要量）は、就学前児童保護者及び小学生児童保護者、小学生児童本人を対象として令和5（2023）年度に実施した「板橋区子ども・子育て支援に関するニーズ調査」結果の活用について、国から示されている手引きを参考に、これまでの利用実績など区の実状を踏まえ、算出しました。



5 幼児期の教育・保育施設

- 幼児期における教育・保育の利用状況及びニーズ調査等によって把握した利用希望を踏まえ、提供区域ごとに安定的かつ十分な教育・保育を提供できるよう、就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情を考慮し、認定区分ごとに該当施設の目標事業量（供給目標量）を定めます。
- 目標事業量を設定するにあたり、令和6（2024）年10月から令和7（2025）年4月までの新規開設園3園（定員129名）、令和7（2025）年度の民営化予定園3園（定員18名増）、認定こども園（幼保連携型）1園増を想定し、見込んでいます。
- 認定は、年齢と保育の必要性の有無によって1号から3号に区分され、利用できる施設や事業が定められています。

(1) 1号認定

- 対象は、子どもが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合（2号認定のうち幼児期において学校教育の利用希望が強い方を含む）です。
- 該当する施設は、幼稚園、認定こども園です。

【令和6（2024）年4月時点の施設数】

区立幼稚園：1園、私立幼稚園：29園、認定こども園：2園

（単位：人）

	令和6年度 (実績)	7年度		8年度		9年度		10年度		11年度	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
			幼児期の学校教育の利用希望が強い		幼児期の学校教育の利用希望が強い		幼児期の学校教育の利用希望が強い		幼児期の学校教育の利用希望が強い		幼児期の学校教育の利用希望が強い
量の見込み(需要数) (A) ※1	3,752	3,432	3,269	3,144	3,150	3,139					
(供給目標量)	特定教育・保育施設 ※2	1,545	1,457	1,388	1,335	1,337	1,333				
	確認を受けない幼稚園 ※3	3,864	3,647	3,475	3,341	3,347	3,326				
	目標事業量の合計 (B)	5,409	5,104	4,863	4,676	4,684	4,659				
過不足 (B) - (A)	1,657	1,672	1,594	1,532	1,534	1,520					

※1…（新制度に移行する園・移行しない園に関わらず）ニーズ調査及び実績から算出した需要数

※2…新制度に移行する認定こども園及び幼稚園の定員数

※3…新制度に移行しない幼稚園の定員数

(単位:人)

区域別		令和 6年度 (実績)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
区全体	量の見込み (需要数)	3,752	3,432	3,269	3,144	3,150	3,139
	目標事業量 (供給目標量)	5,409	5,104	4,863	4,676	4,684	4,659
板橋地域	量の見込み (需要数)	402	343	327	315	315	315
	目標事業量 (供給目標量)	660	675	644	620	620	618
常盤台地域	量の見込み (需要数)	877	794	757	726	731	729
	目標事業量 (供給目標量)	1,455	1,426	1,360	1,305	1,312	1,306
志村地域	量の見込み (需要数)	611	574	548	526	526	525
	目標事業量 (供給目標量)	882	791	755	724	724	721
赤塚地域	量の見込み (需要数)	1,046	962	914	882	884	879
	目標事業量 (供給目標量)	1,380	1,241	1,178	1,137	1,139	1,130
高島平地域	量の見込み (需要数)	816	759	723	695	694	691
	目標事業量 (供給目標量)	1,032	972	926	890	889	884

○現状・今後の方向性

1号認定の需要は、第2期事業計画期間内において、令和2(2020)年度の5,626人から令和6(2024)年度の3,752人へ1,874人減少(約33%減)しました(13ページ参照)。就学前人口が減少する中、1歳児以降では保育施設への申込率が高まっており(11ページ参照)、令和5(2023)年度に実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」(以下、ニーズ調査)の結果(114ページ参照)からフルタイムの家庭が増えていることなども踏まえると、1号認定の需要は引き続き減少傾向となることが想定されます。

一方で、ニーズ調査において、平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と希望を聞いたところ、私立幼稚園に関して利用率約28%に対し、利用希望は約40%という結果であったことを踏まえると、幼児期における学校教育への潜在的な需要が一定程度あるものと考えられます。

したがって、今後の需要は引き続き減少傾向にあるものの、第2期の計画期間に比べ緩やかに推移するものと見込み、すべての区域において十分な供給量を確保しつつ、一時預かりや2歳児預かり事業、東京都による「多様な他者との関わりの機会の創出事業」の実施や、令和8(2026)年度から開始される「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」の動向も見据えながら、多様なニーズに対応する幼児教育・保育をさらに推進・支援していきます。

(2) 2号認定

○対象は、子どもが満3歳以上で、「保育の必要性」の事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合（幼児期における学校教育の利用希望が強い方を除く）です。

○該当する施設は、保育園、認定こども園です。

【令和6（2024）年4月時点の施設数】

認可保育所：公立36園・私立103園、認証保育所：7園、認定こども園：3園
（単位：人）

		令和 6年度 (実績)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み(需要数) (A) ※1		6,888	6,985	6,607	6,328	6,449	6,320
（供給目標量） 目標事業量	特定教育・保育施設 ※2	7,366	7,459	7,549	7,549	7,549	7,549
	認可外保育施設 ※3	112	112	112	112	112	112
	目標事業量の合計 (B)	7,478	7,571	7,661	7,661	7,661	7,661
過不足 (B) - (A)		590	586	1,054	1,333	1,212	1,341

※1…ニーズ調査及び実績から算出した需要数

※2…認定こども園・保育園の定員数

※3…認証保育所の定員数（令和6年度と増減がないものと見込んでいる）

(単位：人)

区域別		令和 6年度 (実績)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
区全体	量の見込み (需要数)	6,888	6,985	6,607	6,328	6,449	6,320
	目標事業量 (供給目標量)	7,478	7,571	7,661	7,661	7,661	7,661
板橋	量の見込み (需要数)	1,653	1,678	1,573	1,526	1,603	1,508
	目標事業量 (供給目標量)	1,971	2,034	2,034	2,034	2,034	2,034
常盤台	量の見込み (需要数)	1,050	1,137	1,037	999	1,039	1,019
	目標事業量 (供給目標量)	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088
志村	量の見込み (需要数)	1,616	1,630	1,543	1,479	1,479	1,475
	目標事業量 (供給目標量)	1,511	1,511	1,511	1,511	1,511	1,511
赤塚	量の見込み (需要数)	1,379	1,396	1,323	1,275	1,279	1,272
	目標事業量 (供給目標量)	1,294	1,324	1,324	1,324	1,324	1,324
高島平	量の見込み (需要数)	1,190	1,144	1,131	1,049	1,049	1,046
	目標事業量 (供給目標量)	1,614	1,614	1,704	1,704	1,704	1,704

○現状・今後の方向性

2号認定の需要は、ニーズ調査の結果からフルタイム家庭が増加しており、保育施設への入所申込率が高まっているものの、就学前人口が減少傾向にあることから、区全体としては増減を繰り返し、最終的には減少していくことを想定しており、需要に応えられる供給量を確保できる見通しです。

区域別にみると、常盤台、志村、赤塚において、一時的に需要が供給を上回る可能性があるため、引き続き、大規模集合住宅の建設などによる急激な需要の増加に注視しつつ、保育施設の整備などを慎重に検討していく必要があります。

計画期間の終盤には、すべての区域において供給が需要を上回る見込みであり、保育施設における欠員が増加していく可能性が高いため、区において、待機児童ゼロの継続と安定供給を実現するため、民間保育施設に対する必要な支援を実施するほか、公立保育所が調整弁になるなど柔軟な調整を図っていきます。

また、引き続き地域型保育事業を卒園した子どもの受け入れ先となる連携施設の確保に努めるほか、幼稚園と連携し様々な保育ニーズへの対応を進めていきます。

(3) 3号認定

○対象は、子どもが満3歳未満で、「保育の必要性」の事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合です。

○該当する施設は、保育園、認定こども園、地域型保育事業です。

【令和6(2024)年4月時点の施設数】

認可保育所：公立37園・私立105園

認定こども園：1園、認証保育所：11園

地域型保育事業：家庭的保育28か所・小規模保育39園・居宅訪問型保育1か所・事業所内保育6か所

(単位：人)

		令和6年度(実績)			7年度			8年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み(需要数) (A) ※1		770	2,135	2,378	757	2,178	2,408	694	2,330	2,308
目標事業量 (供給目標量)	特定教育・ 保育施設※2	971	1,874	2,182	989	1,900	2,203	995	1,920	2,233
	特定地域型保育 事業※3	166	358	387	164	345	331	164	345	328
	認可外保育施設 ※4	72	109	106	72	109	106	72	109	106
	目標事業量の 合計(B)	1,209	2,341	2,675	1,225	2,354	2,640	1,231	2,374	2,667
過不足(B) - (A)		439	206	297	468	176	232	537	44	359
		9年度			10年度			11年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み(需要数) (A) ※1		686	2,161	2,498	672	2,208	2,380	631	2,018	2,315
目標事業量 (供給目標量)	特定教育・ 保育施設※2	995	1,920	2,233	995	1,920	2,233	995	1,920	2,233
	特定地域型保育 事業※3	164	345	328	163	343	326	163	341	317
	認可外保育施設 ※4	72	109	106	72	109	106	72	109	106
	目標事業量の 合計(B)	1,231	2,374	2,667	1,230	2,372	2,665	1,230	2,370	2,656
過不足(B) - (A)		545	213	169	558	164	285	599	352	341

※1…ニーズ調査及び実績から算出した需要数

※2…認定こども園・保育園の定員数

※3…家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育の定員数

※4…認証保育所の定員数(令和6年度と増減がないものと見込んでいる)

(単位:人)

		令和6年度(実績)			7年度			8年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
区全体	量の見込み(需要数)	770	2,135	2,378	757	2,178	2,408	694	2,330	2,308
	目標事業量(供給目標量)	1,209	2,341	2,675	1,225	2,354	2,640	1,231	2,374	2,667
板橋	量の見込み(需要数)	197	568	606	192	606	636	174	642	604
	目標事業量(供給目標量)	331	638	720	336	644	711	336	644	711
常盤台	量の見込み(需要数)	133	325	356	140	352	374	118	352	339
	目標事業量(供給目標量)	189	331	389	196	337	383	196	337	383
志村	量の見込み(需要数)	147	413	486	144	396	473	131	422	455
	目標事業量(供給目標量)	231	455	520	228	446	497	228	446	497
赤塚	量の見込み(需要数)	165	468	528	162	478	540	150	518	524
	目標事業量(供給目標量)	213	444	495	208	449	498	208	449	495
高島平	量の見込み(需要数)	128	361	402	119	346	385	121	396	386
	目標事業量(供給目標量)	245	473	551	257	478	551	263	498	581
		9年度			10年度			11年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
区全体	量の見込み(需要数)	686	2,161	2,498	672	2,208	2,380	631	2,018	2,315
	目標事業量(供給目標量)	1,231	2,374	2,667	1,230	2,372	2,665	1,230	2,370	2,656
板橋	量の見込み(需要数)	177	612	663	185	644	653	158	558	604
	目標事業量(供給目標量)	336	644	711	336	644	711	336	644	707
常盤台	量の見込み(需要数)	119	329	371	122	349	362	114	319	353
	目標事業量(供給目標量)	196	337	383	195	335	381	195	333	376
志村	量の見込み(需要数)	130	391	489	122	389	459	119	365	455
	目標事業量(供給目標量)	228	446	497	228	446	497	228	446	497
赤塚	量の見込み(需要数)	150	481	570	140	479	531	138	447	528
	目標事業量(供給目標量)	208	449	495	208	449	495	208	449	495
高島平	量の見込み(需要数)	110	348	405	103	347	375	102	329	375
	目標事業量(供給目標量)	263	498	581	263	498	581	263	498	581

○現状・今後の方向性

第2期までは「0歳」と「1・2歳」における需要と供給を示していましたが、第3期では、「0歳」「1歳」「2歳」それぞれで需要が異なることから、よりきめ細かく対応するため、各年齢における需要と供給を計画化しました。

3号認定の需要は、2号認定と同じように、区域によっては一時的に需要が供給を上回る年度もありますが、全体としては需要に応えられる供給量を確保できる見通しです。引き続き、大規模集合住宅の建設などによる急激な需要の増加に注視しつつ、待機児童ゼロの継続と安定供給を実現するため、民間保育施設に対する必要な支援を実施するほか、公立保育所が調整弁になるなど柔軟な調整を図っていきます。

6 地域子ども・子育て支援事業

- 支援法第59条に定める地域子ども・子育て支援事業について、各事業の量の見込み(需要数)とそれに対する目標事業量(供給目標量)及び区の今後の方向性について記載します。
- なお、令和4(2022)年児童福祉法改正によって、新たに(14)～(16)の3事業を追加しています。また、令和6(2024)年支援法改正によって、(7)・(10)・(12)の一部事業を新たに追加しています。
- 事業名の後に「※」印のある事業については、事業の特性上、提供地域は区全体で一つの地域とします。

対象事業

- (1) 延長保育事業
- (2) 病児保育事業 ※
- (3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ※
- (4) 多様な主体が本制度に参入することを促進する事業 ※
- (5) 妊婦健康診査 ※
- (6) 乳児家庭全戸訪問事業 ※
- (7) 利用者支援事業 ※
- (8) 地域子育て支援拠点事業 ※
- (9) 放課後児童健全育成事業 ※
- (10) 一時預かり事業(幼稚園型・幼稚園型以外・乳児等通園支援事業 ※)
- (11) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業:就学児分)
- (12) 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ・産後ケア) ※
- (13) 養育支援訪問事業 ※
- (14) 子育て世帯訪問支援事業(新規) ※
- (15) 児童育成支援拠点事業(新規) ※
- (16) 親子関係形成支援事業(新規) ※

	妊婦	0～2歳	3～5歳	小学生
幼児教育・ 保育施設		延長保育		
		病児保育		
		生活保護世帯への実費徴収に係る補足給付		
		本制度への多様な主体の参入促進		
妊産婦・ 子育て世帯全般	妊婦健康診査	乳児家庭全戸訪問		
	利用者支援(いたばし子育てNAVI、妊婦等包括相談支援等)			
		地域子育て支援拠点(児童館CAP'S、森のサロン)		あいキッズ
		一時預かり(幼稚園型、幼稚園型以外、乳児等通園支援)		ファミサポ※(就学児)
	子育て短期支援(ショート・トワイライトステイ、産後ケア)			
	子育て世帯訪問支援(家事・育児支援)			
ハイリスク ・要支援	養育支援訪問(相談・指導)			
	子育て世帯訪問支援(家事・育児支援)			児童育成支援拠点検討
	親子関係形成支援			

※ファミサポ…ファミリー・サポート・センター事業の略。

(1) 延長保育事業（時間外保育事業）

① 事業概要

保育認定を受けた子どもについて、「通常の利用日及び利用時間」以外の日・時間において、認可保育所・認定こども園等で保育を実施する事業です。

【令和6（2024）年4月時点の延長保育実施施設数】

認可保育所：公立31園・私立103園

② 量の見込み（需要数）と目標事業量（供給目標量）

（単位：人）

		令和 5年度 (実績)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
区全体	量の見込み(需要数) (A)	3,532	3,560	3,470	3,412	3,333	3,279
	目標事業量 (供給目標量)(B)	5,029	5,029	5,029	5,029	5,029	5,029
	過不足(B)－(A)	1,497	1,469	1,559	1,617	1,696	1,750
区域別内訳							
板橋	量の見込み(需要数)	889	886	865	850	830	817
	目標事業量(供給目標量)	1,377	1,377	1,377	1,377	1,377	1,377
常盤台	量の見込み(需要数)	568	586	572	562	550	541
	目標事業量(供給目標量)	793	793	793	793	793	793
志村	量の見込み(需要数)	710	719	700	688	671	661
	目標事業量(供給目標量)	1,204	1,204	1,204	1,204	1,204	1,204
赤塚	量の見込み(需要数)	619	583	568	559	547	537
	目標事業量(供給目標量)	680	680	680	680	680	680
高島平	量の見込み(需要数)	746	786	765	753	735	723
	目標事業量(供給目標量)	975	975	975	975	975	975

③ 今後の方向性

原則として、保護者の勤務時間が昼間の開所時間を超えていて他に保育する方がいない児童を対象に、一部の公立・私立認可保育所において延長保育を実施しており、区全体・区域別のいずれにおいても、需要を上回る供給量を確保できています。

しかしながら、保護者における就労世帯の増加や働き方の多様化などが進む中、延長保育を実施していない施設も含め、さらにニーズが高まる可能性があります。引き続き、利用状況などを踏まえながら、必要に応じて、延長保育の利用機会を拡大していきます。

(2) 病児保育事業

① 事業概要

子どもが病気の回復期又は回復期に至らない場合で、医療機関にかかる必要はないが保育園・幼稚園などに通園できないときに、医療機関などで一時的に保育する事業です。

② 目標事業量（供給目標量）

			令和 5年度 (実績)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
区全体	量の見込み (需要数) (A)	(延べ人数)	2,218	3,410	3,323	3,268	3,192	3,138
	目標事業量 (供給目標 量) (B)	(延べ人数)	5,832	6,534	6,534	6,534	6,534	6,534
		(か所)	4	5	5	5	5	5
	過不足 (B) - (A)	(延べ人数)	3,614	3,124	3,211	3,266	3,342	3,396

③ 今後の方向性

令和6（2024）年4月現在、区では、板橋区医師会病院（高島平3-12-6）、帝京大学医学部附属病院（加賀2-11-1）、いわた医院（坂下1-35-17）、キッズタウンむかいはら保育園（向原3-7-7、病後児保育のみ）の4か所に配置しており、板橋区医師会病院と帝京大学医学部附属病院では「お迎えサービス」も実施しています。

また、保育園や幼稚園等に通園していないお子さんも、保護者の病気・出産・冠婚葬祭等で、在宅での育児が困難な場合はお預かりしています。

区では、概ね5地域で1か所ずつの配置をめざし、引き続き、育児と仕事の両立を支援するため、安心できるサービスの提供に取り組んでいきます。

(3)実費徴収に係る補足給付を行う事業

① 事業概要

特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用、幼稚園における副食費、その他これらに類する費用のうち、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、区が定めるものを助成する事業です。

② 今後の方向性

施設利用にかかる経済的な負担軽減を図る観点から、今後も実績を踏まえ、引き続き生活保護世帯等を対象とした補足給付を継続していきます。

(4)多様な主体が本制度に参入することを促進する事業

① 事業概要

平成27(2015)年4月からスタートした子ども・子育て支援制度への参入を促進するため、幼児教育・保育の質を保ち、安定的・継続的に事業を運営できるよう、施設の巡回による支援や助言、研修などを実施する事業です。

② 今後の方向性

子ども・子育て支援制度がスタートして10年経過し、令和6(2024)年4月現在、特定教育・保育施設は152施設(約88%)、特定地域型保育事業は74施設(100%)になりました。

引き続き、新規開設園などに対し、「板橋区乳幼児期の保育・教育ガイドライン」を周知するとともに、様々な研修の実施などを通じて、保育の質を保ち、安定的・継続的に事業を運営できるよう支援していくほか、保育園巡回指導などの機会を捉え、個別対応での助言などを実施していきます。

(5) 妊婦健康診査

① 事業概要

妊婦の健康の保持・増進を図り、安心・安全な妊娠・出産に資するため、定期的に健康診査を受けられるよう、検査費用を一部助成する事業です。

受診票を使って健康診査を受けると、受診票に記載された内容の検査項目は無料となります。

	内 容	公費負担額上限
妊婦健康診査 1回目	問診、体重測定、血圧測定、尿検査（糖、蛋白定性）、血液検査（血液型、貧血、血糖、不規則抗体、梅毒血清反応検査、B型肝炎、C型肝炎、風疹抗体価検査、HIV抗体検査）	10,980円 (令和6年度)
妊婦健康診査 2～14回目	○毎回実施するもの 問診、体重測定、血圧測定、尿検査、保健指導 ○週数に応じ検査できるもの（各1項目） クラミジア抗原、経膈超音波、HTLV-1抗体、貧血、血糖、B群溶連菌、NST（ノンストレステスト）	5,140円 (令和6年度)
妊婦子宮頸がん 検診	原則としてできるだけ初期に実施	3,400円
妊婦超音波検査	経腹超音波法による検査	5,300円

※利用できる医療機関：都内契約医療機関

妊婦健康診査受診票2～14回目のみ都内助産所（一部）でも利用可能

② 目標事業量（供給目標量）

（単位：人）

	令和 5年度 (実績)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
目標事業量 (供給目標量)	3,341	4,100	3,807	3,794	3,541	3,473
すべての対象者に事業を実施						

③ 今後の方向性

母子健康手帳と同時に配付する妊婦健康診査受診票のほか、受診率を向上させるために、妊婦健康診査の重要性、保健指導票の交付や里帰り等妊婦健康診査助成金制度の周知を図りました。

今後も引き続き、受診率向上のため妊婦面接による当事業の周知の強化と、円滑な実施に向けて取り組んでいきます。

(6) 乳児家庭全戸訪問事業

① 事業概要

乳児のいる家庭を訪問することによって、乳児・保護者の養育環境などを把握し、子育てに関する情報を提供するとともに、保護者と子の健康管理や育児について相談を受け、助言などを実施する事業です。

② 目標事業量（供給目標量）

(単位：人)

	令和 5年度 (実績)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み (需要数)	3,373	4,100	3,807	3,794	3,541	3,473
目標事業量 (供給目標量)		すべての対象者に事業を実施				

③ 今後の方向性

すべての妊婦・子育て家庭が、安心して出産や子育てができる環境を整えるため、「伴走型相談支援」と「経済的支援」を一体的に実施する「出産・子育て応援事業」を令和5（2023）年3月開始した結果、本事業における面会率が前年度から上昇し、100%を達成しました。

また、支援法及び児童福祉法の改正に伴い、「伴走型相談支援」は主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う「妊婦等包括相談支援事業」として創設され、地域子ども・子育て支援事業の利用者支援事業に位置付けられることとなりました。

引き続き、妊婦等包括相談支援事業を含む出産・子育て応援事業との連携を図りながら、高い面接率を維持していきます。

(7) 利用者支援事業

① 事業概要

子ども及びその保護者が、子ども・子育てに関する支援を円滑に利用できるよう、情報提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

② 目標事業量（供給目標量）

【いたばし子育てNAVI事業】（特定型）（単位:件）

		令和5年度 (実績)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
区全体	目標事業量 (供給目標量)	11,723 (うち申込件数3,199)	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
		区役所に保育専門相談員を配置して、施設の利用支援を中心に子育てに関わる相談を充実させます。					

【区立保育園全園での子育て相談】（基本型）（単位:件）

		令和5年度 (実績)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
区全体	目標事業量 (供給目標量)	1,383	1,224	1,224	1,224	1,224	1,224
		「地域子育て支援拠点事業」の相談員等との相談機能の連携強化を通じ、利用者支援事業の充実を図ります。					

【妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）】（こども家庭センター型）（単位:件）

			令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
区全体	目標事業量 (供給目標量)	妊娠届出数	4,400	4,107	4,094	3,841	3,773	
		1組当たり面談回数	2.17	2.17	2.17	2.17	2.17	
		面談実施合計回数	9,548	8,912	8,883	8,334	8,187	
		【内訳】	妊婦・出産ナビゲーション事業	4,400	4,107	4,094	3,841	3,773
			妊婦8か月面談(希望者のみ)	748	698	695	652	641
			乳児家庭全戸訪問事業	4,400	4,107	4,094	3,841	3,773
伴走型相談支援により、すべての全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、切れ目のない支援を実施します。								

③ 今後の方向性

区役所本庁舎では、公立保育所の園長経験者などを保育専門相談員として、施設の利用支援を中心とした子育て相談に通年に対応する「いたばし子育てNAVI事業」を実施し、公立保育所全園では、育児相談や離乳食をはじめ、日常に関する相談を保護者から受け、適切な支援につなげるなど、子育ての不安解消に取り組んでいます。

支援法及び児童福祉法の改正に伴い、令和7(2025)年度から、出産・子育て応援事業の伴走型相談支援が「妊婦等包括相談支援事業」として利用者支援事業に位置付けられることも踏まえ、産後ケア事業などと連携し、高い面接率を維持するとともに、引き続き、切れ目ない子育て支援の充実を図っていきます。

(8) 地域子育て支援拠点事業

① 事業概要

乳幼児とその保護者が交流する場を提供し、子育てについての相談・情報提供・助言などの援助を実施する事業です。

また、町会・自治会をはじめ、施設に来所された近隣の方々との交流を通して、地域のつながりを感じてもらふことや、父親の育児参加なども推進します。

令和6(2024)年4月現在、子育て応援児童館CAP'S(26館)と東京家政大学に常設された「子育てひろば(森のサロン)」において事業を実施しています。

② 目標事業量(供給目標量)

		令和 5年度 (実績)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
区全体	量の見込み(需要数) (延べ人数)	586,492	623,000	607,000	596,000	583,000	573,000
	目標事業量(供給目標量) (か所)	27	27	27	27	27	27

③ 今後の方向性

すべての子育て応援児童館CAP'S(26館)では「すくすくサロン」を設置し、乳幼児親子の交流や育児に関する情報交換ができる安心・安全な居場所を提供しているほか、月齢・年齢に応じた参加プログラムを実施しています。

また、5つの児童館(大山東、上板橋、清水、なります、はすのみ)に専任の相談員を配置し、「子育て相談エール」として相談体制を強化するとともに、発達が気になる乳幼児親子の支援を目的とした「ほっとプログラム」を5つの児童館(高島平、西徳、南板橋、志村、赤塚)にて実施し、子育て支援の充実を図ってきました。

東京家政大学と区は包括的な協定を締結しており、「子育てひろば(森のサロン)」と子育て応援児童館CAP'Sをはじめ、区の様々な事業が連携することによって、さらなる成果の向上を図っています。

区では、少子化の進行など環境の変化や児童館へのニーズを踏まえ、令和6(2024)年2月に「包括的支援体制構築に向けた子育て応援児童館CAP'Sの今後の展開」について最終報告をとりまとめ、公表しました。

今後は、その最終報告に掲げた「子育て相談総合窓口の実現」「子育て世代の多様なニーズへの対応」「子どもたちが安心して過ごせる居場所の創出」の3つを柱として、地域の子育て支援拠点・相談機関機能のさらなる充実を図っていきます。

(9) 放課後児童健全育成事業

① 事業概要

保護者が就労などによって昼間家庭にいない小学校の児童に対し、授業の終了後に安心・安全な居場所を提供し、放課後の体験・交流活動を通じて、健全な育成を図る事業です。

板橋区では、全区立小学校において「あいキッズ」事業として実施しています。

② 目標事業量（供給目標量）

(単位：人)

	令和5年度（実績）		7年度		8年度	
	1～3年生	4～6年生	1～3年生	4～6年生	1～3年生	4～6年生
量の見込み （需要数）	5,775	2,131	5,234	2,091	5,028	2,068
目標事業量 （供給目標量）	12,421	12,436	11,255	12,229	10,813	12,093
	（希望するすべての対象者に事業を実施）					
	9年度		10年度		11年度	
	1～3年生	4～6年生	1～3年生	4～6年生	1～3年生	4～6年生
量の見込み （需要数）	4,763	2,028	4,531	1,965	4,310	1,888
目標事業量 （供給目標量）	10,244	11,857	9,745	11,490	9,269	11,040
	（希望するすべての対象者に事業を実施）					

※全ての区立小学校で実施するため、目標事業量（供給目標量）の人数は該当する年齢の推定人口

③ 今後の方向性

区では、午後5時までを「さんさんタイム」、午後5時以降を「きらきらタイム」に区分し、保護者のニーズに応じて登録区分を設定のうえ、放課後の児童の居場所となる「あいキッズ」事業を全区立小学校で実施しています。

このうち、「きらきらタイム」の手続きをした児童を放課後児童健全育成事業の対象とし、すべての児童の交流を図りながら健全育成を推進します。

登録者数については、年々増加傾向にあり、活動拠点の確保に努めていきます。

一方で、学校や「あいキッズ」以外における児童の居場所の必要性について課題が指摘されています。児童館をはじめ、子どもの多様な居場所について、引き続き検討していきます。

(10) 一時預かり事業

① 事業概要

幼稚園型及び幼稚園型以外の一時預かりは、就労などによる保護者の保育ニーズに応えるため、主として昼間に、幼稚園・認可保育所などにおいて一時的に子どもを預かる事業です。

令和6(2024)年4月現在、区立幼稚園1園、私立幼稚園13園、認定こども園2園、公立保育所3園、私立認可保育所7園、小規模保育園22園、ファミリーサポート事業、トワイライトステイ(日帰り)1施設で実施しています。

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)は、就労用件を問わず、時間単位で柔軟に保育所などにおいて一時的に子ども(0歳6か月～満3歳未満)を預かる事業です。

② 目標事業量(供給目標量)

(ア) 幼稚園型

(単位:延べ人数)

		令和 5年度 (実績)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
区全体	量の見込み (需要数) (A)	213,986	201,091	191,494	184,451	184,773	183,958
	目標事業量 (供給目標量) (B)	206,793	206,793	206,793	206,793	206,793	206,793
	過不足(B) - (A)	-7,193	5,702	15,299	22,342	22,020	22,835
地域別内訳							
板橋	量の見込み(需要数)	14,140	22,562	21,511	20,692	20,750	20,692
	目標事業量(供給目標量)	22,779	22,779	22,779	22,779	22,779	22,779
常盤台	量の見込み(需要数)	37,026	34,173	32,579	31,351	31,470	31,374
	目標事業量(供給目標量)	35,696	35,696	35,696	35,696	35,696	35,696
志村	量の見込み(需要数)	47,773	33,546	31,956	30,770	30,749	30,669
	目標事業量(供給目標量)	32,365	32,365	32,365	32,365	32,365	32,365
赤塚	量の見込み(需要数)	53,928	53,414	50,822	48,959	49,181	48,824
	目標事業量(供給目標量)	55,998	55,998	55,998	55,998	55,998	55,998
高島平	量の見込み(需要数)	61,119	57,397	54,626	52,679	52,623	52,399
	目標事業量(供給目標量)	59,955	59,955	59,955	59,955	59,955	59,955

※現在、区内の幼稚園では、支援法に基づく一時預かりではなく、区独自の預かり保育を実施しており、支援法上の認定区分である1号、2号を分けて掲載する必要がないため、預かり保育推進補助金に基づく一時預かり事業の量の見込みを記載しています。

(イ) 幼稚園型以外

(単位：延べ人数)

		令和 5年度 (実績)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
区全体	量の見込み(需要数) (A)	6,801	6,623	6,404	6,255	6,172	6,100	
	目標事業量 (供給目標量)	一時預かり事業	3,035	2,759	2,636	2,545	2,543	2,530
		ファミリー・サポート・センター (未就学児分)	21,350	18,099	18,099	18,099	18,099	18,099
		トワイライトステイ	285	307	307	307	307	307
		目標事業量の合計 (B)	24,670	21,165	21,042	20,951	20,949	20,936
	過不足 (B) - (A)	17,869	14,542	14,638	14,696	14,777	14,836	
地域別内訳								
板橋	量の見込み(需要数)	2,162	2,191	2,127	2,085	2,045	2,016	
	目標事業量 (供給目標量)	一時預かり事業	373	402	384	370	370	369
		ファミリー・サポート・センター (未就学児分)	6,672	8,811	8,811	8,811	8,811	8,811
常盤台	量の見込み(需要数)	1,646	1,548	1,485	1,437	1,432	1,422	
	目標事業量 (供給目標量)	一時預かり事業	1,344	1,314	1,256	1,212	1,212	1,206
		ファミリー・サポート・センター (未就学児分)	3,075	1,152	1,152	1,152	1,152	1,152
志村	量の見込み(需要数)	797	898	867	846	834	825	
	目標事業量 (供給目標量)	一時預かり事業	278	379	362	350	349	348
		ファミリー・サポート・センター (未就学児分)	4,829	2,556	2,556	2,556	2,556	2,556
赤塚	量の見込み(需要数)	1,196	1,072	1,036	1,013	999	985	
	目標事業量 (供給目標量)	一時預かり事業	520	455	435	421	421	417
		ファミリー・サポート・センター (未就学児分)	4,022	3,039	3,039	3,039	3,039	3,039
高島平	量の見込み(需要数)	811	725	700	685	673	663	
	目標事業量 (供給目標量)	一時預かり事業	520	209	199	192	191	190
		ファミリー・サポート・センター (未就学児分)	2,752	2,541	2,541	2,541	2,541	2,541

※トワイライトステイの提供区域は区全体で一つの地域とします。

(ウ) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

(単位:延べ人数)

区全体	令和7年度			8年度			9年度			10年度			11年度		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み (需要数)※1	173	204	134	163	202	118	163	173	114	155	157	92	152	130	80
量の見込み (需要数)※2	428	442	380	402	436	334	402	373	322	383	339	259	376	282	225

※1…量の見込み(需要数) = (国の手引きによる算出) × (ニーズ調査結果による利用希望で「とても利用したい」と回答した割合)

※2…量の見込み(需要数) = (国の手引きによる算出) × (ニーズ調査結果による利用希望で「とても利用したい」「できれば利用したい」と回答した割合)

③ 今後の方向性

幼稚園型については、令和5(2023)年度実績において、地域によってばらつきがあるものの、区全体として、需要が供給を上回っていますが、需要が今後減少していくことから、現状の供給体制を維持することで、十分に対応できる見込みです。

全体として、量的には十分に需要に応えられる見込みですが、利用希望に沿ったサービスのマッチングについては、引き続き、可能な限りの工夫に努めていきます。

支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として新たに位置づけられた乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)については、令和8(2026)年度からの開始に向け、国において詳細な制度設計の過程にあるため、その動向に注視しつつ、保護者のニーズや他事業の実施状況などを踏まえ、目標事業量(供給目標量)を検討していきます。

今後は、2歳児が幼稚園を体験できるプレ幼稚園や、東京都による「多様な他者との関わりの機会の創出事業」、関連事業との関係を整理のうえ、一時預かりのニーズに応えていきます。

(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業：就学児）

① 事業概要

通院や地域活動への参加などによって育児ができないとき、保護者に代わって短時間の育児を援助する会員制の事業です。育児援助を受けたい区民（利用会員）の子どもを、援助したい区民（援助会員）が預かります。援助活動の内容は、小学校・習い事への送迎や帰宅後の預かりなどです。

※援助会員は、保育士などの資格保有者や、区が実施する子育て支援者認定研修を修了した方などです。

※児童が病気の場合や安全確保ができない場合など、援助活動ができない場合があります。

② 目標事業量（供給目標量）

(単位：延べ人数)

		令和 5年度 (実績)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
区全体	量の見込み(需要数) (A)	1,326	1,326	1,293	1,248	1,199	1,147
	目標事業量(供給目標量) (B)	9,150	6,156	6,156	6,156	6,156	6,156
	過不足(B) - (A)	7,824	4,830	4,863	4,908	4,957	5,009
地域別内訳							
板橋	量の見込み(需要数)	362	362	353	341	327	313
	目標事業量(供給目標量)	1,334	1,681	1,681	1,681	1,681	1,681
常盤台	量の見込み(需要数)	103	103	100	97	93	89
	目標事業量(供給目標量)	1,382	478	478	478	478	478
志村	量の見込み(需要数)	171	171	167	161	155	148
	目標事業量(供給目標量)	1,753	794	794	794	794	794
赤塚	量の見込み(需要数)	97	97	95	91	88	84
	目標事業量(供給目標量)	1,727	450	450	450	450	450
高島平	量の見込み(需要数)	593	593	578	558	536	513
	目標事業量(供給目標量)	2,954	2,753	2,753	2,753	2,753	2,753

③ 今後の方向性

ファミリー・サポート・センター事業は、区民相互の助け合いによって成立している事業であり、地域の援助会員と利用会員である保護者との間で合意（マッチング）した時点で利用が可能となります。現状のマッチング率は90%を超えていますが、引き続き援助会員数の拡大に取り組み、マッチング率の向上をめざします。

(12) 子育て短期支援事業

① 事業概要

育児疲れ、育児不安、親の介護、病気や出産での入院又は通院、仕事、冠婚葬祭への出席などの理由によって、家庭において短期的に養育が困難となった場合に、子どもを預かる事業です。

区内では、社会福祉法人松葉の園が運営する専用施設で「ショートステイ」を実施しているほか、一定の要件を満たした協力家庭のご自宅で子どもを預かる「子どもショートステイ」を令和3（2021）年度から実施しています。

また、生後43日から2歳までの子どもを預かる「乳児ショートステイ」を中野区にある聖オディリアホーム乳児院で実施しています。

さらに、支援法の改正によって新たに追加された産後ケア事業は、産後の母子のケアや、助産師による授乳相談や育児支援により、安心して子育てできるようにサポートする事業です。

② 目標事業量（供給目標量）

(ア) 子育て短期支援事業（ショート・トワイライトステイ）

(単位：延べ人数)

	令和5年度 (実績)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み(需要数) (A)	619	1,468	1,430	1,394	1,350	1,311
目標事業量(供給目標 量)(B)	937	4,053	4,053	4,053	4,053	4,053
過不足(B) - (A)	318	2,585	2,623	2,659	2,703	2,742

※第3期より宿泊利用の件数に加え、日帰り利用の件数を計上。

(イ) 産後ケア事業

(単位：延べ人数)

	令和 7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み(需要数) (A)	3,171	2,960	2,951	2,768	2,719
目標事業量(供給目標 量)(B)	4,535	4,535	4,535	4,535	4,535
過不足(B) - (A)	1,364	1,575	1,584	1,767	1,816

③ 今後の方向性

ショートステイ事業では、週末や学校の長期休業期間に利用が集中するなど、特定の日に希望が集中することによって定員を超えてしまい、利用できない方がいる場合があります。そのような場合でも極力ニーズに沿えるよう、協力家庭数の拡大をめざすとともに、利用希望者の事情に応じて、類似事業の紹介などを行っていきます。

産後ケア事業については、「宿泊型」「訪問型」に加えて、令和6(2024)年4月から新たに「通所型」を開始しました。支援法の改正に伴い、令和7(2025)年度から、地域子ども・子育て支援事業に位置付けられることも踏まえ、引き続き、産後も安心して子育てができるような支援を推進していきます。

(13) 養育支援訪問事業

① 事業概要

母子保健事業と連携することによって、出産前から育児不安を抱えるなどの要支援家庭を早期に発見し、心身の安定や育児負担の軽減を図るため、保健師等が訪問のうえ相談を受け、家庭の状況に応じて育児支援サービスにつなげる事業です。

② 目標事業量（供給目標量）

(単位：人)

	令和5年度 (実績)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
目標事業量 (供給目標量)	288	支援が必要なケースすべてに事業を実施				

③ 今後の方向性

令和6(2024)年4月からは、こども家庭センター機能として、児童福祉と母子保健を一体的に実施する体制がスタートしたことを踏まえ、養育支援訪問事業をはじめ、様々な事業・関係機関が連携し、出産前から育児不安を抱える特定妊婦など要支援家庭の早期発見と必要な支援につなげていきます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

① 事業概要

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みの相談にのるとともに、家事・子育て等の支援を行います。

② 目標事業量（供給目標量）

(単位：人)

		令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
目標事業量 (供給目標量)	育児支援ヘルパー派遣事業	支援が必要なケースすべてに事業を実施				
	産前産後支援事業 (産後ドゥーラ)					

③ 今後の方向性

これまでの養育支援訪問事業による保健指導・助言等に加え、家事や育児にかかる支援の必要性に鑑み、児童福祉法の改正に伴って新たに追加された事業です。育児支援ヘルパー派遣事業や産前産後支援事業（産後ドゥーラ）を必要とするケースについて、適切に支援につなげることによって、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防いでいきます。

(15) 児童育成支援拠点事業

① 事業概要

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる拠点を開設し、児童の生活の場を与えるとともに児童やその保護者への相談等を行います。

② 今後の方向性

児童福祉法の改正によって、令和6(2024)年度から施行された新規事業です。不登校だけでなく、貧困をはじめ、様々な家庭療育環境等に課題を抱える児童の居場所については、他自治体における事例などを研究しつつ、担い手や場所・機能のほか、類似・関連事業との関係性などについて課題を整理していく必要があります。

今後、ニーズを適切に捉えながら、事業実施の可能性について検討していきます。

(16) 親子関係形成支援事業

① 事業概要

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるとともに、子どもの不適切な行動への対応等について、講義やロールプレイ等を通じて、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

② 目標事業量(供給目標量)

(単位:延べ人数)

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み(需要数) (A)	30	30	30	30	30
目標事業量(供給目標量) (B)	30	30	30	30	30
過不足(B) - (A)	0	0	0	0	0

③現状・今後の方向性

児童福祉法の改正によって、令和6(2024)年度から施行された新規事業です。子育てに関する悩みや不安を共有・共感し合う経験を通じて、保護者が抱える負担感の軽減を図り、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐとともに、親子間における適切な関係性の構築を図っていきます。

7 幼児教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組

(1) 保育施設の欠員に対する柔軟な対応、及び認可外保育施設を含む利用者支援

- 区においては、令和4(2022)年4月に待機児童ゼロを達成した一方で、就学前人口が減少傾向にあり、保育定員に対する欠員が新たな課題となっています。また、令和6年4月時点で民間保育施設数が公立保育所の約4倍あり、保育定員全体に占める民間保育施設の割合も約74%となっています。
- 今後も多様化する保育ニーズを満たし、待機児童ゼロを継続していくためには、公立保育所における欠員対策に向けた調整弁の役割や、災害時又は民間保育施設の撤退などによる緊急時の保育需要への対応など、組織力を生かした柔軟な対応が求められます。
- 既に、私立認可保育所などに対して、年度途中で受入れの多い0歳児の職員配置に係る運営費を支援し、年度途中受入枠を確保するため、0歳児欠員に対する区独自の運営費助成を実施してきました。
- また、認可外保育施設においても、待機児童の解消と多様な働き方・ライフスタイルへの対応において貢献してきたことを踏まえ、多子世帯の経済的な負担軽減などの支援について検討していく必要があります。
- 引き続き、公立と民間保育施設が協力・連携し、保育需要に十分に応えつつ、サービス向上に資する取組を相互に波及させながら、経営の安定と保育の質を高めていく取り組みを推進していきます。

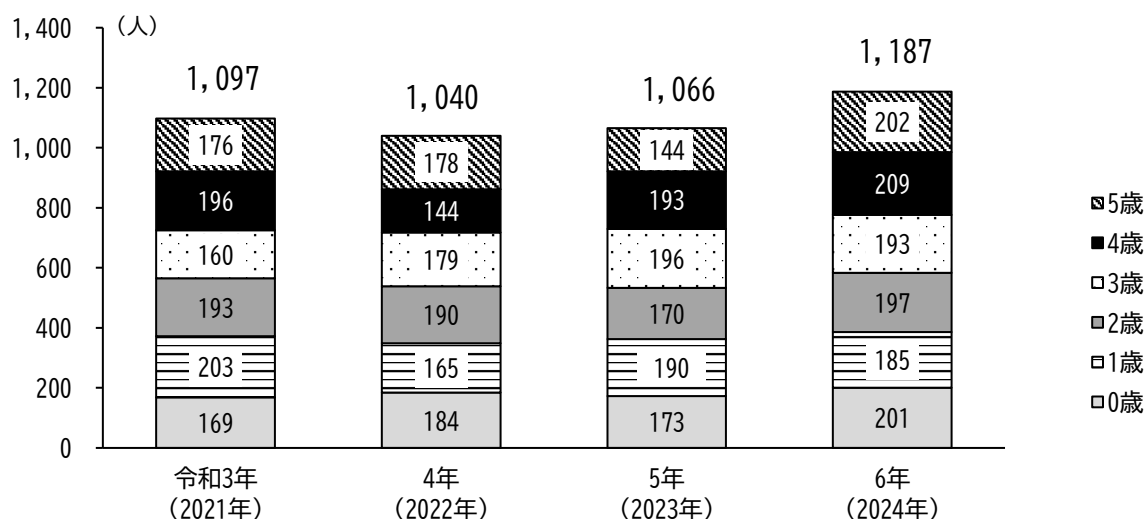
(2) すべての子どもの育ちを応援し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化

- コロナ禍以降、子ども・若者・子育て家庭の孤立化・孤独化が進行し、地域との関わりも薄れる中、育児への不安や悩みを抱える人も少なくありません。未就園児を含むすべての子どもが家族以外の人と関わる機会を得られる取組、子育て家庭の孤立感の解消や育児への不安軽減につながる支援が求められています。
- 区内の一部幼稚園では、入園前に幼稚園で行うことの一部を体験できる「プレ幼稚園」を実施しています。さらに、区内の一部幼稚園・認可外保育施設では、「多様な他者との関わりのおしごと創出事業」(保護者の就労等の有無に関わらず子どもを預かり、多様な他者との関わりの中で様々な体験や経験を提供し、子どもの健やかな成長を図る事業)を実施しています。
- さらに、支援法の改正によって、令和8(2026)年度から、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」が導入される予定です。区としては、子どもの利益・成長に資する視点とともに、孤立感・不安感を抱える保護者の負担軽減や多様な働き方・ライフスタイルに左右されない子育てへの支援という観点から、様々な制度の効果的な活用や利用促進について検討していきます。

(3) 医療的ケアを必要とする障がい児や外国籍の幼児などへの配慮・支援の強化

- 医療的ケア児の保育ニーズは近年さらに高まっており、区にも多数の相談が寄せられています。
- 公立保育所においては、令和3（2021）年度から2園において、医療的ケア児保育を実施してきましたが、増加する医療的ケア児のニーズに応えるため、令和6（2024）年度からは体制を拡充し、公立保育所5園で受入れています。
- さらに区としては、令和7（2025）年度から家族を関係機関につなぐ役割などを担う連携システムを構築し、医療的ケア児のライフステージに応じた切れ目のない支援を実施します。
- また、外国籍の就学前児童人口は近年増加しており、令和6（2024）年4月1日現在、1,187人で、就学前児童人口全体に占める割合は5.7%となっています（図表13）。区立幼稚園では、学級運営を補助する保育支援員を配置し、日本語が分からないなどの配慮が必要な子どもへ対応しており、公立保育所・区立幼稚園では通訳機を活用しているほか、（公益財団法人）板橋区文化・国際交流財団では施設からの申請に基づいた通訳の派遣を実施しています。
- 配慮や支援が必要な子どもとその家庭への支援について、今後も「障がい者計画（障がい児福祉計画を含む）」などと整合を図りながら、充実を図っていきます。

【図表13】外国籍の就学前児童人口の推移



資料：住民基本台帳各年4月1日

(4) こども家庭センター機能との連携強化による地域子育て相談機関の充実

- 区では、令和6(2024)年4月から、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行うための「こども家庭センター」を機能として設置し、運用を開始しました(16ページ参照)。
- また、令和4(2022)年の児童福祉法改正によって、市区町村は「地域子育て相談機関」の整備に努めることとされ、令和6(2024)年から制度が施行されました。
- 「地域子育て相談機関」は、全ての妊産婦及び子どもとその家庭等を対象に、相談支援のほか、情報発信、子育て世帯とつながる工夫、関係機関との連携などを業務内容とするものと規定されています。区では、児童館を「地域子育て相談機関」として位置付けることや、こども家庭センター機能との連携強化を見据え、児童館の今後の方向性を検討していきます。

8 計画の推進

(1) 計画の進行管理

① 進捗状況の把握

- 計画が着実に実行されるよう、区長を本部長とする「板橋区子ども・子育て支援本部」において、毎年、成果や進捗状況を報告し、課題と今後の方向性を整理したうえで、改善につなげていくPDCAサイクルを機能させます。
- 区民ニーズの変化や法改正などの変化によって、計画内容に大きな変動が生じる場合は、迅速かつ柔軟に対応し、必要に応じて見直しを図ります。

② 板橋区子ども・子育て会議による点検と意見

- 板橋区子ども・子育て会議条例に基づき、区の附属機関として設置している「板橋区子ども・子育て会議」(区民公募委員、関連団体・関係機関の代表者及び学識経験者などで構成)において、計画の進捗状況を報告し、意見等を伺って、施策や事務事業の改善につなげていきます。

③ 進捗状況の公表

- 計画の進捗状況は、毎年、区のホームページにおいて公表します。また、「板橋区子ども・子育て会議」についても、開催時間や周知方法などを工夫し、区民公募委員への応募や傍聴参加の増加を図るなど、情報公開と区民参加を推進していきます。

第3章



「社会的養育推進計画」編

- 1 基本的な考え方
- 2 社会的養育を取り巻く区の現況と子ども数等の推計
- 3 基本理念・目標
- 4 子どもの権利擁護の取組の充実
- 5 すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの
切れ目のない包括的な支援体制の強化
- 6 一時保護児童への支援体制の強化
- 7 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障
に向けた取組
- 8 里親・ファミリーホームへの委託の推進
- 9 児童養護施設等の機能強化
- 10 社会的養護自立支援の推進
- 11 児童相談所における人材確保・育成に向けた取組

1 基本的な考え方

(1) 計画の趣旨

我が国においては、これまで児童虐待防止のために種々の対策を講じてきたところですが、令和2（2020）年度には児童相談所の児童虐待相談対応件数が20万件を超えるなど、依然として子ども、その保護者、家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっています。例えば、子育てを行っている母親のうち約6割が近所に「子どもを預かってくれる人はいない」といったように孤立した状況に置かれていることや、各種の地域子ども・子育て支援事業についても支援を必要とする要支援児童等に十分に利用されておらず、子育て世帯の負担軽減等に対する効果が限定的なものとなっています。

板橋区には、児童虐待を受けた子どもや、何らかの事情により実親による養育が困難で、公的責任において社会的な養育が必要な子ども（以下、代替養育を必要とする子ども）が約180人おり、児童養護施設や乳児院、養育家庭などで暮らしています。

こうした背景の下、区は、令和4（2022）年4月に児童相談所と子ども家庭支援センターの機能を併せ持つ「板橋区子ども家庭総合支援センター」（以下、総合支援センター）を開設し、同年7月より児童相談所業務を開始しました。この総合支援センターでは、「すべての子どもの健やかな成育を切れ目なく支援する 子ども・家庭、地域の子育て機能の総合支援拠点」を基本方針に掲げ、板橋区の宝である子どもたちが健やかで心豊かに成長できるよう、全力で取り組んでいます。

国の動向を見ると、平成28（2016）年改正児童福祉法では、子どもが権利の主体であることが位置づけられるとともに、「家庭養育優先原則」が明記され、この理念の下、子どもの最善の利益を実現することが求められました。更に、令和4（2022）年改正児童福祉法においては、子どもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、子どもの権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための所要の措置を講ずる内容の改正が行われました。具体的には、こども家庭センターの設置、子育て世帯訪問支援事業や児童育成支援拠点事業の創設、一時保護施設の質の向上に向けた設備及び運営に関する基準の策定、妊産婦等生活援助事業の創設、社会的養護経験者等（社会的養護経験者や被虐待経験がありながらもこれまで公的支援に繋がらなかった者等）に対する自立支援の強化、児童自立生活援助事業の一律の年齢制限の弾力化、子どもの権利擁護に係る環境整備、一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入などが盛り込まれました。

これらを踏まえて、国からは、令和6（2024）年度末までに、各自治体において社会的養育に関する新たな計画を策定することを内容とした通知「「都道府県社会的養育推進計画」の策定について」（令和6（2024）年3月12日こ支家第125号）が発出され、計画策定が求められました。

板橋区においても、令和4（2022）年7月に児童相談所設置市になったことから、令和7（2025）年を始期とする板橋区社会的養育推進計画（以下、本計画）を策定し、子どもとその家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実をめざします。また、社会的養育を区民全体で担う風土の醸成を目標に掲げ、区の実情に即した効果的な取組を推進していきます。

(2) 計画の位置づけ・計画期間

本計画は、板橋区における子育て分野の基本計画である「いたばし子ども未来応援宣言2025」の「第3編」として、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間で計画期間として策定します。

また、支援法に基づく事業計画など、関連する計画との整合性を図りながら取組を進めていきます（3ページ参照）。

(3) 計画の進捗管理と見直し

「都道府県社会的養育推進計画の策定要領（令和6（2024）年3月）」に基づき、計画の取組状況について評価することを目的として、評価のための指標を設定します。

なお、そこに掲げられた数値目標を単に達成すれば良いものではなく、子ども一人ひとりに対して行われたソーシャルワークが子どもに還元されていることが重要であることに留意する必要があります。

本計画が着実に実行されるよう、計画の進捗について、毎年度、評価のための指標等により自己点検・評価を実施し、その結果を「板橋区児童福祉審議会」に報告するとともに、区のホームページ等で公表します。

また、自己点検・評価によって明らかになった課題等については、PDCAサイクル（策定－実施－評価－見直し）に従って、進捗状況の評価結果の反映、取組の見直し等を行っていきます。

（例）国が策定要領に示している「地域の現状」及び「整備すべき見込み量」については、以下のように表示しています。

区分	令和5年度 （実績）	令和7年度 （1年目）	令和8年度 （2年目）	令和9年度 （3年目）	令和10年度 （4年目）	令和11年度 （5年目）
実施人数	2人	3人	4人	5人	7人	10人

↑
地域の現状

令和7年度から11年度における各年度の目標値。
主に、国の策定要領で記載を求められている項目について記載しています。
取組内容によっては、記載がないものもあります。

2 社会的養育を取り巻く区の現況と子ども数等の推計

(1) 人口等

① 区の総人口及び18歳未満人口（児童人口）の推移

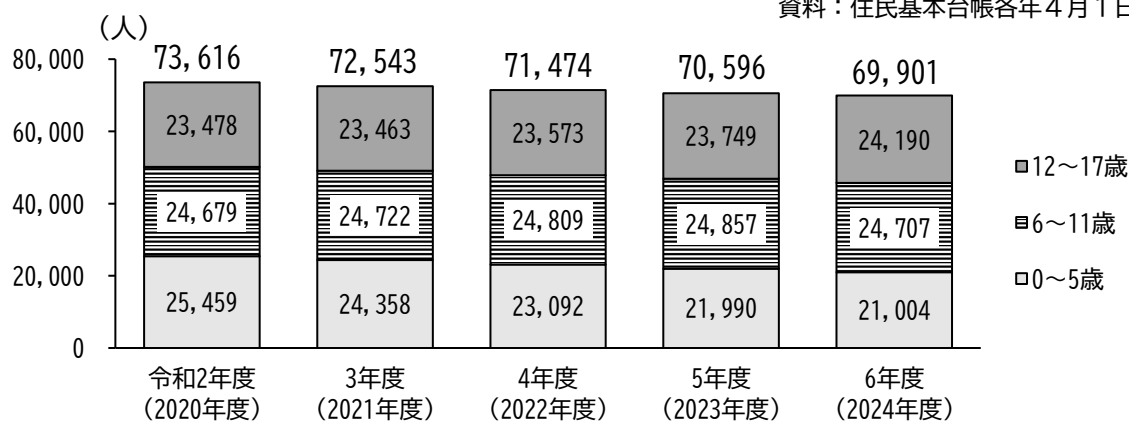
区の18歳未満人口（以下「児童人口」という。）は、減少傾向が続いています。（図表14）

【図表14】 総人口及び児童人口の推移

（単位：人）

	令和2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)
総人口	572,490	570,024	567,091	570,076	574,768
18歳未満人口	73,616	72,543	71,474	70,596	69,901
0～5歳	25,459	24,358	23,092	21,990	21,004
6～11歳	24,679	24,722	24,809	24,857	24,707
12～17歳	23,478	23,463	23,573	23,749	24,190

資料：住民基本台帳各年4月1日



資料：住民基本台帳各年4月1日

② 合計特殊出生率の推移

東京都の合計特殊出生率は、全国の水準を下回って推移しています。板橋区においては、平成29（2017）年以降減少傾向にあり、令和3（2021）年には1を下回りました。（10ページ・図表5参照）

③ 区の児童人口の推計

本計画を策定するにあたり推計した児童人口では、計画期間中はやや減少傾向となり、最終年の令和11（2029）年には67,844人になると推測しています。（5ページ・図表4参照）

④ 社会的養護の下で育つ子ども数

令和6（2024）年3月末日現在、養育家庭や施設等へ養育委託・入所措置されている区の子どもは、179人*となっています。

*養育家庭や施設等へ養育委託・入所措置されている区の子どもの人数。他自治体所在の養育家庭・施設等へ養育委託・入所措置されている子どもを含めます。

（単位：人）

	区内の里親・施設等							区外の里親・施設等							合計							
	里親等 (養育家庭等)			児童養 護施設		乳 児 院	計	里親等 (養育家庭等)			児童養 護施設		乳 児 院	計	里親等 (養育家庭等)			児童養 護施設		乳 児 院	計	
	養育家庭等	ファミリーホーム	養子縁組家庭	本園	グループホーム			養育家庭等	ファミリーホーム	養子縁組家庭	本園	グループホーム			養育家庭等	ファミリーホーム	養子縁組家庭	本園	グループホーム			
						養育家庭等	ファミリーホーム						養子縁組家庭	本園						グループホーム	養育家庭等	ファミリーホーム
施設数 (登録家庭数)	31	—	22	3	7	—	63	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
児童定員数 <small>※養育家庭は登録家庭数</small>	31	—	22	118	42	—	213	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
入所措置中 (養育委託中) の子ども数	区の 子ども	12	—	1	20	4	—	37	7	1	1	99	24	10	142	19	1	2	119	28	10	179
	区外の 子ども	7	—	4	88	35	—	134	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計	19	—	5	108	39	—	171	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

【参考】東京都全体における社会的養護の措置児童数の推移

*策定時に「東京都社会的養育推進計画」より抜粋したデータが入ります。

(2) 里親等の状況

① 養育家庭の登録数及び委託児童数

令和6（2024）年3月末日現在の区内の養育家庭の登録数は28家庭であり、委託児童数16人※となっています。

※区内に登録されている養育家庭へ委託されている子ども数であり、他自治体が措置した子どもを含めます。

<区内の養育家庭の登録数及び委託児童数>

- ・養育家庭の登録数・・・28家庭
- ・委託児童数・・・・・・・・16人（うち区の子ども10人）

【参考】東京都全体における養育家庭の登録数及び委託児童数の推移

※策定時に「東京都社会的養育推進計画」より抜粋したデータが入ります。

② ファミリーホーム設置数及び委託児童数

区内にファミリーホームが存在しないため、東京都の状況を掲載します。

【参考】東京都全体におけるファミリーホーム設置数及び委託児童数の推移

※策定時に「東京都社会的養育推進計画」より抜粋したデータが入ります。

③ 里親等委託率の現状

令和6(2024)年3月末日現在、区における里親等委託率は、12.3%となっています。

<里親等委託率の算出方法>

養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数【A】

乳児院入所児童数+児童養護施設入所児童数+養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数【B】

=里親等委託率

<算出式>

$$\frac{21 \text{ 人} + 1 \text{ 人}}{10 \text{ 人} + 147 \text{ 人} + 21 \text{ 人} + 1 \text{ 人}} = \frac{22 \text{ 人} \text{【A】}}{179 \text{ 人} \text{【B】}} = 12.3\%$$

【参考】東京都全体の里親等委託率の推移

※策定時に「東京都社会的養育推進計画」より抜粋したデータが入ります。

④ 養子縁組里親の登録と特別養子縁組の現状

令和6（2024）年3月末日現在、区に養子縁組里親として登録された家庭は、22家庭となっています。

また、令和5（2023）年度に区が仲介した特別養子縁組¹の成立数は、3件※となっています。

※特別養子縁組を仲介する機関は、行政機関である児童相談所のほか、民間のあっせん機関（医療機関を含む）があります。区が把握する特別養子縁組の成立件数は、区児童相談所が仲介し、縁組が成立した件数になります。

【参考】東京都全体における養子縁組里親の登録と特別養子縁組の現状

※策定時に「東京都社会的養育推進計画」より抜粋したデータが入ります。

¹特別養子縁組

子どもの福祉の増進を図るために、養子となる子どもの実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度です。特別養子縁組は、養親になることを望む夫婦の請求に対し、要件（実親の同意・養親の年齢・養子の年齢・半年間の監護）を満たす場合に、家庭裁判所の決定を受けることで成立します。

(3) 児童養護施設等の状況

① 児童養護施設の入所児童数

令和6（2024）年4月1日現在、区内にある児童養護施設（3施設）※の入所児童数は、児童養護施設（本園）105人、グループホーム※38人、合計143人となっています。

※区内にある児童養護施設の定員数：160人

※グループホーム：児童養護施設（本体施設）の支援の下で、地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う形態

区分	令和6（2024）年4月1日現在
入所児童数	143人（うち区の子ども22人）
児童養護施設（本園）	105人（うち区の子ども19人）
グループホーム	38人（うち区の子ども3人）

【参考】東京都全体の児童養護施設の入所児童数の推移

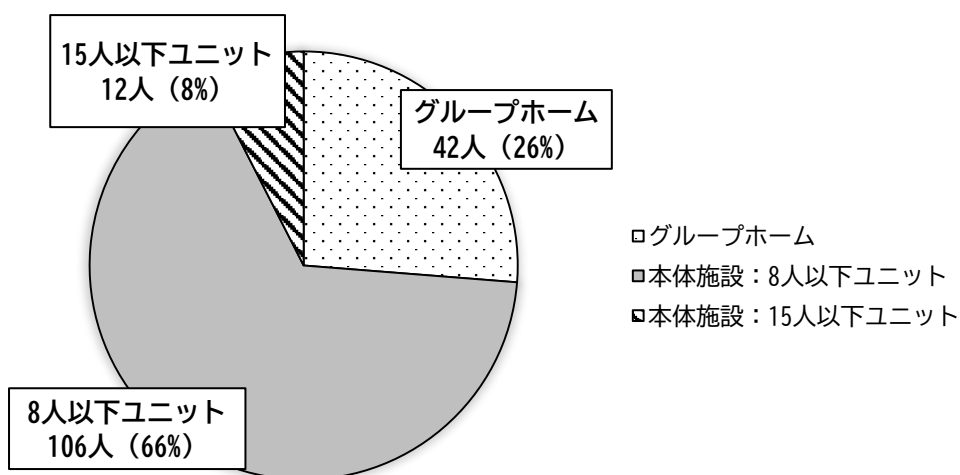
※策定時に「東京都社会的養育推進計画」より抜粋したデータが入ります。

② 児童養護施設の小規模化の状況

区内の児童養護施設（3施設）における小規模化※の状況は、令和6（2024）年4月1日時点で、グループホームが42人と児童養護施設定員の26%となっています。

また、本体施設で行っている8人以下のユニットケアとグループホームを合わせた小規模化の状況としては、児童養護施設全体の92%まで進んでいます。

※小規模化：グループホームもしくは8人以下のユニット



【参考】東京都全体の児童養護施設の小規模化の状況

※策定時に「東京都社会的養育推進計画」より抜粋したデータが入ります。

③ グループホーム設置数

令和6（2024）年4月1日現在、区内の児童養護施設（3施設）におけるグループホームの設置数は、7か所となっています。

施設名	グループホーム	入所児童定員数
まつば園	4か所	24人
マハヤナ学園撫子園	1か所	6人
西台こども館	2か所	12人
合計	7か所	42人

【参考】東京都全体のグループホーム設置数の推移

※策定時に「東京都社会的養育推進計画」より抜粋したデータが入ります。

④ 個別的ケアが必要な子どもの入所状況

施設に入所している区が措置した子どものうち、個別的なケアが必要な子ども※の入所児童は、157人中113人となっており、その割合は72.0%となっています。（令和6（2024）年3月末日時点）

※個別的なケアが必要な子ども：反社会的行為・非社会的行為を行う子どもや、精神・発達的な問題、情緒的な問題、健康上の問題がある子どもなど、安心して生活ができるよう生活面・心理面で個別的な対応を必要とする子ども

【参考】東京都全体の個別的なケアが必要な子どもの入所状況

※策定時に「東京都社会的養育推進計画」より抜粋したデータが入ります。

⑤ 乳児院の状況

区内に乳児院が存在しないため、東京都の状況を掲載します。

【参考】東京都における乳児院在籍児童の障がい等の状況

※策定時に「東京都社会的養育推進計画」より抜粋したデータが入ります。

【参考】東京都における乳児院の小規模化の状況

※策定時に「東京都社会的養育推進計画」より抜粋したデータが入ります。

(4) 自立支援の状況

① 進路状況

令和6（2024）年3月に中学校を卒業した区の子どもの高等学校等進学率は、児童養護施設は93.0%、里親（養育家庭）は100%となっています。また、令和6（2024）年3月における高等学校卒業した区の子どもの大学等進学率は、児童養護施設は34.0%、里親（養育家庭）は100%となっています。

○中学校卒業児童

	令和6年3月 中学校 卒業児童数	進学						就職		その他	
		高校等		専修学校等		合計					
児童養護施設	15人	14人	93%	0人	0%	14人	93%	0人	0%	1人	7%
児童自立支援施設	1人	0人	0%	0人	0%	0人	0%	0人	0%	1人	100%
里親	1人	1人	100%	0人	0%	1人	100%	0人	0%	0人	0%

○高等学校卒業児童

	令和6年3月 高等学校 卒業児童数	進学						就職		その他	
		大学等		専修学校等		合計					
児童養護施設	12人	2人	17%	2人	17%	4人	34%	4人	33%	4人	33%
児童自立支援施設	0人	0人	0%	0人	0%	0人	0%	0人	0%	0人	0%
里親	2人	1人	50%	1人	50%	2人	100%	0人	0%	0人	0%

【参考】東京都全体における進路状況

※策定時に「東京都社会的養育推進計画」より抜粋したデータが入ります。

② 進学した学校における在籍・卒業状況（参考）

【参考】 東京都全体における進学した学校における在籍・卒業状況

※策定時に「東京都社会的養育推進計画」より抜粋したデータが入ります。

③ 離職状況（参考）

【参考】 東京都全体における施設等退所後に就いた最初の仕事の離職状況

※策定時に「東京都社会的養育推進計画」より抜粋したデータが入ります。

(5) 児童相談所等の運営状況

① 児童虐待相談等の受付状況

区では、区民からの子どもや子育てに関する相談は支援課（子ども家庭支援センター機能）、関係機関からの児童虐待通告等は援助課（児童相談所機能）が窓口となり相談受理を行い、支援課・援助課合同で全ケースを緊急受理会議等において、役割分担や援助方針を決定し、支援・援助を実施しています。

令和5（2023）年度における援助課（児童相談所機能）の児童虐待相談受付件数は1,103件、支援課（子ども家庭支援センター機能）の児童虐待相談受付件数は117件、合計1,220件となっています。

相談種類別受付件数

		支援課	援助課	合計
児童虐待相談		117件	1,103件	1,220件
内 訳	身体的虐待	24件	236件	260件
	性的虐待	1件	6件	7件
	ネグレクト	59件	132件	191件
	心理的虐待	33件	729件	762件
養護相談(虐待相談除く)		1,053件	435件	1,488件
障がい関係相談		23件	*264件	287件
非行相談		12件	122件	134件
育成相談		361件	52件	413件
その他		279件	88件	367件
合計		1,845件	2,064件	3,909件

【参考】東京都児童相談所における相談受理状況の推移

※策定時に「東京都社会的養育推進計画」より抜粋したデータが入ります。

② 職員配置状況（令和6（2024）年4月1日現在）

児童相談所（援助課）		配置数	参考（内訳）		
			常勤	非常勤	委託
所長		1人	1人		
援助課長		1人	1人		
法務担当課長（弁護士）		1人	1人		
子ども専門相談担当課長		1人	1人		
児童福祉司（任用予定者含む）		36人	36人		
里親養育支援児童福祉司		1人	1人		
児童心理司		24人	24人		
保健師		1人	1人		
事務		12人	9人	3人	
会計年度任用職員	児童相談支援事務職員	1人		1人	
	養育家庭専門員	1人		1人	
	家庭復帰支援員	1人		1人	
	児童相談業務人材育成専門員（SV）	1人		1人	
	虐待対応強化専門員（警察官OB）	2人		2人	
	里親対応専門員	2人		2人	
その他	医師	3人		3人	
	愛の手帳判定医	4人		4人	
合計		93人	75人	18人	

一時保護施設（保護課）		配置数	参考（内訳）		
			常勤	非常勤	委託
保護課長		1人	1人		
児童指導員・保育士		38人	38人		
心理		2人	2人		
看護師		3人	3人		
事務		3人	3人		
学習指導員		4人		4人	
夜間児童指導員		19人		19人	
業務調理員		7人			7人
合計		77人	47人	23人	7人

児童相談所・一時保護施設		配置数	参考（内訳）		
			常勤	非常勤	委託
合計		170人	122人	41人	7人

③ 児童福祉司一人当たりの児童虐待相談受付件数

児童相談所（援助課）における児童福祉司一人当たりの児童虐待相談受付件数は、30.6件※となっています。

※算出方法：（令和5（2023）年度児童虐待相談受付件数÷児童福祉司）＝一人当たりの相談件数

【参考】東京都児童相談所における児童福祉司一人当たりの相談件数の推移

※策定時に「東京都社会的養育推進計画」より抜粋したデータが入ります。

④ 一時保護施設の入所状況

令和5（2023）年度における一時保護は、202人※となっています。

※子ども数には、他自治体の子ども（19人）が含まれています。

①一時保護施設における入所状況

（単位：人／令和5（2023）年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
新規保護児童数	23	14	27	15	19	20	18	17	12	11	10	16	202
保護解除児童数	17	16	19	20	23	13	19	14	17	12	13	20	203
月末時点の保護児童数	27	25	33	29	25	31	30	32	29	29	26	20	

②新規入所における保護理由（単位：人／令和5（2023）年度）

区分		子ども数
養護相談	児童虐待相談	117
	その他の相談	37
非行相談		34
育成相談		14
合計		202

③新規入所における乳幼児及び学校種別（単位：人／令和5（2023）年度）

入所時点の学年	子ども数	割合
乳幼児	27	13.4%
小学生	68	33.7%
中学生	69	34.1%
高校生	37	18.3%
その他	1	0.5%
合計	202	-

【参考】東京都児童相談所における一時保護施設新規入所状況の推移

※策定時に「東京都社会的養育推進計画」より抜粋したデータが入ります。

⑤ 一時保護委託の子ども数

令和5（2023）年度における一時保護委託児童数※は、67人となっています。

※一時保護委託とは、医療対応が必要な子どもや、区の一時的保護施設に保護できない子ども等、子どもの状況等によって、適切な場所に一時保護の委託をすることです。

一時保護の状況（板橋区の子どもを一時保護した総数）

（単位：人／令和5（2023）年度）

	学齢前	小学生	中学生	高校生	合計
一時保護（区一時保護施設）※	23	57	64	39	183
一時保護委託	29	6	14	18	67
他区一時保護施設	4	1	2	5	12
乳児院	10	0	0	0	10
児童養護施設	2	1	2	2	7
里親	1	1	1	2	5
児童自立支援施設	0	0	1	0	1
医療機関	9	2	6	8	25
障がい児関係施設	3	1	1	0	5
自立援助ホーム	0	0	0	1	1
ファミリーホーム	0	0	1	0	1
合計	52	63	78	57	250

※板橋区の子ども 183人のほか、他自治体から19人の子どもを受託

【参考】東京都児童相談所における一時保護委託児童数の推移

※策定時に「東京都社会的養育推進計画」より抜粋したデータが入ります。

⑥ 一時保護施設入所率、平均保護日数

令和5（2023）年度における区一時保護施設の平均入所率は86.7%、一人当たりの平均保護日数は47日となっています。

区分	令和5年度 (2023年度)
入所定員(A)	30人
一日当たり平均入所数(B)	26人
平均入所率(B÷A)	86.7%
一人当たり平均保護日数	47日

【参考】 東京都全体における一時保護施設入所率、平均保護日数の推移

※策定時に「東京都社会的養育推進計画」より抜粋したデータが入ります。

(6) 代替養育を必要とする子ども数の推計

① 区の児童人口の推計

区が令和6(2024)年9月に公表した「板橋区人口ビジョン」等を基に、目標年次ごとの児童人口を推計します。

区分	令和2年度 (実績)	令和7年 (推計)	令和12年 (推計)	令和17年 (推計)
総人口	584,483人	592,953人	600,192人	605,159人
年少人口 (0歳から14歳)	60,049人	60,100人	60,375人	62,419人
生産年齢人口 (15歳から64歳)	387,862人	397,073人	399,590人	394,571人
老年人口 (65歳以上)	136,572人	135,780人	140,226人	148,169人

※小数点以下の処理の都合上、年齢3区分別人口の表示の合計が総人口に一致しない場合があります。

※人口ビジョンは、国勢調査人口を基準人口とするため、住民基本台帳の人口とは異なります。

区分	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
3歳未満	12,489人	12,429人	12,461人	11,893人	11,557人
3歳以上就学前	11,982人	11,412人	10,988人	11,011人	10,965人
学童期以降	47,708人	47,385人	46,774人	46,176人	45,322人
合計	72,179人	71,226人	70,223人	69,080人	67,844人

② 措置児童数の推計

ア 新たに代替養育が必要となる子ども数（新規措置児童数）を推計

児童人口推計を基に、児童相談所における養護相談受付件数を推計（相談件数推計）します。

相談件数推計については、令和5（2023）年度における新規措置児童数（41人）を養護相談受付件数（1,538件）で割った比率（新規措置比率）2.67%を掛けて、新規措置児童数を推計します。

区分	令和7年度 （1年目）	令和8年度 （2年目）	令和9年度 （3年目）	令和10年度 （4年目）	令和11年度 （5年目）
児童人口推計	72,179人	71,226人	70,223人	69,080人	67,844人
相談件数推計	1,574件	1,553件	1,531件	1,506件	1,479件
新規措置比率	2.67%	2.67%	2.67%	2.67%	2.67%
新規措置児童数	42人	41人	41人	40人	39人

イ 自立等により代替養育が不要となる子ども数（退所児童数）を推計

自立や家庭復帰、養子縁組成立等により、代替養育の必要がなくなった子どもを推計します。

退所児童数については、前年度措置児童数に、令和5（2023）年度における措置児童数に対する退所児童数の比率（退所児童数比率）18.99%を掛けて、退所児童数を推計します。

区分	令和7年度 （1年目）	令和8年度 （2年目）	令和9年度 （3年目）	令和10年度 （4年目）	令和11年度 （5年目）
前年度措置児童数	186人	193人	197人	201人	203人
退所児童数比率	18.99%	18.99%	18.99%	18.99%	18.99%
退所児童数	35人	37人	37人	38人	39人

各年度において、前年度の措置児童数に、新規措置児童数から退所児童数の差引を足した結果、措置児童数の推計は、以下のとおりとなります。

区分	令和5年度 （実績）	令和7年度 （1年目）	令和8年度 （2年目）	令和9年度 （3年目）	令和10年度 （4年目）	令和11年度 （5年目）
措置児童数	179人	193人	197人	201人	203人	203人

③ 潜在需要の推計

区は、令和5（2023）年度において、一時保護件数（一時保護先の変更を除く）のうち、同年度内に①「2回目の一時保護で、家庭復帰までに2か月以上を要した件数」、②「3回目以上の一時保護で、保護期間に限らず家庭復帰した件数」の割合を把握し、潜在需要として推計します。

【潜在需要の割合】

(①12件+②6件) ÷ 令和5（2023）年度の一時保護件数 195件* = 9.23%

※令和5年度の一時保護件数から一時保護先の変更（区一時保護施設⇔医療機関等）件数を除く195件を対象とします。

区分	令和5年度 (実績)	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
一時保護件数	195件	200件	197件	194件	191件	188件
潜在需要の割合	9.23%	9.23%	9.23%	9.23%	9.23%	9.23%
潜在需要数	18人	18人	18人	18人	18人	17人

④ 代替養育を必要とする子ども数の推計結果

ア 代替養育を必要とする子ども数の算出式

代替養育を必要とする子ども数の推計＝

現在の措置児童数 + (新規措置児童数 - 退所児童数) + 潜在需要数

イ 代替養育を必要とする子ども数の算出結果

これまでの推計を基に、目標年次ごとの代替養育を必要とする子どもを推計した結果は、以下のとおりです。

(年齢区分別推計)

区分	令和5年度 (実績)	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
3歳未満	11人	12人	12人	12人	12人	12人
3歳以上就学前	34人	37人	37人	38人	39人	39人
学童期以降	134人	162人	166人	169人	170人	169人
合計	179人	211人	215人	219人	221人	220人

(7) 里親等委託児童数及び委託率の推計

① 里親等委託児童数及び委託率の目標値

里親等委託率は、国が作成する「都道府県社会的養育推進計画の策定要領（令和6（2024）年3月）」においては、原則、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上という目標が掲げられています。一方で、令和3（2021）年度末時点の全国平均の里親等委託率は、「3歳未満児」が25.3%、「3歳以上就学前」が30.9%、「学童期以降」が21.7%となっており、国が掲げる目標と比較して低調となっています。

なお、各年齢区分で国が掲げる目標と同等の水準まで向上する場合の全国平均の里親等委託率については、全国平均で56.2%となっています。

令和6（2024）年3月末日現在、区における里親等委託率は、12.3%となっています。目標値の推計にあたり、代替養育を必要とする子ども数の推計結果を基に、里親等への委託児童数及び委託率を推計します。

(年齢区分別推計)

区分	令和5年度 (実績)	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
3歳未満	1人 (9.1%)	4人 (33.3%)	5人 (41.7%)	6人 (50.0%)	8人 (66.7%)	9人 (75.0%)
3歳以上就学前	6人 (17.6%)	14人 (37.8%)	18人 (48.6%)	22人 (57.9%)	26人 (66.7%)	30人 (76.9%)
学童期以降	15人 (11.2%)	25人 (15.4%)	31人 (18.7%)	37人 (21.9%)	42人 (24.7%)	46人 (27.2%)
合計	22人 (12.3%)	43人 (20.4%)	54人 (25.1%)	65人 (29.7%)	76人 (34.4%)	85人 (38.6%)

② 将来に向けた必要な里親等登録数

令和6（2024）年3月末日現在、区内の里親登録家庭数は53家庭ありますが、区内小学校別通学区域51校（天津わかしお学校を除く）に2家庭ずつの登録（約100家庭）をめざします。

区分	令和5年度 (実績)	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
里親等登録数	53家庭	69家庭	77家庭	85家庭	93家庭	102家庭

(8) 施設で養育が必要な子ども数の推計

① 施設で養育が必要な子ども数

(6)「代替養育を必要とする子ども数の推計」結果から、(7)「里親等委託児童数及び委託率の推計」結果を差し引き、「施設で養育が必要な子ども数」を推計します。

(年齢区分別推計)

区分	令和5年度 (実績)	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
3歳未満	10人	8人	7人	6人	4人	3人
3歳以上就学前	28人	23人	19人	16人	13人	9人
学童期以降	119人	137人	135人	132人	128人	123人
合計	157人	168人	161人	154人	145人	135人

② 必要な施設定員数

※策定時に「東京都社会的養育推進計画」より抜粋したデータが入ります。

③ 整備方針

代替養育を必要とする子どもは、令和11(2029)年度(5年目)まで増加していく見込みです。里親等への委託を推進していきますが、十分な里親等登録数を確保するまでは、保護が必要な子どもの行き場がなくなることはないよう、施設養育の定員数も十分に確保しておく必要があります。

区は、この必要量の見込みに基づき、施設整備の促進を図るものとし、整備にあたっては、引き続き、小規模化・地域分散化に対応するグループホームの設置を推進するとともに、「できる限り良好な家庭環境」が確保された質の高い個別ケアの実現の促進を図っていきます。

また、これと同時に、施設養育が適するとされている子どもを養育できる専門性の高い里親(専門養育家庭)を関係機関等と連携しながら支援するとともに、育成促進に向けて養育力の向上を図る研修等を充実させていきます。

3 基本理念・目標

【基本理念】

国の家庭養育優先原則²とパーマネンシー保障³の理念を踏まえ、SDGs⁴未来都市として計画を推進するにあたり、区民や関係者が共有すべき基本的な考え方

- ◎板橋の宝である子どもの「最善の利益」と「あたりまえの生活（適切な養育環境）」を保障するため、誰一人取り残さないという理念のもと、子どもの意見に耳を傾け、権利を守り、社会全体で子どもをはぐくみます。
- ◎子ども家庭総合支援センターや子育て施設・地域などのネットワークによる妊娠期からの切れ目のない子育て支援によって、家庭維持（家庭生活の継続・家庭における養育の継続）に向けた予防と早期発見、安心・安全の確保に最大限取り組みます。
- ◎代替養育が必要な場合でも、里親や児童養護施設などにおいて、家庭と同様の養育環境の確保と提供に努め、子どもの健やかな成長と「未来のおとな」に向けた自立を全力で支援します。

【基本目標】

- I 子どもの意見表明を支援し、権利を守るとともに、声を最大限尊重します
- II 予防と早期発見による家庭維持と一時保護等による安心・安全を実現します
- III 代替養育において家庭と同様の養育環境を整えるとともに、社会的自立を支援します

²家庭養育優先原則

平成28（2016）年改正児童福祉法により、子どもが家庭で健やかに育つよう、国や地方公共団体が保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における子どもの養育を推進することが原則とされています。

³パーマネンシー保障

永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障とされています。

⁴SDGs（Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標）

平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標です。「誰一人取り残さない」という理念の下、「貧困の撲滅」と「持続可能な経済・社会・環境実現」等を目的に、すべての国が取り組むべき17の目標と169のターゲットが定められています。

4 子どもの権利擁護の取組の充実

令和4（2022）年改正児童福祉法においては、子どもの権利擁護に関して、里親等委託、施設入所、在宅指導の措置や一時保護の決定時等における意見聴取等措置の義務化、意見表明等支援事業の創設が行われるとともに、子どもの権利擁護に係る環境整備が都道府県の業務として明記されました。そのため、区においても「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」や「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン」を踏まえながら、子どもとその関係者が子どもの権利を十分に認識し、子どもの意見が尊重される環境を整備します。

（1）主な取組

① 「子どもの権利ノート」等の配付

○児童養護施設などに入所する子どもに対して、施設や里親の下で生活する際の権利や相談窓口が記載された「子どもの権利ノート」を配付しています。また、配付にあたっては、日々の生活などについて相談できることや、子どもの権利について丁寧かつ分かりやすく説明しています。

○子どもが一時保護施設に入所する際は、子どもの権利や一時保護施設において生活する際のルールが分かりやすく記載された「一時保護所のしおり」や「ここでのくらしガイド」を配付し、子どもたちに丁寧に説明しています。

② 児童養護施設及び一時保護施設での「第三者委員」「意見箱」等の設置

○児童養護施設などにおいては、第三者委員制度などを活用し、子どもの年齢や発達に応じて意見を聴取しています。また、苦情受付窓口や意見箱の設置等の措置を講じています。

○子どもがいつでも自由に意見表明、相談できるようにするため、一時保護施設内に意見箱を設置し、「板橋区意見箱用紙」、「困りごと相談用紙（東京都）」を置くとともに、意見表明等支援員（以下、アドボケイト）への相談カードを置き、アドボケイトポストを設置することで、関係者のみが内容を確認できるような工夫を講じています。

○社会的養護の施設については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に基づき、その運営の質の向上を図るため、第三者評価及び自己評価の実施とそれらの結果の公表が義務づけられており、子どもの権利が守られている体制であるかを含めた評価を定期的実施しています。

③ 一時保護施設での「子ども会議」の推進

- 一時保護施設においては、月2回程度、子どもが主体となって生活上でのルール等話し合う「りんりんタイム（子ども会議）」を実施し、意見表明を支援することで、子どもが主体的に楽しく過ごせる取組を推進しています。

④ 子どもや関係職員に向けた権利擁護に関する説明等の実施

- 社会的養護に関わる関係職員（児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、フォスタリング機関等の職員）に対して、子どもの権利や権利擁護の手段等に関する研修を実施し、社会的養育についての理解に加え、意見表明の必要性や意義を理解し、子どもの意見や意向を汲み取る取組を促進します。【→（2）評価のための指標①】
- 子どもや関係職員に対して、定期的に「子どもの権利ノート」と「意見表明等支援事業」について説明する機会を設け、子どもの権利や権利擁護の仕組みについて繰り返し周知します。【→（2）評価のための指標②】
- 人権教育と併せ、子ども自身が子どもの権利を学ぶとともに、意見表明の必要性や意義を理解し、自ら利用できるよう、関係機関等と連携して周知・啓発に努めます。
- 意見表明等支援事業や児童相談所通告ダイヤルの存在及び利用方法について、子ども一人ひとりに行き渡るよう、リーフレットを配布するなど、周知方法を工夫します。

⑤ 意見表明等支援事業の推進

- 一時保護施設では、アドボケイトの定期的な訪問を実施しており、アドボケイトが子どもたちと交流しながら、子どもの希望に応じて面接を実施しているほか、一時保護施設を入所・退所する際に子どもと面接するなど、子どもの意見表明支援の充実を図っています。【→（2）評価のための指標③】
- 子どもの求めに応じて、アドボケイトが施設等を訪問し、子どもの立場に立って、子どもの意見の形成を支援するとともに、子どもの意見・意向を意見聴取等により把握し、子どもの希望に応じ、行政機関や児童福祉施設・里親等の関係機関に対する意見表明を支援したり、子どもの意見・意向を代弁した上で伝達するために必要な連絡調整を行ったりしています。【→（2）評価のための指標③】
- 意見表明を受けた関係者・関係機関において、子どもの意見又は意向が最大限尊重され、子どもの最善の利益を優先して考慮し、十分に検討した上で結論が出されるとともに、関係者・関係機関から、子どもに対し丁寧かつ分かりやすい説明、フィードバックが確実に行われる体制の構築に努めます。
- 子ども自身が相談先を主体的に選択できる権利を有することを踏まえ、子どもが意見表明等支援事業を円滑に利用できるよう、多様なアクセス手段の確保（電話、はがき、SNS等）に努め、相談しやすい体制整備に努めます。

⑥ 子どもへの意見聴取等措置

- 令和4（2022）年児童福祉法等改正法により、意見聴取等措置が義務化されたことに伴い、意見聴取等措置により把握した子どもの意見等は、援助方針会議等の場において共有し、これを十分勘案した上で、子どもの最善の利益を考慮して、組織として支援の方法や内容等を検討します。
- 入所措置や一時保護等の際に子どもの最善の利益を考慮しつつ、その意見又は意向を勘案して措置を行うため、年齢、発達状況その他の子どもの事情に応じ、適切に子どもの意見聴取等措置を行います。また、措置の決定は、子どもに影響を与える重大な場面であるため、子どもの考えを整理し、大人に伝えることを支援する仕組みとして、意見表明等支援事業を活用し、子どもの求めに応じてアドボケイトが支援を行っています。
- 措置等の対象児童には乳幼児や障がい児等も含まれることから、意見や意向として言語を発することができない又はそれが困難な子どもに対しては、様々なコミュニケーションツール、合理的配慮により、別途適切な方法や支援を検討・実施した上で、子どもの意見や意向を汲み取る取組を促進します。
- 施設入所等への措置等の決定に対し、子ども自身が児童福祉審議会に意見を申し立て、子どもからの意見聴取や必要な調査等を行った上で児童福祉審議会において審議し、必要な場合には、関係機関に意見を具申できる仕組みを設けています。

⑦ 被措置児童等虐待対応

- 国の「被措置児童等虐待対応ガイドライン」に基づき、被措置児童等虐待に係る相談、通告や届出があった場合には、速やかに当該被措置児童等の状況把握、虐待事実の確認等を行います。事実確認等を踏まえ、区は児童相談所等と協力し、児童福祉審議会等の第三者からの意見も取り入れながら、当該被措置児童等虐待に関して検証します。
- 検証の結果、虐待に該当した場合、また、虐待としては非該当でも文書指導を行う必要があると判断した場合には、児童福祉審議会等の第三者からの意見も踏まえ、施設等に対する指導を行います。また、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があった場合に講じた措置等を公表します。
- 施設等において入所者が安全かつ安心して生活を営み、一人ひとりの個別性に応じたきめ細かな養育・支援が提供されるよう指導検査を行っています。その中で、被措置児童等虐待や不適切な取り扱い、権利侵害のおそれのある事案が発生していないかを確認するなど、各施設におけるケアの質についても適切に検査し、施設等と関係機関がケアの質についての理解・認識を高めながら改善を図ります。また、指導検査の中で、重大な法令違反や不適切なサービス提供の疑いがある場合は、利用者を保護し、施設等の社会的役割に対する使命を確保・保持するため、速やかに特別指導検査を実施します。

○施設等における被措置児童等虐待を予防し、また、虐待が発生した場合も再発防止を図るため、職員等に対して、定期的に子どもの権利に関する学習機会を設け、より良いケアを行うことができる体制づくりに努めます。

⑧ 被措置児童等を対象とした子どもの権利に関する理解度の確認体制の整備

○意見表明等支援を利用する子どもや一時保護施設を退所する子どもへのアンケート調査等により、意見表明等支援の達成状況や子どもの権利に関する理解度を評価・検証し、事業の改善・発展に繋げていきます。【→(2)評価のための指標④】

⑨ 社会的養護施策検討の際の当事者等参画

○社会的養護に関する施策を検討する際には、当事者である子ども(社会的養護経験者を含む)の委員としての複数参画を基本とした上で、当事者である子どもに対してヒアリングやアンケートによる意見聴取を行い、その内容を十分に反映させる取組を推進します。【→(2)評価のための指標⑥】

(2) 評価のための指標

① 社会的養護に関わる関係職員に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修等の実施回数

区分	令和5年度 (実績)	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回

② 子どもに対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修等の実施回数

区分	令和5年度 (実績)	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
実施回数	0回	3回	3回	3回	3回	3回

③ 意見表明等支援事業を利用した子どもの人数

(措置・委託)

区分	令和5年度 (実績)	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
利用した人数	0人	人	調整中	人	人	人

(一時保護)

区分	令和5年度 (実績)	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
利用した人数	162人	人	調整中	人	人	人

④ 措置されている子ども等への権利擁護に関する取組に係るアンケートの実施回数

区分	計画期間の 目標
実施回数	1回/年

⑤ 児童福祉審議会における子どもの権利擁護部会の開催状況

区分	令和5年度 (実績)	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
実施回数	5回	12回	12回	12回	12回	12回

⑥ 社会的養育推進計画策定検討部会等への当事者である子ども（社会的養護経験者を含む）の委員としての参画

区分	計画期間の 目標
参画人数	1人

5 すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの切れ目のない包括的な支援体制の強化

令和4（2022）年改正児童福祉法においては、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置について、市区町村の努力義務とされるとともに、新たに子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業が創設され、既存事業とともに、利用勧奨と措置の仕組みを備えた家庭支援事業として法律上位置づけられました。

区においては、こども家庭センター機能による相談支援を通じて、子育て家庭等に対して家庭支援事業など必要な支援メニューを提供することにより、児童虐待等に至る前の予防的支援や、親子関係再構築に向けた支援を効果的に実施します。

（1）主な取組

① 相談体制の整備

ア こども家庭センター機能の開始

○これまでは母子保健分野、児童福祉分野がそれぞれの支援を行い、必要に応じて連携を行っていましたが、児童福祉法の改正を受け、令和6（2024）年度から、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的な相談支援を行う「切れ目のない子育て支援体制」の実現をめざして、「こども家庭センター」機能を開始しました。

○板橋区における「こども家庭センター」は、総合支援センター支援課及び区内5か所の健康福祉センターで構成し、母子保健・児童福祉両分野が互いの強みを活かしながら、一体的に相談支援にあたります。【→（2）評価のための指標①ア】

○「こども家庭センター」機能により、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成や、民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援とその体制の充実・強化を図っていきます。【→（2）評価のための指標①イ】

○総合支援センターは、子どもや保護者の置かれた状況や過去の相談経緯等から、子どもの身近な場所において、家庭支援事業を活用するなどして、継続的に寄り添った支援が適切と考えられる事例については、「こども家庭センター」機能を活用して、関係機関と連携を図りながら、効果的に子どもや保護者に対する支援を実施します。

イ ヤングケアラーに対する支援

○福祉・教育・医療などの複合的な要因を抱えるヤングケアラーに対して、関係機関が連携して支援していくため、新たにヤングケアラー専門のアドバイザーを設置し、関係機関のサポートや関係機関同士の円滑な連携体制づくりに努めています。

○子ども向けの動画やチラシを作成し、周囲から気づかれにくく自覚を持ちにくいヤングケアラーへの周知・啓発を実施します。

② 地域子ども・子育て支援事業の整備

(家庭支援事業)

ア 養育支援訪問事業

- 「こども家庭センター」機能の取組により、出産前から育児不安を抱えるなどの要支援家庭を早期発見し、心身の安定や育児負担の軽減を図るとともに、家庭の状況に応じて必要な育児支援サービスに繋がっています。【→(2) 評価のための指標②】

イ 産前産後支援事業（産後ドゥーラの派遣）

- 妊娠中から産後6か月未満の方を対象に、専門的な知識や資格を持つ「産後ドゥーラ」が自宅を訪問し、母親に寄り添いながら心身のケアや家事・育児のサポートを実施しています。【→(2) 評価のための指標②】

ウ 育児支援ヘルパー派遣事業

- 妊娠中の方（母子健康手帳取得後）及び3歳未満の乳幼児のいる家庭を対象に、出産前後の家事や育児疲れなどを軽減するため、家事・育児の援助を行うヘルパーを派遣しています。【→(2) 評価のための指標②】

エ ファミリー・サポート・センター事業

- 保護者の疾病、残業、地域活動等で子ども（生後43日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の一時的な保育が必要となった場合に、保護者に代わって子どもの世話をする者（援助会員）と保護者（利用会員）を結び、育児を支援しています。【→(2) 評価のための指標②】

オ ショートステイ事業・トワイライトステイ事業

- 保護者の出産、病気、家族の介護や育児疲れ等で、一時的に子どもの養育が困難になった場合に、児童養護施設・乳児院・協力家庭において養育する事業を行っています。【→(2) 評価のための指標②】

(その他の地域子ども・子育て支援事業)

ア 子育て等に関する相談

- 子ども本人や保護者からの子ども・子育てに関するあらゆる相談に対して、子どもの権利擁護や児童虐待予防の視点に立ち、迅速な対応と早期解決を図ることを目的として、24時間365日対応の電話相談「子どもなんでも相談」、総合支援センターの相談員が対応する「子ども家庭相談」事業を実施しています。【→(2) 評価のための指標②ア】

イ 産後ケア事業

- 出産後において心身の不調又は育児不安がある等、育児支援を必要とする母子に対して、自宅への「訪問」、区契約施設への「宿泊」又は「日帰り」の方法によって助産師等のケアを実施しています。【→(2) 評価のための指標②】

ウ 伴走型妊婦訪問事業

- 妊娠8か月頃を目安に、対象の方へオンラインによるアンケートを実施し、希望者に対して、保健師との面談や助産師の訪問を行い、伴走型相談支援を実施しています。【→（2）評価のための指標②】

エ ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）

- 未就学児（0歳から満6歳に達する年度の末日まで）と同居する家庭を対象に、日常生活上の突発的な事情などのために、一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対し、その利用料の一部を補助しています。【→（2）評価のための指標②イ】

オ 支援対象児童等見守り強化事業

- 子ども食堂などの地域団体や地域で子育て支援に関わる人材等を活用し、定期的な家庭訪問（アウトリーチ）による食品等の持参を通じて、地域で子どもとその家庭を見守るとともに、地域との緩やかな繋がりを生み出すことによって、子育て世帯の孤立化を防ぎます。【→（2）評価のための指標②ウ】

カ 要保護児童対策地域協議会

- 総合支援センターが調整機関となり、福祉事務所、学校、保育園・幼稚園、医療機関、警察、民生児童委員等の関係機関と児童虐待の早期発見、防止のための緊密なネットワークを構築しています。【→（2）評価のための指標②エ】
- 関係機関への定期的な訪問（アウトリーチ）を実施し、「板橋区児童虐待防止対応ガイドライン」を周知・啓発するとともに、支援対象児童の状況の聞き取りや、心配な子ども・家庭への対応について助言等を行っています。また、関係機関職員等を対象とした、児童虐待予防と早期対応のための研修を実施しています。

③ 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

ア 特定妊婦への支援

- 出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、こども家庭センター機能を活かし、相談員・保健師が医療機関等と緊密に連携し、支援を行っています。【→（2）評価のための指標③ア】

(2) 評価のための指標

① 相談支援体制の整備

ア こども家庭センターの設置数

区分	計画期間の目標
設置数	1か所

イ こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況

区分	計画期間の目標
作成部数	すべての特定妊婦、要支援児童に対して必要なサポートプランを策定

② 地域子ども・子育て支援事業の整備

以下の事業については、「子ども・子育て支援事業計画（第3期）」にて今後の事業量の見込みを掲載（家庭支援事業）

- 養育支援訪問事業
- 産前産後支援事業（産後ドゥーラの派遣）
- 育児支援ヘルパー派遣事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- ショートステイ事業・トワイライトステイ事業

（その他の地域子ども・子育て支援事業）

- 産後ケア事業
- 伴走型妊婦訪問事業

（その他の地域子ども・子育て支援事業の整備）

ア 子育て等に関する相談

区分	令和5年度 （実績）	計画期間の 目標
子どもなんでも相談件数	589件	調整中

イ ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）

区分	令和5年度 （実績）	計画期間の 目標
申請件数	369件	調整中

※令和5年12月事業開始のため、令和5年度の実績については、4か月分の件数

ウ 支援対象児童見守り強化事業

区分	令和5年度 （実績）	計画期間の 目標
訪問回数	305回	調整中

エ 要保護児童対策地域協議会

区分	令和5年度 （実績）	計画期間の 目標
		調整中

③ 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

ア 特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修の実施回数及び受講者数

区分	令和5年度 (実績)	計画期間の 目標
実施回数	3回	回
受講者数	57人	調整中 人

6 一時保護児童への支援体制の強化

一時保護は、子どもの安全を迅速に確保し、適切な保護を図るため、または子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行います。

一時保護する期間においても、子どもの権利擁護が図られ、安心・安全な環境で適切なケアを提供することが必要となります。

また、国が策定した「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」及び「一時保護ガイドライン」を踏まえ、子どもの最善の利益を守るため、家庭的な環境の下、子どもの状況等に最も適した生活やケアを行えるように、一時保護の環境及び体制を整備し、一時保護児童への支援体制の強化を図っていきます。

(1) 主な取組

① 一時保護施設の適切な運営

【特徴】

○子どものプライバシーを守りながら、子どもが安心して過ごせるようにするため、少人数で食事を含めて生活ができるユニット制とする等、様々な事情や背景を抱えた子どもの状況に応じて、適切な支援ができる環境を整備しています。

【現状・今後の方向性】

○一時保護施設が子どもにとって「温かみのある場所」となるように生活支援などを行っているものの、「一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定を契機とし、ユニット制を活かし、更に子どもが主体的に楽しく過ごせる「温かみがあり居心地の良い一時保護施設」をめざして取組を推進します。

【具体的な取組】

○子どもが意見を表明しやすい環境を促進するため、アドボケイトの定期訪問を充実するとともに、一時保護施設について入所時に説明する「一時保護所のしおり」等の見直しを図っていきます。

○子どもにとって居心地の良い場所となるため、子どもの意見を尊重しながら、定期的に生活におけるルールの見直しを進めるとともに、子どもの状況に応じて、基本的な生活習慣を身に着けられるような支援を推進していきます。

○子どもの状況や特性、学力に応じた学習ができるような環境整備を強化するほか、子どもの希望を尊重しつつ、通学等の必要な支援を進めます。

○一時保護施設において定員超過している期間があることから、計画的に定員超過の解消に向けた取組の検討を進めていきます。【→(2) 評価のための指標①②】

○子どもの権利擁護や個別ケアを推進するため、一時保護施設の職員に対して、必要な事項を学ぶ研修の機会の確保に努めていきます。【→(2) 評価のための指標③】

○令和6（2024）年度から外部機関からの評価を定期的実施及び公表し、一時保護施設の適正な運営に活用していきます。【→（2）評価のための指標④】

② 適切な一時保護の実施及び一時保護委託の推進

○一時保護の判断を行う場合は、子どもの最善の利益を最優先に考慮する必要があることに加え、家庭養育優先原則を踏まえ、子どもが家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう必要な措置を講じています。また、保護が必要な子どもを確実に保護できるよう、里親、医療機関、一時保護施設の相互利用等を活用して、一時保護の受け皿の確保に努めます。

○家庭と同様の養育環境において、子どもの様々な事情や態様に応じた個別ケアを推進する観点から、まずは乳幼児をはじめとした一時保護委託が可能な里親・ファミリーホームの確保に努めます。【→（2）評価のための指標⑤】

○里親が様々な状況の子どもを受け入れることが可能となるよう、里親支援センターを構築する中で、支援、研修等を充実し、委託可能な里親の確保を検討するとともに、里親への一時保護委託を推進します。

（2）評価のための指標

① 一時保護施設の定員数

区分	計画期間の 目標
定員	30人

② 一時保護施設の平均保護日数及び平均入所率

区分	令和5年度 (実績)	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
平均保護日数	47日	日	調整中	日	日	日
平均入所率	86.7%	%	%	%	%	%

③ 一時保護施設職員に対する研修の実施回数及び受講者数

区分	令和5年度 (実績)	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
実施回数	5回	5回	5回	5回	5回	5回
受講者数	延60人	延60人	延60人	延60人	延60人	延60人

④ 一時保護施設における第三者評価の実施数

区分	計画期間の 目標	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
実施回数	1回/2年	—	1回	—	1回	—

⑤ 一時保護委託が可能な里親等の確保数

区分	令和5年度 (実績)	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
確保数	件	件		調整中	件	件

7 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

令和4（2022）年改正児童福祉法においては、親子再統合支援事業が着実に実施されるよう必要な措置を実施することが努力義務とされました。

これらを踏まえ、区においては、関係機関と緊密な連携のもと、支援を必要とする家庭等に対し、「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障の理念」に基づくケースマネジメントを徹底していきます。

（1）主な取組

① 家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメント

○家庭支援事業等を活用した予防的支援により、家庭養育継続のための最大限の努力を行い、それが困難と判断された場合には、代替養育を必要とする子どもに対して、親族里親、養子縁組里親、養育家庭若しくは専門養育家庭又はファミリーホームの中から、子どもの意向や状況等を踏まえ、子どもにとって最善の養育先を検討します。また、これらのいずれも代替養育先として適さない子どもに対しては、小規模かつ地域分散化された施設等への入所措置の検討を行います。

○その上で、代替養育を開始した場合については、子どもを心身ともに安全かつ健全に養育できるよう、家庭に対しても最大限の支援を行いながら家庭復帰をめざすとともに、それが困難な場合には、親族等による養育や特別養子縁組を検討するケースマネジメントを実施します。【→（2）評価のための指標①】

② 親子関係再構築に向けた取組

○関係機関（里親・ファミリーホームや施設、医師、外部の専門家等）と連携し、子ども家庭センター機能を活用しながら、子どもの意見・意向等を十分に傾聴し、尊重して重層的・複合的・継続的な支援が行える体制を構築していきます。

○総合支援センターにサインズ・オブ・セーフティ・アプローチ（以下「サインズ」という。）手法を活用した支援を組織的に行う支援チームを設置し、総合支援センターと保護者等が協働して、子どもの安全を守るプランを作成しながら親子関係の再構築支援に取り組みます。

○また、サインズの手法を組織に定着させるとともに職員一人ひとりのスキルアップを図るため、外部講師を招聘して行う研修や支援チームを中心としたOJTを実施し、親子関係再構築の支援体制を強化します。【→（2）評価のための指標②③】

③ 特別養子縁組等の推進に向けた取組

- 妊娠を望む家族の気持ちに寄り添いながら、家庭を必要とする子どもたちとの幸せな出会いに繋がるよう、様々な工夫と配慮の上、一層の制度周知に努めます。
- 「特別養子適格の確認の審判」については、児童相談所長による申立て等が可能となったことなどを十分に踏まえ、これらの制度改革によるメリットの最大限の活用を図っていきます。【→（2）評価のための指標⑥】
- 乳児院や民間あっせん機関等の関係機関との連携を強化し、養親希望者と養子候補者となる子どもの交流、マッチングが円滑に行われる体制を整備します。特に、新生児が養子候補者となった場合は、できる限り新生児のうちに養子縁組里親への委託を進められるよう努めます。【→（2）評価のための指標④⑤】
- 養子縁組里親に対し、縁組成立後も継続した支援を行い、家庭を取り巻く個々の状況に応じた子どもの生い立ち整理等を行います。

(2) 評価のための指標

① 里親・ファミリーホームや施設（乳児院・児童養護施設）の平均措置期間

区分	令和5年度 (実績)	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
平均措置期間	307日	日	調整中	日	日	日

② 親への相談支援等に関する職員に対する研修の実施回数

区分	令和5年度 (実績)	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
実施回数	14回	回	調整中	回	回	回

③ 児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修の参加回数

区分	令和5年度 (実績)	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
実施回数	回	回	調整中	回	回	回

④ 総合支援センターを通じた特別養子縁組の成立件数

区分	令和5年度 (実績)	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
成立件数	3件	3件	4件	4件	5件	5件

⑤ 民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数

区分	令和5年度 (実績)	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
成立件数	2件	件		調整中	件	件

⑥ 児童相談所長による特別養子縁組適格確認の審判の申立件数

区分	令和5年度 (実績)	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
申立件数	2件	件		調整中	件	件

8 里親・ファミリーホームへの委託の推進

区における里親等委託率は、令和6（2024）年3月末日現在12.3%であり、本計画の目標値である38.6%を達成するためには、更なる取組の推進が必要です。

そのため、区とフォスタリング機関（里親養育包括支援機関）が連携し、区民における里親制度の認知度向上を図る普及啓発や、登録家庭数の拡大を図るためターゲットを絞った効果的な広報及びリクルート、未委託の登録家庭に対する養育経験の機会提供など、里親等への委託に向けた取組を推進します。

これらの取組により、里親が子どもを養育しやすい社会となるよう、区民に対する広報の充実などによって、里親制度の認知度を高め、社会全体で里親家庭を支援する意識の醸成を図っていきます。

また、代替養育を必要とする子どもに対しては、一時保護時を含めて、家庭と同様の養育環境である里親・ファミリーホームへの委託を検討する必要があり、特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期でもあることから、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託の推進に取り組んでいきます。

（1）主な取組

① 里親制度の普及、登録家庭数の拡大

- 多くの区民に里親制度を知ってもらうため、「板橋区民まつり」や「こどもわくわくフェスタ」等で、パネル展示や広報物の配布を行い、来場者に里親制度の説明を行っています。
- 区内保育園、幼稚園、小・中学校の全生徒に対して里親に関するチラシを配布し、また、区内町会掲示板（2,077か所）に里親のポスターを掲示する等、区民に里親制度を知ってもらう機会を捉え、積極的に普及啓発活動を実施しています。
- 今後は、関係機関への更なる働きかけを行うとともに、官公署関係だけでなく、区民が立ち寄りやすい民間大型ショッピングモールでのパネル展示や広報物の配布を行う等、積極的な普及啓発を図っていきます。また、里親候補になる年代を絞った地域ごとのチラシのポスティングも実施していきます。
- 里親制度の認知度の向上を図るためには、昨今のライフスタイルの多様化、SNSの普及など、社会情勢の変化に合わせた効果的な周知・啓発が重要になります。今後もフォスタリング機関と連携しながら、区民に制度理解が行き渡るよう、様々な手法で工夫を凝らしながら、普及啓発に取り組んでいきます。
- 「絵本のまち板橋」にちなみ、『わたしのおうち』という絵本を作成しました。板橋区の養育家庭で育った子どもが「里親家庭がわたしのおうち」になるまでを描いた絵本を、区内の小・中学校や、図書館等に配布し、里親制度の周知に努めました。また、里親制度に対する理解を深めるため、この絵本を参考に、映像資料を作成し研修等で上映しています。



- 里親家庭の支援者である保育園、幼稚園、小・中学校等の教員等や民生委員・児童委員へは、里親制度についての正確な情報が広く周知されるよう、研修や「里親出前講座」等を行い、里親制度への理解に努めています。
- 社会的養護の受入枠を更に確保していくため、ファミリーホームへの移行をめざす養育家庭を支援するとともに、ファミリーホームの新設希望者に対し、制度等について丁寧に説明を行っていきます。
- 里親のリクルートにあたっては、短期条件付養育家庭、養育家庭、養子縁組里親などの里親家庭の事情に応じた多様な里親の在り方を検討・周知します。
- 養子縁組里親の認定登録を受け、養子縁組候補児童とのマッチングが始まるまでの間、養育家庭としての役割を担うことができるよう、養子縁組里親と養育家庭の重複認定を可能とし、その促進を図っています。

② 里親等委託の推進に向けた取組【→（2）評価のための指標①】

- 総合支援センターに里親係を設置し、マッチング等の業務を専任で実施しています。マッチングにあたっては、子どもにとって最善の里親家庭を探すため、都区による広域調整の一環として、都区全域で情報を共有しています。
- フォスタリング業務の一部（里親のリクルート及びアセスメント、里親に対する研修、里親への支援）を民間のフォスタリング機関に委託しています。里親のリクルート業務とあわせて、研修等を一元的に委託することで、リクルートやアセスメントを通して把握した里親希望者の特性や状況に応じた研修を行うなど、里親の養育力向上に取り組んでいます。
- 未委託の登録家庭に対して、研修や家庭訪問等を通じ、養育への理解を促進するとともに、短期委託や一時保護委託で子どもを受け入れる経験を提供したり、経験豊富な里親の実際の養育を学ぶインターンシップを実施したりすることなどによって、スキルアップを図っています。【→（2）評価のための指標②】
- 実親が安心して子どもを里親に預けられるよう、総合支援センターが実親と話し合いを重ねるなど、里親制度の理解を促します。
- 家庭復帰を前提としたケースについても里親委託が進むよう、里親委託中の子どもの実親交流に関して、フォスタリング機関の支援を推進します。また、里親に対して、研修その他の機会を通じ、親子再統合に向けた実親支援の重要性を伝え、子どもが実親と交流することについての理解を促します。
- 里親と子どもの多様なマッチングを可能とするため、養育が難しい子どもを養育できる専門性の高い里親（専門養育家庭）の育成に向け、専門養育家庭研修に必要なテキストの購入及び考査を受けるために必要な経費の補助を行っています。

③ 里親に対する支援

- 里親に対する社会の理解が深まり、里親が地域及び職場において支援を受けながら養育できるよう、里親制度の認知度を高めるとともに、里親制度に対する区民の理解促進や社会全体で里親家庭を支援する意識の醸成を図っていきます。
- 里親が地域で孤立することなく子どもを養育していくことができるよう、総合支援センターの進行管理・調整のもと、関係機関がチームで養育を行う体制をとっています。里親には、社会的養護が必要な子どもを支援するチームの一員として、様々な支援機関と連携して子どもを養育していくことが求められています。チームの構成員である関係機関は、各機関が有する機能を効果的に活用し、日々里親・里子に寄り添い、的確にアドバイスをを行いながら支援しています。
- 障がい児や被虐待児、非行等の問題を有する子どもなど、一定の専門的ケアを必要とする子どもを養育する専門養育家庭の更なる育成促進に向けて、リクルートやステップアップに資するような研修内容の見直し等に継続して取り組んでいきます。また、不調事例等を踏まえ、支援の難しい子どもの養育の仕方など、養育力の向上を図る研修を充実します。
- 里親が子どもの養育に困難さを抱えたり、疲弊したりすることがないように、里親サロン等での里親同士の情報交換の場を増やすと同時に、里親同士のレスパイト・ケアを推進します。支援の難しい子どもについては、児童養護施設等へのレスパイト・ケアの利用を勧めます。
- 里子の社会的自立の促進・安定を図るため、フォスターリング機関に自立支援相談員を配置し、自立をめざす里子（措置解除後も含む）や里親の相談援助を実施しています。
- 里親支援センターによる包括的な里親等支援体制の構築等にあたっては、令和4（2022）年改正児童福祉法を踏まえて国において策定する実施要綱及びガイドライン等を踏まえながら、設置に向けての協議を進めていきます。【→（2）評価のための指標④】
- 児童養護施設等は、社会的養護の地域の拠点として、里親支援においても、里親支援専門相談員等を中心として施設機能の効果的活用を図り、より安定した養育の継続のための支援を行います。

(2) 評価のための指標

① 3歳未満、3歳以上就学前、学童期以降の里親等委託率

区分	令和5年度 (実績)	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
3歳未満	9.1%	33.3%	41.7%	50.0%	66.7%	75.0%
3歳以上就学前	17.6%	37.8%	48.6%	57.9%	66.7%	76.9%
学童期以降	11.2%	15.4%	18.7%	21.9%	24.7%	27.2%

② 里親登録に対する委託里親の割合（年間に1回でも委託のあった里親数）

区分	令和5年度 (実績)	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
委託割合	38%	40%	43%	45%	48%	50%

③ 里親登録（認定）に係る児童福祉審議会の開催件数

区分	令和5年度 (実績)	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
開催回数	3回	3回	3回	3回	3回	3回

④ 里親支援センターの設置数

区分	計画期間の 目標
設置数	1か所

9 児童養護施設等の機能強化

平成28(2016)年改正児童福祉法によって、家庭養育優先の原則が明示され、現在、里親支援体制の充実や、施設における小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換が進められています。

また、家庭では実施が困難な専門的ケアを要する子どもや、年長児で家庭養育に対する拒否感が強いなどの理由で施設養育が必要とされる子どもに対しては、子どもへの個別対応を基盤とした「できる限り良好な家庭的環境」、すなわち小規模かつ地域分散化された施設である地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアで養育されることが求められています。

社会的養護を必要とする子ども等への支援をはじめ、子どもの個別ニーズに配慮しながら、「できる限り良好な家庭的環境」を提供するため、小規模グループケアの推進や専門的ケアを提供するための体制整備など、施設の小規模かつ地域分散化と併せ、施設の高機能化を検討していきます。また、施設の高機能化・機能転換に向けた取組も連携して進めていきます。

(1) 主な取組

① 高機能化及び多機能化・機能転換を踏まえた小規模かつ地域分散化の推進

○乳児院や児童養護施設については、家庭養育優先原則を進める中においても、施設での養育を必要とする子どもの養育に対し、「できる限り良好な家庭的環境」において、高機能化された養育や保護者等への支援を行うとともに、里親や在宅家庭への支援等を行うことなど、施設の高機能化・機能転換を図ることにより、更に専門性を高めていくことが期待されています。【→(2) 評価のための指標①】

○区内児童養護施設における小規模かつ地域分散化については、各施設の状況に応じて進めていますが、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組を進めるためには、地域や関係機関とより密な連携を図ることや、より専門的なソーシャルワーク技術などが求められることなどから、施設職員の人材育成が必要になります。また、建物の構造等の問題などから家庭的な養育環境に近づける小規模グループケア化(ユニットケア化)することが困難な施設もあることから、計画期間内に小規模化することが困難な施設も存在しています。

○このような施設の現状等も踏まえ、各施設に対し、国の新たな支援策や施設での養育を必要とする子ども数の変化等を十分に情報提供していくとともに、施設の改築等にあたっては、小規模かつ地域分散化の取組が進むよう、各施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画の検討状況・課題等について随時ヒアリングを行うことにより、個々の実情を把握し、適切な助言や支援を行っていきます。

○施設がこれまで培ってきた豊富な経験とノウハウを活かした多機能化に取り組むにあたり、必要となる環境整備を支援するとともに、国庫補助金等を活用した財政支援等を行うなど、多様なニーズに対する、より専門性の高い受け皿として、機能拡充の促進を図っていきます。

○グループホームに勤務する若手職員が孤立することのないよう、本体施設がグループホームの状況を適切に把握し、必要に応じて支援する体制の構築や、施設長・基幹的職員のスーパーバイズ、若手職員が中堅職員となり基幹的職員に至るまでの職員育成など、キャリアアップのための取組を推進します。

② ケアニーズが高い子どもに対する専門的なケアの充実

○ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、十分なケアが可能になるよう、できるだけ少人数（将来的には4人まで）の生活単位とし、その集合する生活単位の数も大きくならないよう（概ね4単位程度まで）にしていくことが求められています。そのため、各施設におけるユニット型施設については、計画的に小規模かつ地域分散化を進めていくよう支援していきます。

○施設で養育が必要な子どもを確実に受け入れられるよう定員数を確保するとともに、子どものケアニーズに応じた治療的・専門的ケアの充実を図るため、職員の配置増や、医師・心理士などの専門職の配置による支援体制の強化を推進します。また、行動上の問題等のある子どもに対する専門性の高いケアを行う人材の育成を支援していきます。【→（2）評価のための指標②】

○個別ケアに対する加算等を行い、すべての児童養護施設が「専門機能強化型児童養護施設」の指定要件を備えるよう施設に働きかけていきます。【→（2）評価のための指標③】

③ 地域支援・在宅支援の充実

○施設は、ソーシャルワーク機能や相談支援に係る専門的な機能を有しており、要支援児童や要支援家庭に対する支援においても重要な役割を担っています。そのため、施設に対し、施設等への一時保護専用施設の整備についての検討や、子育て短期支援事業をはじめとする区の家庭支援事業の積極的な実施を促していくとともに、実施可能な事業や財政支援の説明を行っていきます。【→（2）評価のための指標④】

④ 児童養護施設等における人材確保

○施設等で働くことをめざす学生等や過去に施設職員として働いた経験のある者、社会的養護の分野に関心のある者等に対して、施設等で働くことの魅力や社会的養護の基礎的な知識等について、施設等のWEBサイトやSNS等を活用した広報啓発を実施することや、これらの方々が参加できる職場体験・施設見学会、職員が仕事のやりがいなどを説明する座談会の実施など、施設等やその業務内容について理解してもらう機会を積極的に設けることが求められています。様々な手段を活用した人材確保に向けた取組に対し、今後も支援を行っていきます。

○施設等で生活する子どもにとっては、安心できる安定した「できる限り良好な家庭的環境」において、職員との関係性を構築することが不可欠になります。また、在職中の職員の定着を図るために、職員が意欲的に学べる場の提供やキャリアパスの整備、オンライン等によるピアサポート情報の提供などにかかる取組に対しても支援していきます。

⑤ 児童養護施設等における人材育成等

○施設等において、様々な困難な課題のある子どもを養育するだけでなく、小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進める上では、職員の専門性が不可欠であることから、施設等においては、職員が研修を受講する機会の積極的な提供や、施設長・基幹的職員等によるスーパービジョンのシステムの確立、グループのリーダー的職員の養成などに取り組むことが求められています。また、職員が対応に困った時にすぐに相談できる体制の整備や定期的な職員間の交流の実施など、職員が課題を一人で抱え込まない風通しの良い組織運営を進めることも重要であることから、これら人材育成等に向けた取組に対し、今後も支援していきます。

⑥ 母子生活支援施設の機能強化

○母子生活支援施設に入所した母子の退所後の生活も見据え、関係機関と連携しながら、それぞれのニーズに応じた自立を支援しています。

○令和4（2022）年改正児童福祉法により、家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等を支援するため、一時的な住まいの提供、その後の養育等に係る情報提供や医療機関等の関係機関との連携を行う妊産婦等生活援助事業が位置づけられたことを踏まえ、ニーズに応じた施設の多機能化に向けた取組を検討していきます。

【→（2）評価のための指標⑤】

○母子生活支援施設は、社会的養護関係施設で唯一、母子が分離せずに入所し、安心・安全な環境で同居しながら支援を受けることができる施設になっています。こうした特性を踏まえ、貧困やDV被害に限らず、親子関係の構築や子どもの心身の健全な発達に繋がる経験を積む機会を提供できる施設として、親子分離を防ぐための予防的支援や、親子関係再構築に向けた支援についても検討していきます。

⑦ 障がい児入所施設における支援

○障がい児入所施設における支援は、障がいに対する正確な理解と障がい特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の中で特定の大人を中心とした継続的で安定した愛着関係のもとで行われることが必要です。また、年齢や発達の特性等により、言葉による意思の表出が困難である子どもに対しては、手話や絵カードなどの様々なコミュニケーションツールの活用など適切な合理的配慮の実施により、意思表出を支援していきます。

○リーフレットや冊子等を配付する場合は、平易な文章とイラストを多用した障がい児向けの冊子を用意するなど、子どもたちが理解しやすい工夫を凝らしながら、支援に取り組んでいきます。

(2) 評価のための指標

① 小規模かつ地域分散化した施設数及び入所児童数

区分	令和5年度 (実績)	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
施設数	か所	か所	調整中	か所	か所	か所
入所児童数	人	人	人	人	人	人

② 養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数及び加配職員数

区分	令和5年度 (実績)	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
加配施設数	か所	か所	調整中	か所	か所	か所
加配職員数	人	人	人	人	人	人

③ 養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数

区分	令和5年度 (実績)	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
実施施設数	か所	か所	調整中	か所	か所	か所

④ 一時保護専用施設の整備施設数

区分	令和5年度 (実績)	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
整備施設数	か所	か所	調整中	か所	か所	か所

⑤ 妊産婦等生活援助事業の実施施設数

区分	令和5年度 (実績)	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
実施施設数	か所	か所	調整中	か所	か所	か所

10 社会的養護自立支援の推進

令和4（2022）年改正児童福祉法により、社会的養護経験者等に対し、必要な援助を行うことが都道府県の業務として位置づけられるとともに、児童自立生活援助事業について、年齢要件等の弾力化が行われたほか、社会的養護経験者等が相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びに関係機関との連絡調整等を行う社会的養護自立支援拠点事業が創設されました。

社会的養護経験者等の多くは、施設等を退所した後も家庭による支援が見込みづらいことや、自立にあたって困難を抱える場合が多いことから、自立に向けた適切な支援を行うことが求められています。

社会的養護経験者等の生活状況や課題を把握し、自立のために必要な援助を行うとともに、安心して相談できる体制を整備し、自立後の生活を継続的に支援していきます。

（1）主な取組

① 社会的養護経験者等への自立に向けた支援体制の整備

- 施設入所児童等については、委託や入所の措置中から、本人及び里親等、児童養護施設等、児童相談所、里親支援センター、保護者等の本人家族等と将来を念頭に置いた話し合いを重ね、支援の方向性を検討し、自立支援計画を策定するなど、個々の状況に応じて、早い段階から自立に向けた支援を開始します。
- 児童養護施設に入所している子どもや退所した子どもの自立に向けて、東京都は平成24（2012）年度から順次、各児童養護施設に「自立支援コーディネーター」を配置して、入所児童の進学や就職に向けた準備から退所後の継続的な支援等を行っています。また、施設退所後も状況に応じて必要な指導を行うとともに、入所中に構築した職員との信頼関係を活かして、退所後の生活の安定や自立を支援するためのアフターケアを実施しています。
- 里親等においても、児童相談所やフォスティング機関等と連携して、これらの支援を実施することが望ましいことから、里親委託児童向けの自立支援に関する情報提供を充実するとともに、自立に向けた里親及び委託児童に対する相談体制を強化します。
- 義務教育終了後（高校を中退した者等を含む）に就職をする者については、就職後直ちに措置を解除するのではなく、措置を継続したまま就労の安定を見極める等の配慮が必要となります。仮に、就職に伴い措置解除となった場合でも、引き続き不安を抱えながら生活している者や、措置解除後に本人から里親等や児童養護施設等に連絡しづらい者もいることなども踏まえ、本人の意向を踏まえつつ、定期的に生活状況等について確認することも検討します。

○区は、区内児童養護施設卒園者（区内里親委託解除者含む）及び区が措置した子どもで自立を前提に措置が解除された者に対し、自立に向けて抱える貧困や孤独等の不安を軽減するために、クラウドファンディングで集めた寄付金等を活用し、支度金や家賃等助成、医療費助成といった「経済的支援」と、信頼関係を築き、繋がりを確保する「相談支援」の両輪で支援をしています。【→（2）評価のための指標①】

○複合的な困難を抱える社会的養護経験者等に対して、居住、就労、進学等への支援を確実にを行うため、障がい福祉や医療、生活困窮者支援などの各種公的サービスの周知、公的サービスや法的な支援の活用など、関係機関との円滑な連携を図っていきます。

② 児童自立生活援助事業の実施の検討

○令和4（2022）年改正児童福祉法により、自立援助ホーム以外の場所でも児童自立生活援助事業が実施できるようになったことから、児童養護施設や里親とも情報共有しながら、現状と課題を把握するとともに、自立援助ホームだけではなく、施設等での事業の実施を検討します。【→（2）評価のための指標②】

③ 社会的養護自立支援拠点事業の実施の検討

○社会的養護経験者や虐待経験がありながらも、これまで公的支援に繋がらなかった者等が相互の交流を行う場所を開設し、情報の提供、相談支援の実施を検討します。また、他の必要な支援に繋ぐまでの一時避難場所の提供を行う休日夜間緊急支援事業についても、あわせて検討します。【→（2）評価のための指標③】

④ 社会的養護自立支援協議会の設置の検討

○社会的養護経験者等をはじめ、当該地域を管轄する児童相談所やこども家庭センター、児童福祉施設、里親、ファミリーホーム、自立援助ホーム、社会的養護自立支援拠点事業所、医療機関、就労支援機関等の関係機関が協議を行う場（以下、社会的養護自立支援協議会）の設置を検討します。

（2）評価のための指標

① 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み

18歳～22歳の児童養護施設等の退所者数

区分	令和5年度 (実績)	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
人数	人	人		調整中	人	人

② 児童自立生活援助事業（Ⅰ型～Ⅲ型）の実施か所数

区分	計画期間の目標
Ⅰ型（自立援助ホーム）	1か所
Ⅱ型（児童養護施設）	1か所
Ⅲ型（里親・ファミリーホーム）	0か所（必要時）

③ 社会的養護自立支援拠点事業の整備か所数

区分	計画期間の 目標
整備か所数	1か所

11 児童相談所における人材確保・育成に向けた取組

児童相談所においては、全国の児童虐待相談対応件数が年々増加していることに加えて、複雑・困難なケースも増加していることから、体制強化を計画的に進めるとともに、児童虐待防止対策を更に進めていくため、国の「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿って、児童福祉司等の増員や法的対応体制の強化、児童相談所職員に対する研修の実施等による専門性の向上のほか、こども家庭ソーシャルワーカー資格の取得促進が求められています。

今後も、児童虐待の対応力を更に強化するため、人材の確保・育成を行うとともに、関係機関との連携を深め、児童虐待の未然防止と早期発見・対応に努めていきます。そして、児童虐待通告や子育ての悩みなど、様々な相談に迅速かつ丁寧に対応することで、子どもと家庭への支援の向上を図っていきます。

(1) 主な取組

① 総合支援センターの強化に向けた取組

○子ども政策にかかわる庁内関係部署をはじめ、教育機関など様々な関係機関と連携しながら、課題を抱える子どもの背景の共有や、代替養育のもとで育つ子どもへの理解を深めるよう、支援に携わる視点から発信し、共有する機会を設けるとともに、職員の人事交流なども視野に入れた取組を推進していきます。

○発達障がいを持つ子どもなどケアニーズの高い子どもを施設・里親へ措置するにあたっては、学校に情報を提供し、支援に必要な情報の共有と支援方針を確認するなど、きめ細やかな連携に努めます。

○総合支援センターの適正な運営や子どもの立場に立った保護、及び質の高い支援を行うため、外部機関からの評価を定期的（2年に1回）に実施します。【→（2）評価のための指標①】

○児童相談行政の専門性の維持・向上が継続的な課題であることを踏まえ、国や先行してAIの導入を行った他自治体の動向を注視しつつ、区においても、職員の業務をサポートし、質の高い相談援助活動を維持するため、導入の可能性について検討を進めていきます。

② 総合支援センターにおける人材確保・育成に向けた取組

○児童虐待防止対策を更に進めていくため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿って、児童福祉司等の増員や法的対応体制の強化、職員に対する研修の実施、こども家庭ソーシャルワーカー資格の取得促進などにより、専門性の向上に取り組んでいきます。【→（2）評価のための指標⑦】

- 児童福祉に関する相談業務に携わる職員には、子どもの健全育成と権利擁護をその役割として認識したうえで、子どもやその保護者などの援助に必要な専門的態度、知識技術を持って対応し、一定の効果を挙げることが期待されています。こうしたことを踏まえ、長期的な視点に立ち、求められる能力・資質を備えた人材の効果的な確保・育成に向け、計画的な採用、配置などを行っていきます。【→（2）評価のための指標④⑤】
- 児童福祉司・児童心理司については、児童虐待相談対応件数などに応じて必要な人員を適切に確保していきます。【→（2）評価のための指標②】
- 経験の浅い児童福祉司が、判断の難しい事例にも的確に対応できるよう、知識や経験が豊富な元児童福祉司を活用した個別指導や、実践的な研修など研修プログラムの充実を図るとともに、スーパーバイズ機能を強化します。【→（2）評価のための指標③】
- 子どもの最善の利益のため、子どもと家庭が抱える様々な問題の解決に向け、高い専門性とスキルを備えた児童福祉司へと成長を促すため、児童養護施設職員など他職種との交流、職場体験や人事交流、コミュニケーションスキルを学ぶ機会などの充実を図ります。
- 困難な児童虐待事例における法律上の問題に的確に対応できるよう、常勤弁護士などの取組を検証し、日常的に弁護士に相談しながら相談業務を進める体制の強化に取り組みます。【→（2）評価のための指標⑥】
- 重大な児童虐待事例の検証結果を踏まえて、関係機関の情報共有や連携のあり方、再発防止に向けた具体的な取組などについて、職員への研修やOJTなどを通じ、担当業務に活かすよう徹底を図るとともに、関係機関への周知徹底を図ります。

（2）評価のための指標

① 児童相談所における第三者評価の実施数

区分	計画期間の目標	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
実施回数	1回/2年	1回	—	1回	—	1回

② 児童福祉司、児童心理司の配置数

区分	令和5年度 (実績)	計画期間の目標
児童福祉司	51人	国の基準等を踏まえ、計画の推進に向けて必要な人員を配置していく
児童心理司	24人	

③ 児童福祉司スーパーバイザーの配置数

区分	令和5年度 (実績)	計画期間の目標
配置数	5人	国の基準等を踏まえ、計画の推進に向けて必要な人員を配置していく

④ 医師（非常勤）の配置数（精神科医・小児科医）

区分	令和5年度 (実績)	計画期間の目標
配置数	9人	計画の推進に向けて必要な人員を配置していく

⑤ 保健師の配置数

区分	令和5年度 (実績)	計画期間の目標
配置数	3人	計画の推進に向けて必要な人員を配置していく

⑥ 弁護士（常勤・非常勤）の配置数

区分	令和5年度 (実績)	計画期間の目標
常勤	1人	計画の推進に向けて必要な人員を配置していく

⑦ こども家庭福祉行政に携わる職員における研修（児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等）の受講者数

区分	令和5年度 (実績)	計画期間の 目標
受講者数	調整中	人

参考資料



- 1 板橋区子ども未来応援宣言 2025「実施計画 2025」の概要
- 2 策定経過
- 3 板橋区子ども・子育て会議委員名簿
- 4 板橋区子ども・子育て会議条例
- 5 板橋区子ども・子育て支援本部設置要綱
- 6 板橋区子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果概要
- 7 いたばし子どもワークショップ結果概要
- 8 板橋区児童福祉審議会及び臨時部会委員名簿
- 9 板橋区児童福祉審議会条例
- 10 児童福祉法第8条第2項の規定に基づく諮問書（写）
- 11 社会的養育に関するアンケート及びヒアリング結果概要

1 板橋区子ども未来応援宣言 2025「実施計画 2025」概要

(1) 計画策定の背景

- 区では、「板橋区次世代育成推進行動計画 いたばし子ども未来応援宣言 2025（平成28(2016)年度～令和7(2025)年度。）」を策定し、そのアクションプランである「実施計画 2021」に基づき、未来を担う子どもたちがすくすくとたくましく成長するまちの実現に向け、取り組んできました。
- また、「板橋区子ども・若者計画 2021」に基づき、子ども・若者の健やかな成長や、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長する環境の実現をめざしてきました。
- しかし、その間に子育て家庭を取り巻く環境は激変しました。新型コロナウイルス感染症の影響により、健康づくり・育児相談等に関する講座等の中止を余儀なくされ、児童館をはじめ施設の利用者も減少しました。
- その一方で、令和4(2022)年度には、「板橋区子ども家庭総合支援センター」を設置し、次代を担う板橋区の子どもたちが健やかで心豊かに成長できる環境を整えました。
- こうした背景のもと、「板橋区子ども・若者計画 2021」を統合した形で、第3期アクションプランである「実施計画 2025」を策定し、「若い世代が住み続けたくなるまち・住みたくなるまち」の実現に取り組みます。

(2) めざす方向

- 「子ども未来応援宣言 2025」では、板橋区基本構想がめざす将来像「未来をはぐくむ緑と文化のかがやくまち“板橋”」を具現化するための「9つのまちづくりビジョン(『子育て安心』ビジョン、『魅力ある学び支援』ビジョン等)」を実現するため、「5つのめざす方向」を定めています。

- 1 安心できる子育て環境
- 2 子どもの健康と安全
- 3 すべての子どもへの支援
- 4 子どもたちの生きる力の育成
- 5 みんなで子育て支援

(3) 施策体系

- 「子ども未来応援宣言 2025」では、5つの基本目標、10の施策の方向性からなる施策体系に基づき、事業を展開しています。また、「実施計画 2025」からは、「応援宣言 2025」の考え方を基本に、「子ども・若者計画 2021」で定めた体系を取り込みます。
- 児童虐待報告件数の増加をはじめとした様々な課題や、ポストコロナ時代を見据えた「新たな日常」等の環境の変化を踏まえ、事業の工夫や選択と集中を行った「3つの重点宣言」を定めて取り組んでいきます。

重点宣言

- I 切れ目なく子育て家庭を支え、その暮らしを豊かにします
- II すべての子どもが取り残されず、夢と希望をもって成長します
- III 魅力と交流の創出で若者の社会的自立と活躍を応援します

2 策定経過

板橋区子ども・子育て支援本部【令和6(2024)年度】

回数	開催日	内容
第1回	令和6(2024)年5月13日	○第3期事業計画等の策定方針について
第2回	令和6(2024)年10月21日	○子ども未来応援宣言2025の進捗・評価について ○(仮称)いたばし子育て支援・社会的養育推進プラン2029(素案)について
第3回	令和7(2025)年1月●日	○(仮称)いたばし子育て支援・社会的養育推進プラン2029(案)について

板橋区子ども・子育て会議【令和6(2024)年度】

回数	開催日	内容
第1回	令和6(2024)年5月21日	○令和6年度保育所等入所状況について ○認可保育所・小規模保育所の整備について ○第3期事業計画等の策定方針について
第2回	令和6(2024)年11月15日	○子ども未来応援宣言2025の進捗・評価について ○(仮称)いたばし子育て支援・社会的養育推進プラン2029(素案)について
第3回	令和7(2025)年1月17日	○(仮称)いたばし子育て支援・社会的養育推進プラン2029(案)について

児童福祉審議会臨時部会(計画検討部会)【令和6(2024)年度】

回数	開催日	内容
第1回	令和6(2024)年7月1日	○社会的養育推進計画の策定方針の協議
第2回	令和6(2024)年9月2日	○社会的養育推進計画(骨子案)の協議
第3回	令和6(2024)年10月3日	○社会的養育推進計画(素案)の協議
第4回	令和6(2024)年11月1日	○アンケート・ヒアリングの状況報告と反映
第5回	令和6(2024)年12月19日	○社会的養育推進計画(最終案)の協議
第6回	令和7(2025)年1月9日	○答申

3 板橋区子ども・子育て会議委員名簿

順不同・敬称略

	氏名	所属団体等	役職	任期
1	野澤 祥子	学識経験者（東京大学大学院教育学部・教育学研究科准教授）	会長	R 5.11～
2	吉田 正幸	学識経験者（（株）保育システム研究所代表）	副会長	H25.12～
3	吉野 正俊	板橋区医師会	委員	R 5.11～
4	高田 修一	板橋産業連合会	//	R 1.11～
5	三枝 節夫	板橋区青少年健全育成地区委員会連合会	//	R 1.11～
6	白鳥 円啓	板橋区青少年委員会	//	R 5.11～
7	遠藤 栄子	板橋区民生・児童委員協議会	//	R 3. 1～
8	安彦 直幸	板橋区立中学校PTA連合会	//	R 5.11～
9	前田 康夫	板橋区立中学校校長会	//	R 6. 5.21～
10	伊藤 千代美	板橋区立小学校PTA連合会	//	R 5. 8.21～
11	木村 道人	板橋区立小学校校長会	//	R 5. 8.21～
12	古村 友紀	板橋区私立幼稚園PTA連合会	//	R 5. 8.21～
13	島田 麻美	板橋区私立幼稚園協会	//	R 3.11～
14	下竹 敬史	板橋区私立保育園園長会	//	H26. 7～
15	内山 亜希	障がい者団体	//	R 3.11～
16	北 菜々子	区民委員	//	R 5.11～
17	柁村 昌宏	区民委員	//	R 5.11～
18	宮崎 要	区民委員	//	R 5.11～

4 板橋区子ども・子育て会議条例

平成25年10月18日東京都板橋区条例第33号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項及び第3項の規定に基づき、区長の附属機関として板橋区子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務その他区長が適当と認めた事項に関して検討を行い、その結果に基づいて、区長に意見及び提言を行うものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、区民、学識経験者その他区長が必要と認める者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員20人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 副会長は、会長が指名する。

4 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 子育て会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員の3分の1以上の者から子育て会議の招集の請求があったときは、子育て会議を招集しなければならない。

(会議)

第7条 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(意見聴取等)

第8条 会長は、子育て会議において必要があると認めたときは、関係人の出席を求めて意見や事情等の聴取を行い、又は関係人から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、板橋区規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和5年3月15日東京都板橋区条例第9号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

5 板橋区子ども・子育て支援本部設置要綱

(令和6年3月31日一部改正)

(目的)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第2条に定める基本理念に則り、法第61条に定める市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「子ども・子育て支援事業計画」という。）に基づく家庭、学校、地域、職域その他子ども・子育て関係者に係る子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）を総合的かつ効果的に推進し、及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第3条並びに子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第2条に定める基本理念に則り実施する支援（以下それぞれ「次世代育成支援」及び「子どもの貧困対策」という。）を推進するため、板橋区子ども・子育て支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 支援本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

- (1) 本部長は、区長とする。
- (2) 本部長は、支援本部を総理する。
- (3) 副本部長は、副区長の職にある者をもって充てる。
- (4) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (5) 本部員は、別表第1に掲げるところによる。
- (6) 前号の規定にかかわらず、本部長は、特定の本部員により支援本部会議を開催することができる。

(所掌事項)

第3条 支援本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成推進行動計画の策定並びに修正に関すること。
 - (2) 子ども・子育て支援、次世代育成支援及び子どもの貧困対策に係る諸施策の協議並びに推進に関すること。
 - (3) 子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成推進行動計画の推進の総合調整に関すること。
 - (4) その他子ども・子育て支援、次世代育成支援及び子どもの貧困対策に係る重要な事項に関すること。
- 2 次に掲げる場合については、別に定める板橋区子ども・子育て会議の意見を聴くものとする。
- (1) 法第31条第2項の規定により、法第27条第1項に定める特定教育・保育施設の利用定員を定めるとき。
 - (2) 法第43条第3項の規定により、同項に定める特定地域型保育事業の利用定員を定めるとき。
 - (3) 法第61条第7項の規定により、子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更するとき。
- 3 子ども・子育て支援及び次世代育成支援の推進にあたっては、必要に応じ、板橋区子ども・

子育て会議の意見を聴き、又は助言を得るものとする。

(会議)

第4条 本部長は、必要に応じて副本部長及び本部員を招集し、会議を主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係職員を支援本部に出席させ、意見を聞くことができる。

(子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成推進行動計画の推進)

第5条 子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成推進行動計画の実施については、東京都板橋区組織規則（昭和46年板橋区規則第5号）で定める部並びに教育委員会事務局で行うこととする。

(連絡調整会議)

第6条 支援本部の円滑な運営を図るため、支援本部に連絡調整会議を設置する。

2 子ども・子育て支援に係る連絡調整会議の構成員は別表第2に掲げるところによる。

3 次世代育成支援に係る連絡調整会議の構成員は別表第3に掲げるところによる。

4 子どもの貧困対策に係る連絡調整会議の構成員は別表第4に掲げるところによる。

5 前項の会議に、座長及び幹事課長を置く。

6 前項の座長は、子ども家庭部長をもって充てる。

7 第5項の幹事課長は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 生活支援課長

(2) 子ども政策課長

(3) 教育総務課長

8 連絡調整会議の開催に際し、必要なときは構成員以外の関係職員を連絡調整会議に出席させ、意見を聞くことができる。

9 連絡調整会議には、専門部会を置くことができる。

(事務局)

第7条 支援本部及び連絡調整会議の事務局は、子ども家庭部子ども政策課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は子ども家庭部長が定める。

付 則

(省略)

(別表第1) 子ども・子育て支援本部本部員 (第2条関係)

教育長
政策経営部長
総務部長
危機管理部長
区民文化部長
産業経済部長
健康生きがい部長
保健所長
福祉部長
子ども家庭部長
子ども家庭総合支援センター所長
資源環境部長
都市整備部長
まちづくり推進室長
土木部長
教育委員会事務局次長
地域教育力担当部長

(別表第2) 子ども・子育て支援連絡調整会議 (第6条関係)

政策企画課長
財政課長
人事課長
健康推進課長
障がい政策課長
子ども政策課長
保育運営課長
保育サービス課長
子育て支援課長
支援課長
教育総務課長
学務課長
地域教育力推進課長

(以下省略)

6 板橋区子ども・子育てに関するニーズ調査結果概要

(1) 対象・回収の状況

対象	配布数	回収数	回収率
就学前児童保護者	2,500	914	36.6%
小学生保護者	1,500	448	29.9%
小学生児童	1,500	347	23.1%

(2) 子どもと家庭の状況「子育てを主に行っている人」(下段は前回平成30年度調査)

回答者	第1位		第2位	
就学前児童保護者	父母ともに	58.3%	主に母親	40.6%
	(//	49.3%)	(//	49.3%)
小学生児童保護者	父母ともに	57.6%	主に母親	40.8%
	(//	51.1%)	(//	46.4%)

(3) 母親の就労状況(下段は前回平成30年度調査)

回答者	第1位		第2位		第3位	
就学前 児童保護者	フルタイム	41.6%	不就労(以前就労)	22.5%	パート・アルバイト	20.3%
	(//	34.2%)	(//	31.7%)	(//	12.4%)
小学生 児童保護者	フルタイム	43.1%	パート・アルバイト	34.6%	不就労(以前就労)	17.5%
	(//	30.5%)	(フルタイム	26.3%)	(//	25.8%)

(4) 家庭類型(下段は前回平成30年度調査)

回答者	第1位		第2位		第3位	
就学前 児童保護者	ともにフルタイム	51.4%	専業主婦(夫)	23.5%	フルタイム・パート	19.0%
	(//	35.2%)	(//	28.5%)	(//	10.2%)
小学生 児童保護者	ともにフルタイム	37.7%	フルタイム・パート	33.0%	専業主婦(夫)	18.8%
	(フルタイム・パート	24.6%)	(専業主婦(夫)	21.8%)	(ともにフルタイム	20.7%)

(5) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と希望

利用率 81.2% (前回 73.6%)			利用希望		
第1位	認可保育所	53.6%	第1位	認可保育所	54.8%
第2位	私立幼稚園	28.2%	第2位	私立幼稚園	40.4%
第3位	預かり保育	7.8%	第3位	預かり保育	26.3%

(6) 主な子育て支援サービスの利用状況

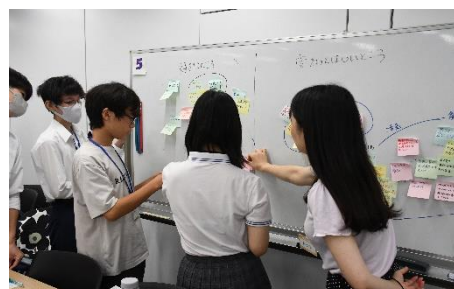
新生児等産婦訪問	91.8%	すくすくカード	59.7%
妊婦・出産ナビゲーション事業	81.6%	児童館「乳幼児子育て支援事業」	57.5%
乳幼児歯科検診	77.9%	いたばし子育て応援アプリ	56.9%
赤ちゃんの駅	61.1%	子育て相談	54.0%
母親学級・両親学級	60.6%	離乳食講習会	52.2%

(7) こども誰でも通園制度の認知度と利用希望

認知度		利用希望	
名前も内容も知っている	19.0%	とても利用したい	22.8%
内容は知らなかった	13.6%	できれば利用してみたい	31.5%
知らなかった	66.2%	利用したくない	17.6%

7 いたばし子どもワークショップ結果概要

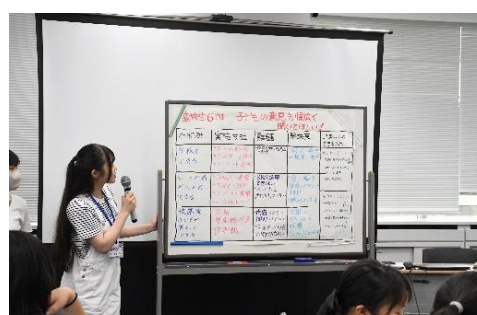
- こども基本法において、子ども施策の策定等にあって、子どもの意見の反映に係る措置を講ずることを国や地方自治体に対して義務付けられました。
- 板橋区では、子ども施策をはじめとする区政全般へ意見を反映させる仕組みづくりの第一歩として「いたばし子どもワークショップ」を試行実施しました。
- 小学校4年生から高校3年生までの35名に参加していただき、年代別のテーマに分かれて意見を出しあい、最後に発表していただきました。



年代別テーマ

- 小学生：「家庭・学校以外の居場所をつくりたい！」
- 中学生：「板橋のまちで好きなところ・変わってほしいところを伝えたい！」
- 高校生：「子どもの意見を幅広く聞く仕組みをつくりたい！」

- 小学生のテーマでは、居場所として「好きなことをして自由に過ごせるところが欲しい」、「悩みを相談できるところが欲しい」など
- 中学生のテーマでは、板橋のまちの好きなところとして「石神井川の桜」、「子ども動物園」、変わってほしいところとして「遊び」、「観光」、「商店街」など
- 高校生のテーマでは、幅広く意見を聴く方法として「いつでもどこでもできる」、「放課後子どもが集まってできる」、実施方法は「ゲーム形式で意見を聴く」、「SNSやアプリを活用する」などといったたくさんの意見やアイデアをいただきました。
- ワークショップでいただいた意見は、本計画や次期子ども未来応援宣言に盛り込むとともに、児童館等のあり方検討等においても、実現に向けて検討していきます。



8 板橋区児童福祉審議会及び臨時部会委員名簿

(1) 板橋区児童福祉審議会委員名簿（第2期）

順不同・敬称略

	氏名	所属団体等	役職
1	松原 康雄	明治学院大学名誉教授	委員長
2	栗原 直樹	社会福祉士（元児童相談所長）	副委員長
3	稲垣 美加子	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授	//
4	小林 美由紀	白梅学園大学名誉教授・小児科医	//
5	坂井 隆之	明星大学教育学部教育学科特任教授	//
6	平戸 ルリ子	東京家政大学人文学部教育福祉学科教授	//
7	堀 科	東京家政大学家政学部児童学科准教授	//
8	森 和子	元文京学院大学人間学部人間福祉学科教授	//
9	花崎 みさを	社会福祉法人一粒会 理事長・統括施設長	//
10	税所 純敬	さいしょ小児科院長	//
11	神山 八弓	日本大学医学部附属板橋病院精神神経科 研究医員	//
12	安藤 建治	やまぶき法律事務所	//
13	佐賀 豪	くれたけ法律事務所	//
14	馬場 望	くくな法律事務所	//
15	根本 えりか	公認会計士	//
16	茂呂 大輔	スタジオコンポ一級建築士事務所 代表	//

(2) 臨時部会委員名簿

五十音順・敬称略

	氏名	所属団体等	役職	備考
1	栗原 直樹	社会福祉士（元児童相談所長）	部会長	
2	稲垣 美加子	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授	委員	
3	川瀬 信一	一般社団法人子どもの声からはじめよう 代表理事	//	臨時委員
4	佐賀 豪	弁護士（くれたけ法律事務所）	//	
5	坂井 隆之	明星大学教育学部教育学科特任教授	//	
6	島田 靖久	板橋区民生・児童委員協議会 主任児童委員	//	臨時委員
7	中道 精司	板橋区民生・児童委員協議会 主任児童委員	//	臨時委員
8	西松 雄介	児童養護施設西台こども館園長	//	臨時委員
9	松原 康雄	明治学院大学名誉教授	オブザーバー (板橋区児童福祉 審議会委員長)	

9 板橋区児童福祉審議会条例

令和4年3月15日東京都板橋区条例第15号

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条の規定に基づき、区長の付属機関として、東京都板橋区児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、児童福祉に関する専門的な知識経験を有する者のうちから、区長が任命する委員25人以内をもって組織する。

2 前項に規定する委員のほか、区長は、特別の事項を調査審議させるために必要があるときは、臨時の委員を任命することができる。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時の委員の任期は、当該特別の事項を調査審議する期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 審議会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 審議会は、委員長が招集する。

(会議)

第6条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、部会を置くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、板橋区規則で定める。

付 則

(省略)

10 児童福祉法第8条第2項の規定に基づく諮問書（写）

6 板子政第204号
板橋区児童福祉審議会

児童福祉法第8条第2項（昭和22年法律第164号）の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

令和6年7月11日

板橋区長 坂本 健

《諮問事項》

板橋区社会的養育推進計画の策定について

《趣 旨》

板橋区では、令和4年7月に児童相談所を開設し、令和2年3月に策定された東京都社会的養育推進計画を踏まえ、里親等委託の推進をはじめとした社会的養育の体制整備に取り組んでまいりました。

一方で、区に寄せられる児童虐待相談及び対応件数は、年々増加傾向にあり、在宅支援や虐待に至る前の予防的支援策の一層の強化が求められています。

また、令和4年改正児童福祉法では、児童虐待に関する相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化及び事業の拡充、社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化、並びに児童の意見聴取等にかかる仕組みの整備などが明記されました。

今後、区が児童相談所設置市として社会的養育を着実に推進していくためには、東京都の計画と連携・整合を図りながら、その体制整備に向けた基本的考え方や指標を定め、適切にPDCAサイクルを運用する必要があることから、今般、「板橋区社会的養育推進計画（令和7年度～11年度）」を新たに策定することとしました。

つきましては、貴審議会の専門的かつ広範的な見地から、策定にあたりその内容をご検討いただきたく、児童福祉法第8条第2項の規定に基づき諮問いたします。

11 社会的養育に関するアンケート及びヒアリング結果概要

調整中